

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日（金）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

# 目 次

## <企 画 課>

1	H I V感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について	1
2	障害者ケアマネジメント体制支援事業について	1
3	特別児童扶養手当等について	3
4	心身障害者扶養保険について	9
5	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について	13
6	知的障害児（者）基礎調査の実施について	21

## <国立施設管理室>

	国立更生援護施設等の運営について	22
(1)	国立身体障害者リハビリテーションセンター	22
(2)	国立視力障害センター（国立光明寮）	24
(3)	国立重度障害者センター（国立保養所）	24
(4)	国立知的障害児施設（国立秩父学園）	24
(5)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	25
(6)	専門職員の研修について	27
(7)	国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について	28
ア	国立施設への入所手続き	28
イ	その他	30

## <社会参加推進室>

1	障害者自立支援・社会参加総合推進事業について	31
(1)	障害者 I T総合推進事業	31

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	32
(3) 手話通訳関係事業	32
(4) バリアフリーのまちづくり活動事業	32
(5) 身体障害者補助犬の普及について	33
(6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進	34
ア 障害者スポーツの推進	34
イ 文化芸術活動の推進	36
2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について	38
(1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い	38
(2) 平成17年度予算案における改定事項について	38
(3) 日常生活用具給付等事業費の執行について	40
(4) 補装具給付制度等の見直しについて	41
3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について (地域介護・福祉空間整備等交付金)	42
4 国際障害者交流センターについて	43
5 手話通訳技能認定試験等について	48

## <監査指導室>

1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	49
(1) 障害福祉施設等に対する指導監査について	49
(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について	49
(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査 について	50
(4) 精神病院に対する指導監督について	51
2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について	52

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査に ついて . . . . .	52
(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について . . . . .	52
3 その他 . . . . .	52

## 資料

### <企画課>

- 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン） . . . . . 55

### <国立施設管理室>

- 1 国立更生援護施設の概要 . . . . . 56
- 2 高次脳機能障害支援モデル事業〔概念図〕 . . . . . 58
- 3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要 . . . . . 59
- 4 平成17年度国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における  
研修実施計画 . . . . . 61
- 5 平成17年度全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）にお  
ける研修実施計画 . . . . . 67
- 6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所に  
おける研修実施計画 . . . . . 69

### <社会参加推進室>

- 1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧 . . . . . 72
- 2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数 . . . . . 73
- 3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧 . . . . . 74
- 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数 . . . . . 75
- 5 第17回手話通訳技能認定試験の概要（平成17年度実施） . . . . . 76

# <企 画 課>

## 1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく8年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いいたしたい。

ウ また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いいたしたい。

エ さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

## 2 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメント体制支援事業は、地域に暮らす障害者のニーズに即した地域生活を支えることを目的として、障害者ケアマネジメントの普及並びに各自治体における障害者ケアマネジメント体制の整備を目指して実施してきたところである。

イ 障害者ケアマネジメントについては、各自治体や障害者団体等より、位置付けの明確化や制度化等の要望を受けてきたところでもあり、今回の通常国会に上程した「障害者自立支援法（仮称）」において、「市町村を基礎とした障害者相談支援体制の確立」を目指しており、障害者ケアマネジメントの手法を取り入れた相談支援体制の充実を図ることとしている。

ウ このような中、本事業については、制度改正も踏まえ平成17年度も継続的に実施することとしている。特に、障害者ケアマネジメント従事者研修については、本年度の国の研修において3障害合同の演習を行うなどの取り組みを行ったところでもあり、また、平成17年度は制度改正に対応した内容を加えることを想定し、できるだけ早期に要綱等をお示しすることとしているので、各都道府県等におかれては今後の制度改正の動きを踏まえつつ、国の研修内容に準じた準備並びに実施をお願いしたい。

エ なお、新法施行の中で、障害者ケアマネジメント従事者の質の向上や人材養成については、相談支援体制の充実において非常に重要であることから、各都道府県が実施する地域生活支援事業に位置づけているところである。



## 特別児童扶養手当等について

### (1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、毎年、消費者物価指数は低下しているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価下落分(マイナス1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価下落分のみの額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(1.7%)を解消することとする予定である。(当該内容の法案が本年2月4日に国会へ提出され、年度内に成立する見込みである。)

	(現 行)	(平成17年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,900円	→ 据え置き
(2級)	33,900円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,520円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,430円	→ 据え置き
福祉手当(経過措置分)	14,430円	→ 据え置き

#### (参 考)

障害基礎年金1級(月額)	82,758円	→ 据え置き
障害基礎年金2級(月額)	66,208円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

## (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他の他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

## (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和40年政令第270号)」に基づき交付されているところであるが、平成16年度事業実績報告及び平成17年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	15年度		16年度
・ 政令第1条第1号に規定する額	2,297円	→	2,326円
・ 政令第2条に規定する額	1,442円	→	1,458円

## (4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、
  - ①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
  - ②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書

の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
  - ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
  - ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例
- 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

## 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案の概要

### 1. 法律案の内容

#### (1) これまでの経緯

児童扶養手当等の各種手当の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られている。

しかしながら、平成12年度以降は、年金と共にいわゆる物価スライド特例法に基づき、物価の下落に伴う手当額の改定の特例措置を講じており、平成16年度においても、平成16年度物価スライド特例法により1.7%かさ上げされた状態となっている(下記表を参照)。

#### (2) 法律案の内容

○ 平成16年度物価スライド特例法は平成16年度限りの特例措置であり、今後何も措置を講じなければ、平成17年4月からは、本来の自動物価スライドの規定により1.7%引き下げられることとなる。

このため、本法律案は、この1.7%の特例措置の平成17年度以降の取扱い(解消方法)を定めるもの。

○ 具体的には、1.7%の特例措置について、現下の社会経済情勢にかんがみ年金制度における解消の仕組みに準じて、平成17年度以降、

・物価が上昇した際には、手当額を据え置く

・物価が下落した際には、その下落分だけ手当額を引き下げる

ことにより、徐々に解消していくルールを定めるものである。

### 2. 対象となる手当

児童扶養手当	医療特別手当
特別児童扶養手当	特別手当
障害児福祉手当	原子爆弾小頭症手当
特別障害者手当	健康管理手当
経過的福祉手当	保健手当

### 3. 施行期日

平成17年4月1日

(参考)物価の動向(※平成12～14年度は手当額を据え置く特例措置を講じた。)

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0

← 特例措置分累積△1.7



平成12～14年度物価スライド特例法でかさ上げ

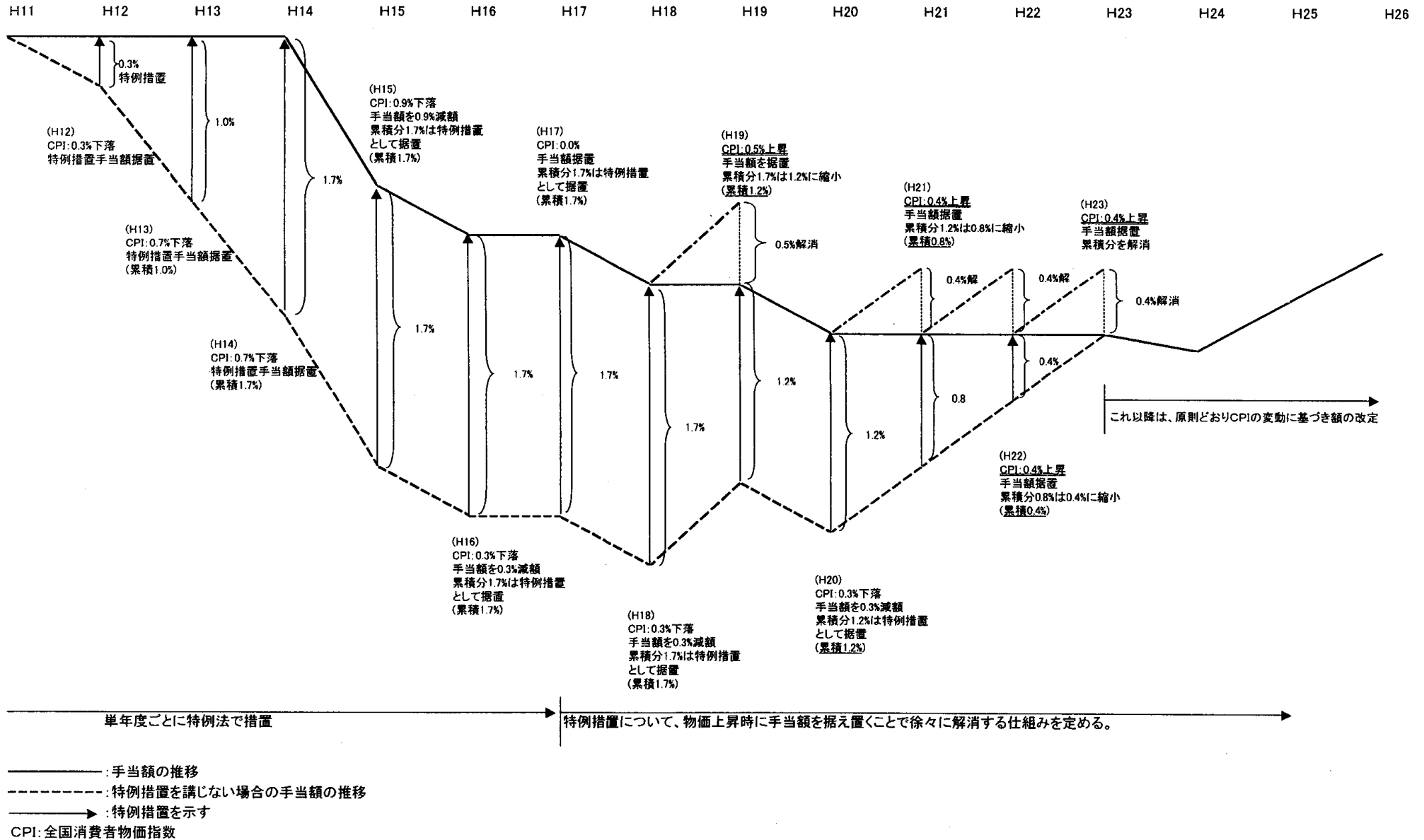
→

↑ 平成15年度物価スライド特例法で引き下げ



平成16年度物価スライド特例法で引き下げ

# 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案のイメージ図



(参考2) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養 親族 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 17 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成 16 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養 親族 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 17 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成 16 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

## 心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、国としてもその必要性も含めて検討が必要と考えている。

## (参考1) 心身障害者扶養共済制度の加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565



(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成15年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	121,084	131,309	143,188	162,263
② 年金資産額	41,267	43,065	44,982	47,740
③ 差引額(①-②)	79,817	88,244	98,206	114,523
④ 公費負担現価	42,884	42,884	42,884	42,884
⑤ 不足額(③-④)	36,933	45,360	55,322	71,639

(参 考)

(平成14年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	117,806	127,891	139,628	158,518
② 年金資産額	40,715	40,715	40,715	40,715
③ 差引額(①-②)	77,091	87,176	98,913	117,803
④ 公費負担現価	43,892	45,942	48,138	51,314
⑤ 不足額(③-④)	33,199	41,234	50,775	66,489

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

中期目標	中期計画
<p data-bbox="443 331 896 367">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="197 427 564 459">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="197 459 1137 662">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="197 662 1137 718">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="197 718 1137 782">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとすること。</p> <p data-bbox="208 821 676 853">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="219 853 1137 917">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="208 1045 645 1077">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="219 1077 1137 1173">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p data-bbox="1400 343 1852 375">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1153 438 1512 470">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1153 470 2116 670">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1153 670 2116 726">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1164 829 2027 861">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1176 861 2116 1021">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1164 1061 1993 1093">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1176 1093 2116 1189">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p>

## 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に関しては、昨年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されることとされている。本法律に関する手続きの詳細等については、現在、鋭意検討を進めており、追って政省令等を整備することとしている。

既に昨年12月20日付で、貴都道府県に対し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省年金局年金課、社会保険庁運営部年金保険課の連名による事務連絡（別添1）にてご協力をお願いするとともに、同日付社会保険庁運営部年金保険課の事務連絡にて同様の内容につき各社会保険事務局長宛お知らせしたところである。改めて本法律について、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては社会保険事務局・市区町村とも連携して本法律の内容の周知広報に努められ、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本法律の実施に当たっては、特別障害給付金の内容や請求手続き等を記載した広報用の資料（別添2）を作成したところであり、先般、貴都道府県・市区町村・社会保険事務局・関係団体へ配布したところである。これらを有効に活用され、国民の皆様への周知徹底を図るようお願いする。

（これまでの経緯）

- ・ 第159回通常国会において、平成16年6月10日、自民党・公明党が「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案」を提出。
- ・ 平成16年12月3日、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」成立。12月10日公布。

# 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律概要

## 第1 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とすること。

## 第2 概要

### 1 対象者(特定障害者)

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

- (1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

- ・当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
- ・65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
- ・(2)において同じ。

- (2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

### 2 支給要件

特定障害者が次のいずれかに該当するとき(2)及び(3)に該当する場合にあっては、厚生労働省令に定める場合に限る。)は、給付金の支給を行わない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- (3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

### 3 給付金の額

- (1) 給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、
  - ・障害の程度が1級に該当する場合は、5万円
  - ・障害の程度が2級に該当する場合は、4万円とする。
- (2) 給付金については、消費者物価指数による物価スライドを行う。

### 4 認定

- (1) 特定障害者は、給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び給付金の額について、65歳に達する日の前日までに社会保険庁長官の認定を受けなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該申請をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を經由して行わなければならない。

### 5 支給期間及び支払期月

- (1) 給付金の支給は、4の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、給付金の支給をすべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

### 6 支給の制限

所得に着目した支給制限を行う。

### 7 支給の調整

給付金は、特定障害者が国民年金法による老齢基礎年金等を受けることができるときは、その額の全部又は一部を支給しない。

### 8 不服申立て

社会保険庁長官のした給付金に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

### 9 国民年金保険料の免除に関する特例

給付金の支給を受けている者について、申請免除の特例措置を講じる

## 10 費用の負担

給付金の支給に要する費用は、その全額を国が負担する。

## 11 事務費の交付

国は、市町村（特別区を含む。）に対し、事務の処理に必要な費用を交付する。

## 12 時効等

- (1) 給付金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- (2) 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
- (3) 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

## 13 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

## 14 経過措置

施行日時点において既に65歳に達している特定障害者については、施行日から5年以内に限り、4(1)にかかわらず、認定の請求ができる。

## 15 検討

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(附則第2条)

(別添1)

事務連絡  
平成16年12月20日

都道府県民生主管部(局)障害保健主管課(部) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省年金局年金課  
社会保険庁運営部年金保険課

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」について

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とした「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)」が、平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されることとなりました。

本法律においては、市区町村を申請窓口とし、国(社会保険庁)において対象者の認定及び給付金の支給を行うこととなりますが、具体的な手続き等については、現在、施行に向けての検討を行っているところであり、追って政省令等を整備することとしています。

なお、本法律は、障害基礎年金等を受給していない障害者の方々に対する特別な福祉的措置を講ずるため制定された経緯があり、また、本法律による特別障害給付金は、対象者からの請求に基づき、支給されることとされていることから、本法律の施行前においても、できるだけ早く対象者の方へ周知を図る必要があります。

つきましては、本法律の概要、及び社会保険事務所担当窓口等にて制度の周知に使用する文書例(以下、別添文書)を送付させていただきますので、ご多忙のところ恐縮ですが、これらの別添文書を適宜ご活用され、国民の皆様への周知等につき、よろしくお取り計らいいただくとともに、市区町村及び関係団体等を通じての周知についてもご協力を頂きますようお願い致します。

## 特別障害給付金 — 17年4月から始まります

### 1. 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

### 2. 対象者

- ・ 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
  - ・ 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

### 3. 支給額

1級：月額5万円（2級の1.25倍）

2級：月額4万円

- ・ 支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・ 所得によって支給制限となる場合があります。
- ・ 老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- ・ 支払は、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。  
（初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。）

### 4. 窓口

- ・ 請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。
- ・ 障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

### 5. 事務の開始日

平成17年4月1日からです。

### 6. ご注意いただきたいこと

- ① 給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。

（4月に請求いただくと5月分から支払額を計算します。）

請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から受け取るためには、17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、4月中に市区町村窓口で請求書を提出してください。

- ② 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

### 7. お問い合わせ窓口

最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。



## 特別障害給付金 - 17年4月からはいじまります

- 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

給付金の支給対象になる方は、お住まいの市区町村役場の窓口で請求手続きを行っていただく必要がありますので、忘れずに手続きをしてください。

### 1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

### 2. 支給額

障害基礎年金1級に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

〃 2級に該当する方：月額4万円

- ・支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。
- ・給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。
- ・支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります。（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。）

### 3. 請求手続きの窓口等

#### (1) 窓口

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。

なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

#### (2) 請求の受け付け開始日

平成17年4月1日から受け付けいたします。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても必要な経過措置が講じられる予定です。

裏面もご覧ください

#### 4. 請求に必要な書類

- \* 1 特別障害給付金請求書
- 2 年金手帳または基礎年金番号通知書（添えることができないときは、その理由書）
- \* 3 障害の原因となった傷病にかかる診断書（次の①及び②に該当する場合は、複数の診断書が必要となります。）
  - ①障害の原因となった傷病が複数ある場合、各傷病についての診断書
  - ②65歳を超えている方は、65歳到達前と請求時現在の傷病についての診断書
- 4 レントゲンフィルム（次の①～③の傷病の場合）及び心電図所見のあるときは心電図の写し
  - ①呼吸器系結核、②肺化のう症、③けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
  - ※①～③以外の傷病であっても認定または審査に際しレントゲンフィルムが必要となる場合があります。
- \* 5 病歴等申立書
- \* 6 受診状況等証明書（3の診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。）
- \* 7 特別障害給付金所得状況届
- <任意加入対象の学生であった方がその他必要なもの>
  - 8 生年月日についての市区町村長の証明書（住民票など）または戸籍の抄本
  - 9 在学証明書
- \* 10 在学内容の証明にかかる委任状（予定）（在学されていた学校について、国民年金法上の適用が不明な場合、社会保険庁（社会保険事務局）が請求者に代わって学校に照会を行うために必要な書類となります。）
- <任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他必要なもの>
  - 11 戸籍の謄本（生年月日及び婚姻年月日確認のため）
  - 12 年金加入期間確認通知書（共済用）（初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合に必要となります。）

\* 印の用紙は、市区町村役場・社会保険事務所に備え付ける予定です。

その他、受診状況等証明書を添付できないなどの理由により初診日の確認ができない場合、65歳到達前の傷病についての診断書が添付できない場合、在学証明書を添付できない場合などにおいては、その他当時の状況を確認できる参考資料を提出していただくこととなります。

#### 5. ご注意いただきたいこと

- ・ 給付金は、請求月の翌月分から支給されます。平成17年4月にご請求いただいた場合には翌月の5月分から支給されます。
- ・ 障害の認定や、初診日、初診日における在学状況や扶養関係等を確認するために必要な書類等が全て揃わない場合であっても、4月中に請求していただくことが可能です。まずは、請求を行っていただき、後日、これらの不足している必要書類等をご提出いただき、認定された場合には、認定後、請求月の翌月分（4月請求の場合、5月分）から支給されます。
- ・ 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間を要する場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月かかることもありますので、あらかじめご了承ください。なお、支給が決定されれば、請求月の翌月分に遡って支給されます。
- ・ なお、給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

お問い合わせ先：最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

厚生労働省 ・ 社会保険庁

<http://www.mhlw.go.jp/> <http://www.sia.go.jp/>

## 0 知的障害児（者）基礎調査の実施について

障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進することは、今後の障害福祉行政の重要な課題であり、これを実現し、知的障害児（者）福祉施策の一層の推進を図るためには、知的障害児（者）の生活の実情とニーズを正しく把握する必要がある。

本調査は、これまで、おおむね5年ごとに実施（前回調査は、平成12年度に実施）していることから、平成17年度に調査を実施することとしている。

調査の詳細については、現在、検討しているところであるが、調査の時期は、平成17年9月1日現在とし、調査の客体は、平成12年国勢調査により設定された調査区から150分の1の割合で無作為抽出された地区内の知的障害児（者）とすることを予定している。

調査は、都道府県、指定都市及び中核市が、福祉事務所の協力を得て調査員を選定して実施することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

おって、詳細が決まり次第、実施方法について説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、御協力を御願います。

**<企画課国立施設管理室>**

## 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**のとおりである。

### (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ① 総合的リハビリテーションの実施
- ② リハビリテーション技術の研究と開発
- ③ リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④ リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成17年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力が方よろしくお願いしたい。

#### ア 高次脳機能障害支援モデル事業

高次脳機能障害（頭部外傷などの後遺症による記憶、判断、認知等の機能障害）を有する者に対する具体的な支援方策を検討するため、平成13年度から国

立身体障害者リハビリテーションセンターが中心となって地方支援拠点機関等と連携し「高次脳機能障害支援モデル事業」に取り組んでいる。

平成16年3月には、平成15年度までの3か年における症例の集積と分析を通じ、標準的な「診断基準」、「訓練プログラム」及び「支援プログラム」を作成し、「高次脳機能障害支援モデル事業報告書」をまとめた。

また、平成15年度から、高次脳機能障害に対する正しい理解とモデル事業の成果を広く普及するため、行政担当者、医師、施設職員等を対象とする研修事業を実施しているところである。

平成17年度においては、前年度に引き続き、作成されたプログラムを活用して、地方支援拠点機関に配置された支援コーディネーターによる関係機関からの当事者や家族等の相談に対する助言や、支援計画の策定などサービスの試行的提供を実施するとともに、関係機関と連携して全国に普及可能な支援体制の確立に向け検討することとしている[資料2]。

## イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに関する専門職員の養成及び研修に取り組んでいる。平成15年度には、養成課程において、手話通訳学科（2年課程）の入学定員の増（15人→30人）を図ったところである。

また、「身体障害者補助犬法」が平成15年10月に完全施行され、従来にもまして良質な補助犬を育成し実働数を増やしていくことが重要となったことから、トレーナーの質を高める必要性が生じている。このため、平成15年度より介助犬トレーナーの研修を実施しているところであり、さらに平成16年度より聴導犬トレーナーについても研修を実施しているところである。

平成17年度においても引き続き取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、研修への参加、当該事業の積極的な活用についてご配慮方お願いしたい。

## (2) 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練を実施しているところである。

平成17年度においても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、より一層、理療教育の充実に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

## (3) 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの機能を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設等に対し周知方願いする。

## (4) 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取り組みとして、

- ① 全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

平成15年度からは、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報交換や、各都道府県・指定都市へ自閉症・発達障害支援センター職員研修会の概要を情報提供し、意見交換、研究討議を行うためのネットワークづくりを「資料3」とおり行っているところである。

また、発達障害全体の支援としては、包括的な支援体制の構築等を図るため、「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、平成17年4月1日より施行されることとなった。これに伴い、国立知的障害児施設においては、従来の研修に加え、平成17年度から新たに都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当者及び保健師、保育士等の現任者に対して、年2回研修を実施することとしている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これら事業への積極的な参加について関係者等に対する周知方願います。

#### (5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。

このうち相談事業は、

- ① 身体障害者福祉にかかる生活、就職、法律、補装具等に関する相談
- ② 障害年金受給者等に対する年金相談



であり、来所による相談をはじめ、電話、文書、電子メール等による相談にも応じている。

研修事業では、

- ① 身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ② 障害者福祉レクリエーション指導者研修

等であり、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的として実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設、団体等への周知方お願いする。

なお、全国身体障害者総合福祉センターは、障害者の利用に配慮した研修室・会議室、宿泊室、体育館等を備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配慮しているところであり、関係者への周知についてご配慮をお願いしたい。

**【施設の概要】**

宿泊室	和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室
研修室・会議室	計8室（10名から240名（イス席の場合350名）程度）
その他	体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台 等

**【連絡先】** 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

## (6) 専門職員の研修について

### ア 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）においては、身体障害者リハビリテーション関係専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

#### ① 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を「資料4」のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

#### ② 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を「資料5」のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等への周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

### イ 知的障害児（者）関係専門職員

知的障害児（者）の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達障害を有する障害児（者）に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福

社施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料6のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

#### (7) 国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設（以下、「国立施設」という。）についても、平成15年4月より利用契約制度が導入されたところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法（以下、「身障法」という。）一部改正及び平成14年6月の身障法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管内市町村への周知についてお願いするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協力方お願いしたい。

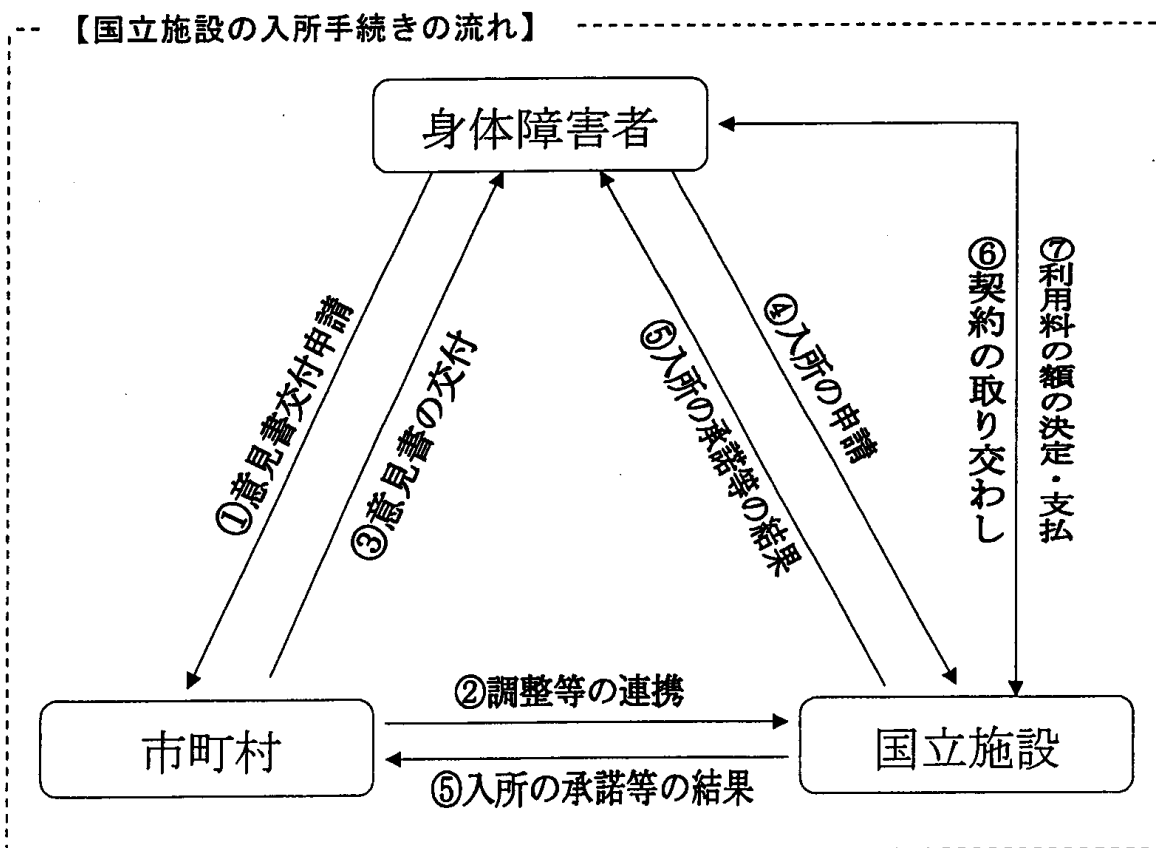
なお、国立施設については、身障法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

#### ア 国立施設への入所手続き

- ① 国立施設への入所手続きは、身障法第17条の3第1項から同条第6項、身障法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）により規定されている。
- ② 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号厚生労

働省社会・援護局長通知)により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」の様式を示している。また、入所に係る留意事項については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について」(平成15年3月28日障企第0328001号障害保健福祉部企画課長通知)において示している。

- ③ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。
- ④ 国立施設への入所を希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管内市町村に対しご指導方よろしく願いたい。



## イ その他

### ① 意見書について

身障法第17条の3第3項に規定されている市町村による意見書の作成に当たっては、国立施設と緊密な連携を図るとともに、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合に身体障害者更生相談所に判定を求めるなどのご指導方お願いしたい。

### ② 利用料について

身障法第17条の3第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなっているので、管内市町村に対し、当該申告に係る手続き等に関してご周知願いたい。

#### (利用料額決定の流れ)

- ⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- ⑧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。
- ⑨ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。

### ③ 国立施設の入所手続き等の見直しについて

今国会に提出している障害者自立支援法案において、国立施設の入所手続き・利用者負担等についても見直しを行うこととしている。その詳細については追ってお知らせする。

# **<企画課社会参加推進室>**

## 1 障害者自立支援・社会参加総合推進事業について

平成16年度より、これまでの社会参加促進関係事業に訪問入浴サービス、更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付等を内容とする自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図り、障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進することとしたところであるが、平成17年度は本年度よりも厳しい財政事情にあることから、各地域内の障害者の実情を十分に把握した上で、障害者IT総合推進事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業をはじめとする各種事業を重点的かつ効率的・効果的に取り組んでいただくようお願いしたい。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業は、基本的に障害者自立支援法（案）に規定する地域生活支援事業に再編されることとなるが、同法（案）第2条並びに第77条及び第78条において、地域生活支援事業は、原則として市町村が行い、都道府県がこれをバックアップすることが明記されている。したがって、これまでの都道府県・市町村の担う役割が大きく変化し、特に市町村においては、これまで都道府県が実施してきた事業を担当する機会が増え、事務の移行に伴う新たな事業実施体制の整備が必要となることが予想される。厚生労働省としては、平成17年度の障害者自立支援・社会参加総合推進事業の執行状況を踏まえて、新しい実施体制への移行のための準備を進めていくこととしており、全国的な視点から各地域の先進的な取組事例等の情報収集及びその提供を行っていくこととしている。各都道府県におかれても、管内市町村の障害者社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業のより一層の推進が図られるよう、管内市町村との連絡を密にし、担当者の連絡会議の開催や事業実施にかかる技術的支援などに関し、ご配慮をお願いする。

### (1) 障害者IT総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、平成16年度から、ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター」を活用し、パソコン教室の開催などを内容とする

「パソコン利用促進事業」を実施し、IT関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者IT総合推進事業」として実施したところである。ITの利活用が障害者の就労能力を引き出し、自立と社会参加を促す効果が期待できることから、さらに積極的な取組をお願いする。

## (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成17年度が最終年度の予定）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

## (3) 手話通訳関係事業

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層の積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

## (4) バリアフリーのまちづくり活動事業

バリアフリーのまちづくり活動事業のうち、障害者等生活環境基盤整備事業



(ハード事業)は、本年度も社会福祉施設整備費で対応する予定であるが、採択方針等については、おってご連絡する予定である。

#### (5) 身体障害者補助犬の普及について

ア 身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての十分な周知が必要である。

各都道府県等におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、補助犬普及の環境整備のため一層の取り組みをお願いしたい。

イ また、社会福祉事業としての訓練事業や受け入れに関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等についてきめ細かな説明を行い十分な理解を得るとともに、必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により適切な対応をお願いする。

ウ さらに、良質な補助犬がこれを必要とし、かつ犬の管理が適切にできる身体障害者に貸与されるよう「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を活用した補助犬の育成に積極的に取り組むようお願いする。当該事業による育成委託先は、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人としているところであるのでご了承願いたい。

エ なお、身体障害者補助犬法については、平成14年10月に施行され、本年10月には施行後3年が経過することから、法律の附則により、施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。このため、今後、必要な情報の把握等を行うことを予定しているのでご協力をお願いする。

## (6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

### ア 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、平成16年度に開催されたアテネパラリンピックやメルボルンデフリンピック、スペシャルオリンピックス冬季世界大会などの国際大会に代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

今後は、こうした大会の成果を十分に生かしつつ、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者スポーツの充実、発展に努める必要がある。

各都道府県等におかれても、上記の状況を踏まえ、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の諸事業や各地域の障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

#### (ア) スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催

本年2月26日から3月5日まで長野県において開催された、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、各都道府県等をはじめとする関係機関のご支援をいただき、成功裏に終了したところである。

本大会に参加したアスリートたちが個々の目標と可能性に向かって懸命に取り組む姿は、多くの国民に希望と感動を与え、障害に対する理解を深めたところであり、今後とも、知的障害者のスポーツの充実にご尽力をお願いする。

#### (イ) 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」により、

引き続きその養成をお願いする。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるので、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、一般のスポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

#### (ウ) 障害者スポーツ大会の開催

平成17年度の全国障害者スポーツ大会が岡山県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会事務局宛・平成17年6月30日(木)必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の厳守についてよろしくお願いする。

なお、全国障害者スポーツ大会は、従前の身体障害者と知的障害者の全国スポーツ大会を統合し、平成13年度から開催しているものであるが、障害者全体のスポーツの推進という観点から、大会実施競技のあり方について、さらに検討を行っていくこととしている。

#### ○ 第5回全国障害者スポーツ大会（「輝いて！おかやま大会」）

開催期間：平成17年11月5日(土)～7日(月)

開催地：岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、岡山県 他

また、平成18年3月に、冬季パラリンピック競技大会がトリノにおいて開催される予定であるので、選手団の派遣に係る便宜の提供等についてご配慮をお願いします。

○ 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

開催期間：平成18年3月10日(金)～19日(日)

開催地：イタリア トリノ

主催：国際パラリンピック委員会、トリノ2006組織委員会

## イ 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度から「障害者芸術・文化祭開催事業」を実施しているところであるが、平成17年度については、山形県のご協力をいただいて開催することとしている。詳細については、平成17年度開催に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いします予定であるのでご了知願うとともに、平成18年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いします。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」における助成対象事業となっているので、各都道府県等におかれても積極的な取組をお願いします。

第5回全国障害者スポーツ大会  
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	41	73	鳥取県	11	16	27
青森県	12	18	30	島根県	12	18	30
岩手県	11	17	28	岡山県	59	90	149
宮城県	10	15	25	広島県	18	25	43
秋田県	11	15	26	山口県	17	23	40
山形県	11	14	25	徳島県	12	18	30
福島県	16	19	35	香川県	13	18	31
茨城県	15	25	40	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	13	17	30
群馬県	13	18	31	福岡県	19	26	45
埼玉県	34	55	89	佐賀県	9	15	24
千葉県	20	30	50	長崎県	14	21	35
東京都	57	78	135	熊本県	16	22	38
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	23	39	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	17	23	40
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21	札幌市	13	17	30
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	16	22	38	さいたま市	17	27	44
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	17	26	43	横浜市	15	25	40
愛知県	22	37	59	川崎市	7	12	19
三重県	13	18	31	静岡市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	20	34
京都府	11	16	27	京都市	13	18	31
大阪府	31	48	79	大阪市	19	24	43
兵庫県	28	40	68	神戸市	18	24	42
奈良県	11	15	26	広島市	12	18	30
和歌山県	11	14	25	北九州市	10	15	25
				福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

## 2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について

### (1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い

厚生年金保険制度においては、厚生年金保険法第79条の規定に基づく福祉施設事業として、厚生年金受給者等に対して、義肢、装具、車椅子及び補聴器等の支給・修理を行う整形外科療養事業を実施してきたところであるが、当該制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされたことから、平成16年度限りで廃止されることとなる。

このことから、昨年10月以降、各社会保険事務所等において、窓口相談業務やポスターの掲示等を通じて当該事業の廃止を利用者に対しお知らせするとともに、平成17年度以降は、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度を利用いただきたい旨の周知が進められている。

したがって、当該事業が廃止されたとしても、これまで給付を受けてこられた方々が困ることのないようにしていくことが大切であるから、厚生年金保険の年金受給者等であって、身体障害者手帳を有する者については、平成17年度以降、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度の対象者となり得ることについて、管内市町村等へ周知願うとともに、今後の補装具給付制度の円滑な運営について御協力をお願いする。

### (2) 平成17年度予算案における改定事項について

平成17年度予算案においては、次の事項に係る改定を予定しているので、管内市町村等に対する周知等をお願いする。

なお、詳細については、改めて通知することとしている。

#### ア 費用徴収基準の見直し

身体障害者に係る補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業における利用者からの費用徴収については、これまで市町村民税非課税世帯からは費用徴収をしない取扱いとしてきたところであるが、既に市町村民税非課税世帯から費用徴収を実施している身体障害児補装具給付事業等、他制度との均衡を図る観点から、

平成18年1月より当該世帯に属する対象者についても費用徴収することとし、  
 下表のように費用徴収基準の見直しを行う予定である。

徴収基準額表（改正前）

（昭和63年4月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額		加算基準額
		更生医療 （入院）	更生医療（入院外） 補装具（交付・修理）	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0



徴収基準額表（改正後・案）

（平成18年1月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額 （補装具交付・修理）	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,100	220

#### イ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大


補装具給付制度における「遮光眼鏡」については、網膜色素変性症の者の羞明感をやわらげることで視力低下の進行を遅らせる等に有効であるとして、平成2年度より補装具の給付種目に取り入れたところであるが、近年、網膜色素変性症と同様に、「白子症」「先天無虹彩」「錐体かん体ジストロフィー」についても有効であるとされたことから、これらの疾病の者についても、遮光眼鏡の給付対象とする予定である。

## ウ 修理基準の見直し（消耗品の廃止）

補装具給付制度の修理基準に規定されている補聴器用乾電池、人工喉頭用電池及び歩行補助つえ用先ゴムについては、補装具の修理として特別の技術を要しないこと、また限られた財源の有効活用を図る必要があることを踏まえ、平成16年度限りで廃止する予定である。

## エ ストマ用装具の特例として紙おむつ等を支給する場合の基準単価の見直し

補装具給付制度における紙おむつ等の支給については、これまでストマ用装具の特例と整理してきたことから、ストマ用装具の基準額に準じた額で給付の基準額を設定してきたところであるが、実勢価格や自治体における給付実績を踏まえ、次のとおりの基準額とする予定である。

[	<b>【現 行】</b>	]
	○ 排便機能障害者 蓄便袋の基準額（8,600円）の範囲内	
	○ 排尿機能障害者 蓄尿袋の基準額（11,300円）の範囲内	
	○ 排便・排尿何れにも機能障害がある者 各々算出した合計額（19,900円）の範囲内	
		
[	<b>【改正後】</b>	]
	○ 一律 12,000円の範囲内	

## (3) 日常生活用具給付等事業費の執行について

日常生活用具給付等事業費に係る補助金の交付決定については、昨年度に引き続き省内予算の流用等を行うことで、可能な限り財源の確保に努めてきたところであり、所要見込額に対して約9割程度の財源確保ができる見通しとなったので、特段のご理解とご配慮を賜りたい。



また、平成17年度においても厳しい財政状況に変わりがないことから、基準単価の見直しに努めるなど、運用上の工夫を図りたいと考えているので、引き続き、本事業の円滑な運営にご協力をお願いします。

#### (4) 補装具給付制度等の見直しについて

昨年10月の「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」において、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する基本的な考え方を提示したところであるが、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」を設置し、補装具及び日常生活用具の給付範囲の見直し等といった諸課題につき検討を進めているところであるので、その旨御了知を願いたい。

なお、本検討状況については、厚生労働省ホームページを通じて、適宜、議事内容を情報提供する予定である。

### 3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について（地域介護・福祉空間整備等交付金）

地域介護・福祉空間整備等交付金に関する具体的内容については、2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議にて既にお示ししているところであるが、障害関係施設の整備を行う場合には、都道府県においては国の基本方針に基づいて基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することとなるので、関係部局等との緊密な連携を図り当該計画に位置づけたうえで、効率的な施設の設置に向けて取り組むようお願いする。

（別冊「地域介護・福祉空間整備等交付金について」参照）

なお、障害関係施設のうち、特に聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところである。

したがって、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設の整備を全都道府県において整備促進することとされている点にご留意のうえ、施設生活環境改善計画を策定されたい。

## 4 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成17年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成16年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

### (1) 平成17年度事業計画について

#### ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成17年6月～平成18年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

#### イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成17年7月・平成18年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成17年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

### ○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

### ○ メールマガジンの発信（平成17年3月1日開設）

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

### ○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。

### ○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

### ○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

**オ 障害者芸術・文化活動支援事業**

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催（年2回実施予定）

**カ 国際交流事業**

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

## (2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

### 【施設の概要】

#### 1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

#### 2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、  
泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

#### 3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡，延床面積 約12,000㎡）

#### 4 主な施設内容

##### ○多目的ホール

（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））

##### ○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

##### ○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

##### ○レストラン（50席）、駐車場

#### 5 障害者のための特別な機能

##### ○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

##### ○館内自動音声案内設備

##### ○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内  
設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

## 5 手話通訳技能認定試験等について

平成16年度の第16回手話通訳技能認定試験は、平成16年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成17年3月31日(木)に合格者の発表が行われる予定である。

平成15年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,533人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成16年度認定試験から学科試験合格者の次年度以降の学科試験免除期間が2年間から1年間に変更になっているのでご了知願いたい。

また、身体障害者福祉促進事業費委託費のうち、手話通訳指導者養成研修事業費の委託先が(財)全日本聾唖連盟から(社福)全国手話研修センターに変更されたことも併せてご了知願いたい。



# <企画課監査指導室>

## 1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

### (1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、障害福祉施設等における利用者に対する虐待等の不祥事が発生している現状を鑑み、入所者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通達に基づく適正かつ厳正な執行を図る観点から特段のご配慮をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営が図られるよう指導方お願いする。

### (2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「市町村指導指針」を参考に、地方自治法に基づき、

管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市において定期的な指導の実施に努められたい。

### (3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

#### ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

#### イ 平成17年度指導監査の重点事項等

##### (ア) 特別児童扶養手当について

###### ① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

###### ② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

###### ③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

## 2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成17年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

### (2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

平成17年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成17年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

#### (指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

## 3 その他

平成16年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況については、別途通知するので提出方お願いする。

## 平成17年度 障害福祉関係(特別児童扶養手当等) 指導監査実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 (案)		和歌山県	奈良県	千葉県		山形県	岡山県	佐賀県	京都府	東京都	高知県	
		長野県	滋賀県	富山県		鳥取県	長崎県	三重県	埼玉県	広島県	大阪府	
				宮崎県		山梨県		福井県	大分県	徳島県	兵庫県	
		(2)	(2)	(3)		(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成17年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画  
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市ごと実施日を定め通知	(都道府県) [24]	(注)
	北海道 青森県 岩手県 秋田県	対象都道府県・市については、都合により変更することがある。
	山形県 福島県 栃木県 千葉県	
	新潟県 富山県 石川県 福井県	
	山梨県 三重県 京都府 広島県	
	山口県 徳島県 愛媛県 高知県	
	熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	
	(指定都市) [6]	
	仙台市 千葉市 川崎市 名古屋市	
	京都市 福岡市	
[合計 30]		

※ 平成16年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成17年度において追加して実施する場合がある。

資料編

<企画課>



## 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

### ・ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスの推進

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	約 51,560人	約 55,230人	約 91,200人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 4,920人分	約 5,060人分	約 5,220人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,230か所	約 1,300か所	約 1,380か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約 9,710人分	約 10,000人分	約 10,330人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 230か所	約 240か所	約 250か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 410か所	約 430か所	約 440か所	約 470か所

### ・グループホームや通所授産施設などの住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	約 19,920人分	約 23,600人分	約 30,710人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 3,910人分	約 4,240人分	約 4,560人分	約 5,200人分
通所授産施設	約 68,240人分	約 69,590人分	約 70,950人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	約 5,700人分	約 5,960人分	約 6,220人分	約 6,700人分

資料編

**<企画課国立施設管理室>**

# 1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院)  TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102		埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名  イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター  TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
	国立塩原視力障害センター  TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 那須塩原市	
	国立神戸視力障害センター  TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	
	国立福岡視力障害センター  TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター  TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
	国立別府重度障害者センター  TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	
国立 児 立 施 知 設 的 障 害	国立秩父学園  TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施  定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	<a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a>
国立函館視力障害センター	<a href="http://www.hakodate-nhb.go.jp/">http://www.hakodate-nhb.go.jp/</a>
国立塩原視力障害センター	<a href="http://www.shiobara-nhb.go.jp/">http://www.shiobara-nhb.go.jp/</a>
国立神戸視力障害センター	<a href="http://www.kobe-nhb.go.jp/">http://www.kobe-nhb.go.jp/</a>
国立福岡視力障害センター	<a href="http://www.fukuoka-nhb.go.jp/">http://www.fukuoka-nhb.go.jp/</a>
国立伊東重度障害者センター	<a href="http://www.ito-nrh.go.jp/">http://www.ito-nrh.go.jp/</a>
国立別府重度障害者センター	<a href="http://www.beppu-nrh.go.jp/">http://www.beppu-nrh.go.jp/</a>
国立秩父学園	<a href="http://www.chichibu-gakuen.go.jp/">http://www.chichibu-gakuen.go.jp/</a>

## 2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]

13～15年度

16～17年度 (予定)

18年度以降

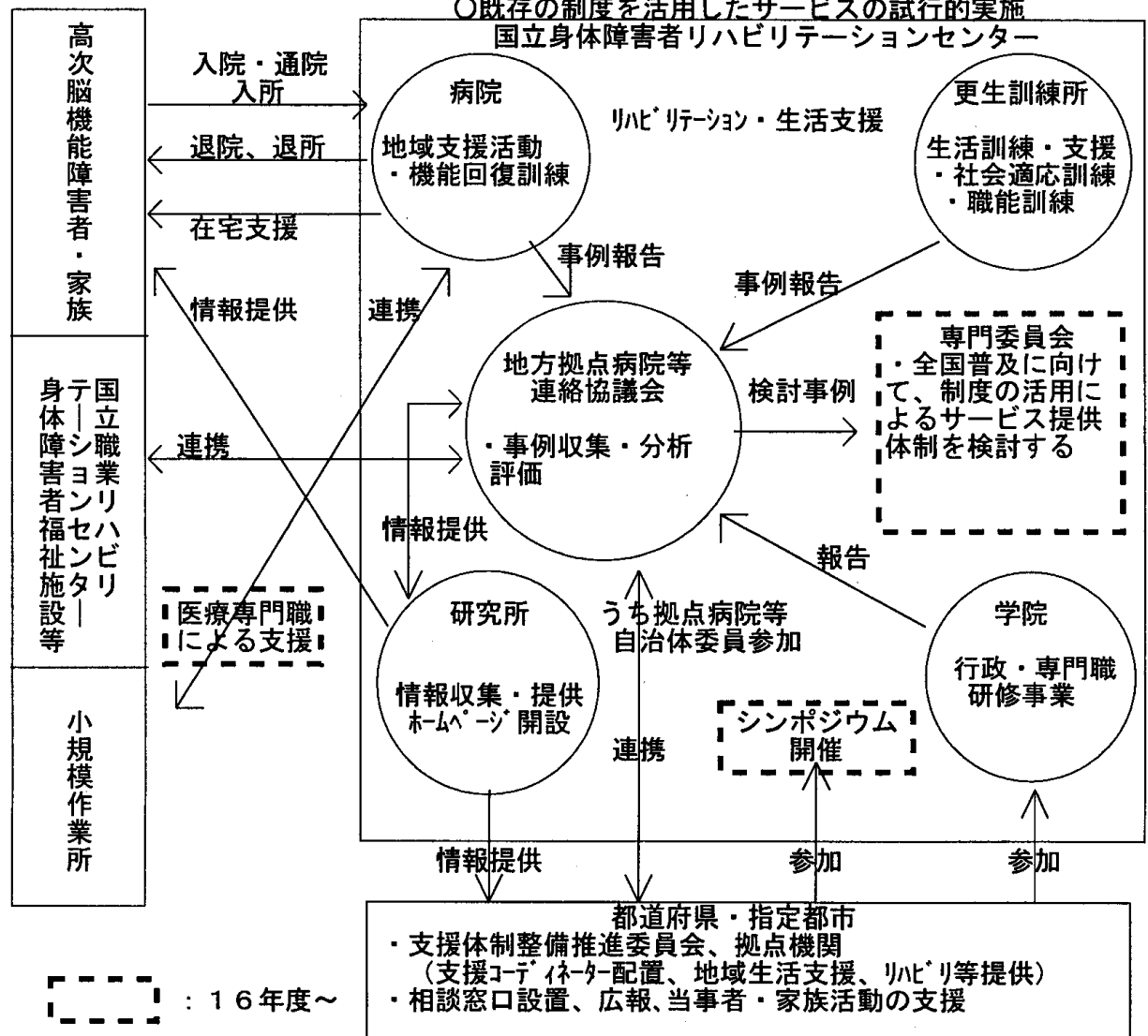
○サービスの試行的実施

事例収集・分析

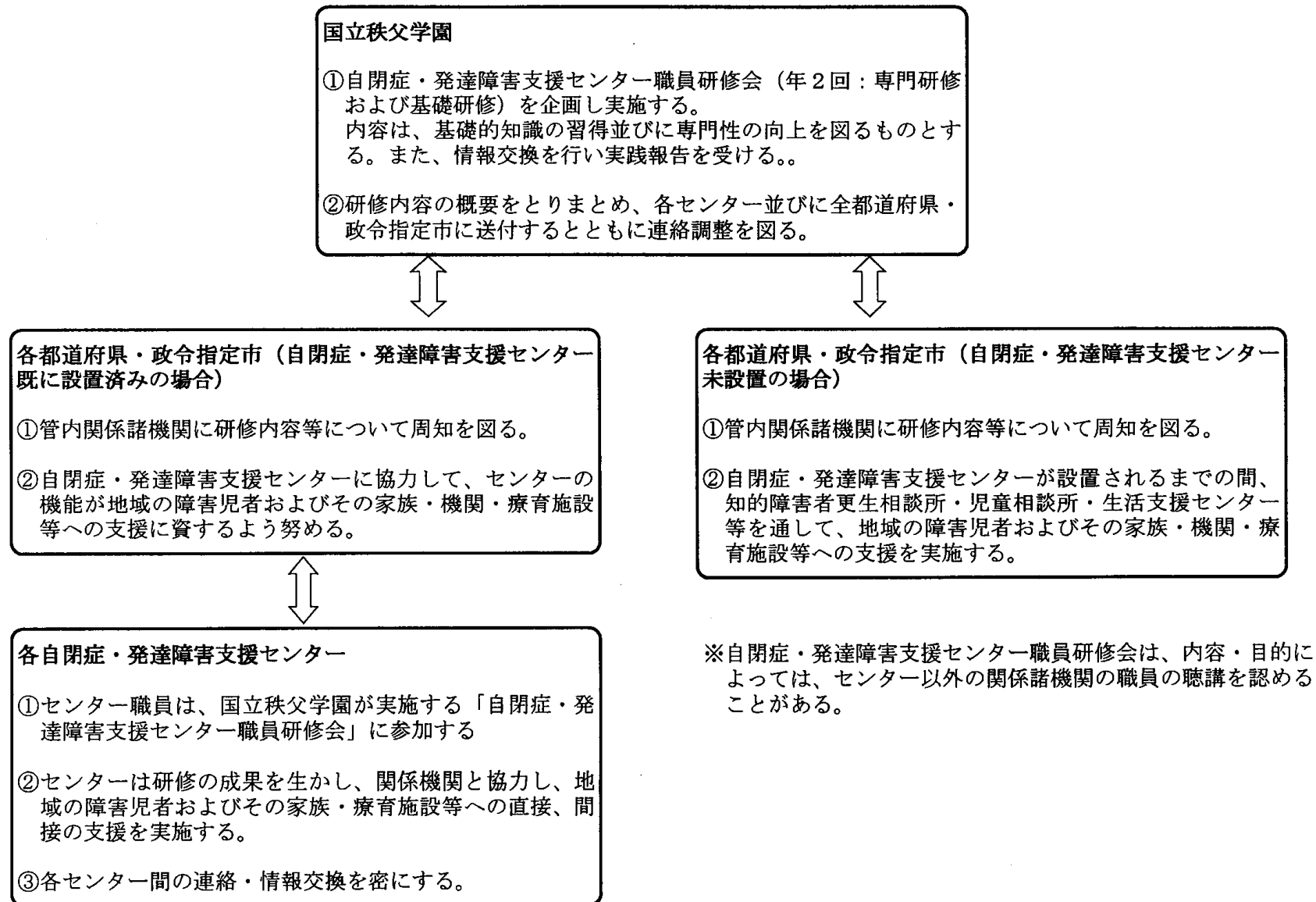
「診断基準」  
「訓練プログラム」  
「支援プログラム」  
の提示

○既存の制度を活用したサービスの試行的実施  
国立身体障害者リハビリテーションセンター

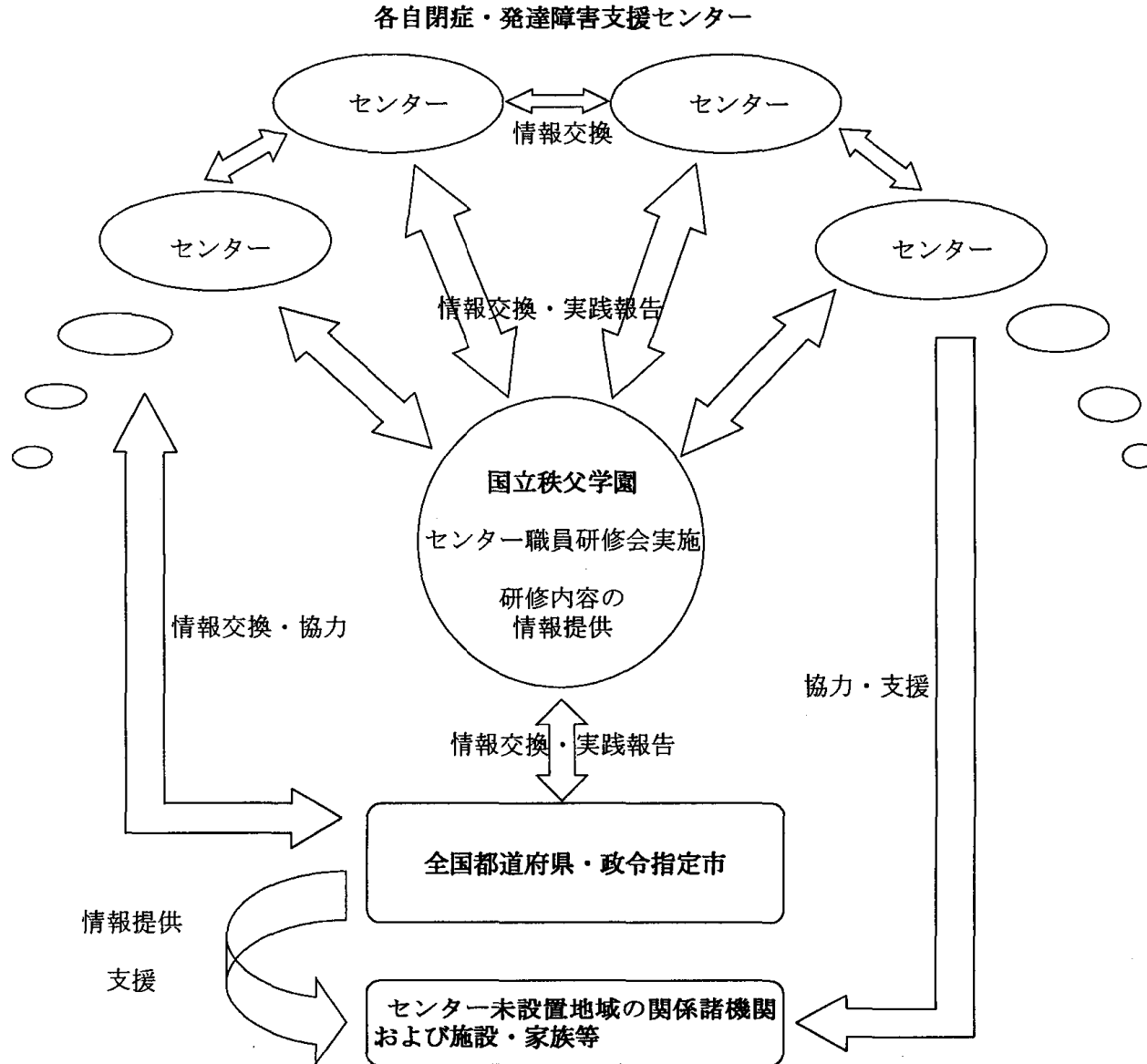
○全国で各種制度を活用して、確立された支援プログラムを実施



### 3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク〔概念図〕



#### 4 平成17年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月11日(月)～7月15日(金) 【第2回】 1月16日(月)～1月20日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語・そしゃく機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、音声・言語・そしゃく機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月12日(月)～9月16日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月5日(月)～12月9日(金) 【第2回】 3月13日(月)～3月17日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月12日(月)～12月16日(金)	5日	20名



研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
15条指定医師研修会	各都道府県・指定都市・中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月9日(木)～2月10日(金)	2日	60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員。	11月10日(木)～11月11日(金) (予定)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で、所属長の推薦する者。	11月16日(水)～11月18日(金)	3日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月5日(水)～10月7日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月14日(月)～11月15日(火)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月23日(月)～5月27日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月26日(月)～9月30日(金)	5日	20名
手話通訳指導者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事しようとする者に、手話についての専門的知識と実技を習得させることにより、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする	①身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね2年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月30日(水)～12月2日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	5月30日(月)～6月3日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員。	7月19日(火)～7月22日(金)	4日	60名
手話通訳者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事する者または手話通訳業務に従事している者について①国語の理解が不十分な聴覚障害者に対する場合でも、②個人的社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーション・情報を確保する必要がある場合でも③高度教育や企業内教育のように専門的言語が使用される場合でも、聴覚障害者に十分伝達できる手話についての専門的知識と技術を習得させることにより聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	①国立リハセンターの手話通訳指導者研修会を修了した者等であって、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね5年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		45名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月17日(月)～10月21日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月25日(火)～10月28日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要の専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦する者。	1月31日(火)～2月3日(金)	4日	60名
靴型装具専門職員研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	義肢装具士で、靴型装具の製作・適合業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	休 止		15名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
電動義手装具専門職員研修会	義肢装具士に電動義手の理論、製作、適合技術の普及のため、電動義手装具に関する必要な専門的知識及び専門技術を習得させることを目的とする。	医学・工学・義肢装具専門分野(特に義手)の基礎的知識を修得し、現在、義手の製作に携わっている義肢装具士で所属長の推薦する者。	休 止		10 名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(前期) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう者用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月20日(月)～6月24日(金) 【後期】 11月7日(月)～11月11日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者で、所属長の推薦する者。	2月27日(月)～3月3日(金)	5 日	20 名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会(短期コース) (一般研修コース)	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする	都道府県・指定都市における行政担当者、並びに、関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部(局)長から推薦のある者。	2月15日(水)～2月17日(金)	3 日	200 名

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

5 平成17年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修実施計画

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	<p>【身体障害者コース】 12月13日（火） ～12月16日（金）</p> <p>【知的障害者コース】 &lt;第1回&gt; 9月20日（火） ～9月23日（金） &lt;第2回&gt; 1月10日（火） ～1月13日（金）</p>	4日	150名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	新任職員（異動による新任を含む）。	6月7日（火） ～6月9日（木）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	OT・PT・スポーツ指導員・看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月4日（火） ～10月6日（木）	3日	100名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：宮城県仙台市）	11月24日（木） ～11月25日（金）	2日	70名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員。	2月23日（木） ～2月24日（金）	2日	70名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会 ～身体障害者コース～		身体障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、身体障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 7月5日（火） ～7月8日（金）	4日	150名	
			地域で身体障害者支援業務に携わる者について、より実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で身体障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 （現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む）	<アドバンスコース> 1月25日（水） ～1月27日（金）	3日	50名

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 ～知的障害者コース～	知的障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、知的障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者	<第1回ベーシックコース> 6月21日(火) ～6月24日(金) <第2回ベーシックコース> 10月18日(火) ～10月21日(金)	4日	180名	
	地域で知的障害者支援業務に携わる者についてより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で知的障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 (現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 3月7日(火) ～3月9日(木)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者	<第1回ベーシックコース> 7月19日(火) ～7月22日(金) <第2回ベーシックコース> 11月8日(火) ～11月11日(金)	4日	70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者。 (現在、リーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 2月7日(火) ～2月9日(木)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月2日(火) ～8月5日(金) <第2回> 8月23日(火) ～8月26日(金) <第3回> 3月21日(火) ～3月24日(金)	4日	120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。
				4日	120名	
				4日	120名	

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(その他) 平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。開催内容等は別途通知します。

## 6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
第82回 指導員・保育士コース	10日間	5月30(月)～ 6月10日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害医学・諸援助方法・援助技術演習等を主な内容とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第13回 看護師コース	5日間	7月11日(月)～ 7月15日(金)	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。本年度は、自閉症・発達障害の理解、行動障害の理解とその対応等を加える。	知的障害関係施設利用者の健康管理にあたる看護師	40
第10回 新任職員コース	5日間	9月12日(月)～ 9月16日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害関係施設の職員	40
第83回 指導員・保育士コース	10日間	10月17日(月)～ 10月28日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、暮らしを支える～知的障害者への支援～をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第10回 施設長コース	3日間	11月15日(火)～ 11月17日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理の方	30



テーマ別研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
自閉症入門コース	3日間	10月5日(水)～ 10月7日(金)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症療育トレーニングセミナー	3日間	11月8日(火)～ 11月10日(木)	自閉症・発達障害の障害特性の理解を深め、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症・発達障害支援者養成の一環とする。	知的障害関係施設の職員	20
行動障害コース	3日間	12月7日(水)～ 12月9日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実践などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立療養所の看護師・知的障害者更生相談所職員	40
地域移行支援コース	3日間	2月1日(水)～ 2月3日(金)	地域移行についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月19日(土)～ 11月20日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。本年度は、「ソーシャル・スキルトレーニング」をメインテーマとする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200

発達障害関係職員研修会

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
専門コース	3日間	7月1日(金)～ 7月3日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	40
基礎コース	3日間	2月17日(金) 2月19日(日)			
指導者コース	3日間 (年2回 実施予定)	日程については 検討中	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対しアスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	60

知的障害者更生相談所職員研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月30(水)～ 12月2日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県および政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	40

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

資料編

**<企画課社会参加推進室>**

# 1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成17年3月現在)

都道府県	箇所数	実施主体
1 北海道	17	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、名寄市他、室蘭市、美唄市他、小樽市、滝川市、稚内市、根室市他、岩見沢市、千歳市
2 青森県	6	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市
3 岩手県	19	盛岡市、零石町、紫波町、花巻市他、石鳥谷町、東和町、北上市、水沢市、江刺市、前沢町、一関市、花泉町、大船渡市、宮古市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、久慈市
4 宮城県	3	多賀城市、石巻市、塩竈市
5 秋田県	10	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市、象潟町
6 山形県	8	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市
7 福島県	13	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町、二本松市、相馬市、棚倉町
8 茨城県	9	水戸市、結城市、水海道市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市
9 栃木県	7	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市、黒磯市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	20	川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市、新座市、鶴ヶ島市、東松山市、秩父市、深谷市、越谷市、久喜市
12 千葉県	11	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、市原市、鎌ヶ谷市
13 東京都	0	
14 神奈川県	22	横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、藤野町、南足柄市、中井町、開成町、湯河原町
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	11	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、小杉町、立山町
17 石川県	11	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町、野々市町、中島町
18 福井県	9	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、和泉村
19 山梨県	10	甲府市、都留市、韮崎市、増穂町、竜王町、富士河口湖町、春日居町、八代町、富士吉田市、大月市
20 長野県	56	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村、長野市、諏訪市、駒ヶ根市、阿智村、小諸市、佐久市、小海町、白田町、佐久町、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、東御市、真田町、茅野市、下諏訪町、富士見町、養輪町、辰野町、宮田村、南箕輪村、高遠町、阿南町、豊丘町、南木曾町、明科町、波田町、穂高町、梓川村、三郷村、堀金村、山形村、麻績村、松川村、大町市、池田町、小布施町、三木村、板城町、豊野町、小川村、千曲市、中野市
21 岐阜県	17	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、池田町、恵那市、端浪市、本巣市、飛騨市
22 静岡県	55	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、磐田市、伊東市、掛川市、島田市、御殿場市、天竜市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、中川根町、小笠町、菊川町、大東町、浅羽町、福田町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	13	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市、鳥羽市、久居市他、飯高町、安濃町、朝日町
25 滋賀県	30	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、中主町、野洲町、今津町他、甲西町、米原町、志賀町、石部町、水口町、甲南町、信楽町、安土町、日野町、竜王町、永源寺町、五箇荘町、豊郷町、甲良町、山東町、湖東町、伊吹町、近江町、高月町
26 京都府	14	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市、向日市、京丹後市、園部町、井手町他
27 大阪府	43	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町、泉大津市、豊能町、忠岡町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、八千代町他、稲美町、播磨町、夢前町他、太子町他、千種町他、美方町、養父市、香住町他、和田山町他、春日町
29 奈良県	14	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町、五條市、川西町、室生村、御杖村
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他
31 鳥取県	4	鳥取市、米子市、倉吉市、中山町
32 島根県	15	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町、石見町他、横田町他、斐川町、多伎町、大社町、田原町
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	28	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、東城町、久井町、御調町、安芸高田市、黒瀬町、本郷町、瀬戸田町、庄原市
35 山口県	14	下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山口市、下松市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美祢市、美和町
36 徳島県	12	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、川島町他、市場町他、海南町他、羽ノ浦町他、石井町他、半田町他、三野町他
37 香川県	7	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市
38 愛媛県	11	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、北条市、伊予市、東予市、四国中央市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、土佐市他
40 福岡県	12	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市
41 佐賀県	3	佐賀市、唐津市、伊万里市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、鹿本市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	10	鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、国分市、西之表市他、伊集院町他、和泊町
47 沖縄県	15	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村、北谷町、嘉手納町
計	651	

## 2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成16年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数				コーチ
	初級	中級	上級	人	
1 北海道	432	380	45	4	3
2 青森県	137	124	6	6	1
3 岩手県	164	140	23	1	0
4 宮城県	219	199	19	1	0
5 秋田県	229	214	12	2	1
6 山形県	150	126	17	7	0
7 福島県	274	254	15	5	0
8 茨城県	575	549	21	5	0
9 栃木県	273	251	14	6	2
10 群馬県	293	261	19	11	2
11 埼玉県	1,324	1,172	98	48	6
12 千葉県	541	492	38	8	3
13 東京都	1,763	1,555	133	65	10
14 神奈川県	453	376	58	18	1
15 新潟県	691	651	32	7	1
16 富山県	279	250	23	5	1
17 石川県	159	146	10	3	0
18 福井県	131	128	3	0	0
19 山梨県	104	94	9	1	0
20 長野県	470	408	45	15	2
21 岐阜県	215	205	7	2	1
22 静岡県	523	482	23	17	1
23 愛知県	707	645	40	20	2
24 三重県	320	289	28	3	0
25 滋賀県	268	217	39	12	0
26 京都府	209	188	16	5	0
27 大阪府	1,255	1,080	156	15	4
28 兵庫県	679	597	69	9	4
29 奈良県	241	201	36	4	0
30 和歌山県	265	247	15	3	0
31 鳥取県	33	33	0	0	0
32 島根県	91	81	7	3	0
33 岡山県	435	413	18	4	0
34 広島県	212	194	14	4	0
35 山口県	181	168	8	4	1
36 徳島県	187	177	7	3	0
37 香川県	143	132	7	4	0
38 愛媛県	260	245	10	4	1
39 高知県	196	154	32	8	2
40 福岡県	506	475	23	7	1
41 佐賀県	147	142	3	2	0
42 長崎県	214	209	4	1	0
43 熊本県	426	403	15	7	1
44 大分県	513	472	31	7	3
45 宮崎県	122	116	5	1	0
46 鹿児島県	244	234	9	1	0
47 沖縄県	177	157	15	5	0
48 札幌市	208	174	28	6	0
49 仙台市	224	163	54	7	0
50 さいたま市	70	62	5	3	0
51 千葉市	73	63	8	2	0
52 横浜市	480	438	33	8	1
53 川崎市	129	123	4	2	0
54 名古屋市	322	281	26	14	1
55 京都市	275	231	32	9	3
56 大阪市	413	324	61	22	6
57 神戸市	343	302	31	7	3
58 広島市	159	134	15	7	3
59 北九州市	193	181	8	3	1
60 福岡市	270	244	13	11	2
合計	20,589	18,446	1,595	474	74

資料：(財)日本障害者スポーツ協会調べ

### 3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成17年2月末現在)

都道府県・指定都市名	名称	〒	住所	対象とする障害者			
				3障害者	身体知的	身体のみ	知的のみ
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 かでる2.7(道民活動センタービル)4階		○		
2 青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3 岩手県	—	—	—				
4 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
5 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	○			
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	○			
7 福島県	(財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 県障害者支援グループ内	○			
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉部障害福祉課内	○			
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 ちぎ福祉プラザ内		○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-8525 379-2214	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内 伊勢崎市下触町238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内			○	○
11 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3F	○			
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター内	○			
13 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F		○		
14 神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			○	○
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内		○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		○		
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1F	○			
18 福井県	—	—	—				
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	○			
20 長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	○			
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階	○			
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内			○	
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26 京都府	京都府障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目 府障害保健福祉室内	○			
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内	○			
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30 和歌山県	和歌山県身体障害者スポーツ協会 和歌山県ゆゆうあいスポーツ協会	641-0014 640-1162	和歌山市毛見翠ノ浦1437-218 県子ども・障害者相談センター内 海南市上谷777-1 太陽の丘内			○	○
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	○			
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○			
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		○		
34 広島県	—	—	—				
35 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	○			
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター6階				
37 香川県	—	—	—				
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 西条市免之山字上ノ向甲322 西条福祉園内			○	○
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内	○			
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内		○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24		○		
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市長嶺南2-3-2	○			
44 大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内			○	
45 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		○		
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま内	○			
47 沖縄県	—	—	—				
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ8F	○			
50 さいたま市	—	—	—				
51 千葉市	—	—	—				
52 横浜市	—	—	—				
53 川崎市	—	—	—				
54 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	○			
55 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
56 大阪市	(社)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内			○	
57 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	○			
58 広島市	—	—	—				
59 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区奉ヶ丘10-5 市障害者スポーツセンター内	○			
60 福岡市	福岡市障害者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	○			
合 計				30	15	5	4

(注)：3障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

#### 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	15	島根県	7
青森県	15	岡山県	16
岩手県	7	広島県	12
宮城県	6	山口県	10
秋田県	6	徳島県	7
山形県	6	香川県	9
福島県	19	愛媛県	16
茨城県	12	高知県	8
栃木県	9	福岡県	11
群馬県	27	佐賀県	3
埼玉県	68	長崎県	13
千葉県	22	熊本県	13
東京都	326	大分県	10
神奈川県	79	宮崎県	11
新潟県	8	鹿児島県	11
富山県	8	沖縄県	6
石川県	15	札幌市	23
福井県	7	仙台市	11
山梨県	8	さいたま市	19
長野県	22	千葉市	5
岐阜県	12	横浜市	47
静岡県	17	川崎市	20
愛知県	26	名古屋市	12
三重県	23	京都市	32
滋賀県	12	大阪市	11
京都府	27	神戸市	15
大阪府	65	広島市	11
兵庫県	32	北九州市	9
奈良県	16	福岡市	16
和歌山県	17		
鳥取県	6	合計	1,332

(注) 第15回(平成15年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

## 5 第17回手話通訳技能認定試験の概要(平成17年度実施)

### (1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

### (2) 試験期日及び試験地(予定)

#### ア 一次(筆記)試験

平成17年9月25日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

#### イ 二次(実技)試験

平成17年11月27日(日) 東京都及び大阪府

### (3) 試験科目(予定)

#### ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

#### イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、  
読み取り(筆記)通訳

### (4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者



# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部  
障 害 福 祉 課

# 目 次

	頁
<b>1 支援費制度の推進等について</b> . . . . .	1
(1) 17年度における支援費予算について	
① 居宅生活支援費について	
② 施設訓練等支援費について	
(2) 支援費事業経営実態調査の実施について	
(3) その他	
① 居宅介護従業者養成研修について	
② その他の留意事項	
(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて	
<b>2 障害者の就労支援について</b> . . . . .	6
(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進	
① 障害者就業・生活支援センター事業について	
② 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）	
(2) 福祉部門における就労支援の充実	
① 小規模作業所の支援の充実強化事業	
② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議	
③ 福祉工場の事前協議等	
(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について	
<b>3 発達障害者の支援について</b> . . . . .	13
(1) 発達障害者支援法の成立	
(2) 発達障害者支援体制整備事業	
(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業	

	頁
<b>4 障害者の生活支援について</b> . . . . .	21
(1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて	
(2) 障害者自立支援等総合推進事業等について	
(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について	
(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について	
① 成年後見制度利用支援事業	
② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知	
<b>5 障害児の療育支援等について</b> . . . . .	24
(1) 重症心身障害児（者）通園事業について	
(2) 難聴幼児通園施設の運営について	
(3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について	
(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について	
<b>6 平成17年度における障害福祉施設の整備について</b> . . . . .	31
<b>7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について</b> . .	32
(1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について	
(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応	
① 人権侵害等の防止について	
② 不正・不明瞭な経理処理の防止について	
③ 施設整備に係る不正の防止について	
④ 苦情解決の取組について	
⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について	
<b>8 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて</b>	35
(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み	
(2) のぞみの園における養成・研修の実施について	
<b>9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について</b> . . . . .	36

## 参 考 資 料

	頁
1 平成17年度支援費基準(案) . . . . .	37
2 平成17年度障害児施設等の補助単価(案) . . . . .	47
3 平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策補助金の補助基準額(案) . . .	49
4 平成17年度身体障害者保護費の補助基準額(案) . . . . .	50
5 行動援護について(案) . . . . .	51
6 障害児タイムケア事業の実施について(案) . . . . .	53
7 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画(平成17年度) . . .	56
8 発達障害者支援法要綱 . . . . .	57

## 1 支援費制度の推進等について

### (1) 17年度における支援費予算について

#### ① 居宅生活支援費について

##### ア 平成17年度予算(案)について

居宅生活支援費については、17年度予算(案)において、93,009百万円(うち、18年1月からの義務的経費分16,112百万円)を計上しており、16年度当初予算に対して、32,822百万円の増額を図ったところである。

これらの予算については、今後の利用者増への対応及びこれに必要な安定的な財源の確保を図るため、以下のような平成17年度当初から実施予定の運用上の工夫及び18年1月以降実施予定の制度改正などを含む、障害者施策全般の見直しを図ることを前提としたものである。

##### ア) 17年4月実施予定の運用上の工夫について

- ・ホームヘルプサービスの身体介護及び身体介護を伴う移動介護における1時間30分を超える利用時における加算単価の見直し
- ・ホームヘルプサービスを1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔を概ね2時間以上空けること
- ・行動援護の新設
- ・グループホームにおいて、入居者全員を定例的に毎週土・日曜日に帰省させるなど運営されていない曜日がある場合に対する対応(詳細については、別途通知予定)

##### イ) 18年1月実施予定の制度改革に伴う見直しについて

- ・サービス量と所得に着目した利用者負担の導入
- ・居宅生活者との負担のバランスを踏まえた、デイサービスやショートステイの食費負担の自己負担化
- ・国の支弁の義務的経費化

なお、具体的な内容や実施方法等については、早期に随時お示ししていくこととしているので、ご了解方お願いしたい。

上記のほか、後述している「その他の留意事項」など、居宅支援サービスの事業運営及びサービス内容の適正化など必要な見直しや疑義解釈等について、引き続き行うこととしているので、併せて周知方よろしくお願いしたい。

イ 障害児タイムケア事業について

17年度については、モデル事業的に行うとし、原則として、各都道府県で2市町村、指定都市・中核市で1事業を実施する予定としている。今後、本事業を希望する市町村からの事業計画書等の協議書の提出をお願いすることとしているが、各都道府県においては、2市町村の推薦をお願いしたい。

ウ 16年度執行について

16年度については、当初予算で602億円の予算を確保しているところであるが、サービス量の伸びの推移をみると、国庫補助所要額が当初予算を大幅に上回る見込となっている。

このため、16年10月から実施している単価の適正化などの支援費制度運用上の工夫や省内予算の流用の他に、例外的に約173億円の補正予算を計上したところである。

今後、所用の手続きを経て、執行することとなるので、事務手続等において遺漏のないよう宜しくお願いしたい。

② 施設訓練等支援費について

施設訓練等支援費については、17年度予算（案）において、290,165百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、3,047百万円（+1.1%）の増額を図ったところである。

その内容としては、以下の項目を含んでいる。

ア 通所授産施設等の新設等による利用定員の増加見込み

イ 実勢に応じた施設支援費基準額の見直し（対16年度基準額  $\Delta$ 1.7%、17年4月実施）

ウ 制度改正による利用者負担の見直し（18年1月実施）

- ・ 在宅と施設のバランスのとれた負担の導入（食費、居住費及び知的入所施設の医療費などの実費負担）
- ・ サービスの利用量や所得に着目した負担の導入

(2) 支援費事業経営実態調査の実施について

支援費基準額については、それぞれのサービスの実態等を踏まえて、適宜見直しを行っているところであるが、18年1月及び10月からの制度改正に合わせて、その体系や水準の抜本的な見直しを行うこととしている。

については、支援費基準額は各々のサービスに通常要する費用の額を勘案して設定することとされているため、支援費の対象となる居宅サービス事業所や施設について、その経営実態を把握する調査を行うこととし、16年度においては、「試行調査」を実施したところである。

今後、関係機関との協議を終えた後、3月中旬から下旬に、全国の居宅サービス事業所及び施設を対象として、調査票を配布し、17年3月及び16年度全体のサービス利用や収支の実態について調査を行うこととしており、17年度予算（案）に関係経費を計上している。調査票は、直接事業者へ送付されることとなるが、管下の事業者等への周知・協力方をお願いしたい。

### (3) その他

#### ① 居宅介護従業者養成研修について

居宅介護等事業については、その業務の担い手として、障害特性を理解し利用者のニーズに応じたサービスを提供できる質の高い従業者を養成し、確保することが重要である。しかしながら、障害特性を十分に理解していないヘルパーが派遣されている実態もあると聞いているところであり、そのようなことが無いよう、管内の事業所等への適切な指導等をよろしくお願いしたい。

については、各自治体等において、実務経験に応じた段階的な技術・知識の向上を図るための養成研修の実施に継続的に取り組むほか、指定居宅介護事業所においても内部研修に努め、良質なヘルパーの確保に努められたい。

#### ② その他の留意事項

##### ア サービス利用段階における障害の特性を踏まえた対応について

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するにあたっては、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審

査又はサービス利用に係るあつせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ
  - イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用
- などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に引き続き取り組まれるよう周知願いたい。

#### イ 利用者本位のサービスの提供について

支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであることから、各事業者においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

指定基準に盛り込まれている居宅介護計画及び施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各事業者の実践を踏まえ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、各施設・事業所において、職員の資質の向上を図るために研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

#### ア) 支援費の支援計画について

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあつてはならないことは当然であるが、特に、コミュニケーションに制約のある利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された



上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することも必要である。

イ) 施設支援計画について

施設指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。施設における支援計画の作成や実施に当たっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、17年度予算（案）において、3,066百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、1,162百万円（+61.1%）の増額を図っているところである。

本事業は、予算補助事業として、平成17年12月まで実施され、平成18年1月から9月までの間は、障害者自立支援法案の附則により改正される身体障害者福祉法に基づき、市町村が対象者を独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等に措置委託することとなる。なお、この改正により、国・都道府県の補助は義務負担化（国、都道府県、市町村の負担割合は従前のとおり）されるが、それに併せて、利用者負担額については、他の障害者施設との負担の均衡を考慮した徴収基準額表を平成18年1月に改正し、適用することとしている。

また、平成18年10月以降は、新法による「療養介護」に移行することとなる。

## 2 障害者の就労支援について

### (1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進

#### ① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業の平成17年度新規実施主体については、職業安定局高齢・障害者雇用対策部から先日通知したところであるが、センターの指定にあたっての都道府県知事の推薦など、労働部局と連携の下、適切な手続きを実施されたい。

また、今年度、生活支援等事業を既存の事業との連携により対応していたセンターにおいては、17年度から生活支援等事業を専任体制とすることが、センター事業を継続する要件となるので、生活支援等事業の早急な確保についてお願いします。

なお、本事業は今後の制度改革において重要な役割を果たすことになるので、引き続き、障害者の就労と地域生活支援の観点から、制度改革の方向性を踏まえた積極的な取り組みをお願いします。

#### ② 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

近年、情報機器やインターネットの普及により、障害者が在宅のまま就労することが現実のものとなっている。

こうした障害者の在宅就労は、これまで職業的自立が困難とされてきた重度障害者等の就労の機会を確保する上で、極めて有効である。

このため、17年度予算（案）においては、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行う事業者（バーチャル工房）に対する補助事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

#### 重度障害者在宅就労促進特別事業実施要綱（案）

##### 1 目的

本事業は、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うことにより、もって在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

##### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

なお、本事業を社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）及び特定非営利活動法人（NPO法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

### 3 事業の内容

本事業は、実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、主に次の事業を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等、自立に向けた支援を実施する。

ア 在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援

イ 企業から受注した実際の作業を教材とした訓練指導

ウ 仕事の進め方、作業環境・機器等及び職業生活の維持に関する相談・援助

### 4 利用者の要件等

#### (1) 利用者の要件

利用者は、障害により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

#### (2) 利用者の定員

利用者の定員は10名以上とする。

### 5 職員配置等

(1) 本事業の実施に際し、2名以上の職員を配置し、うち1名を常勤とする。

(2) 職員は、情報処理に相当程度の知識、経験を有し、情報機器を用いた就労に向けて行う訓練が可能な者及び障害者の福祉施策について知識、経験を有する者であり、必要に応じ利用者宅を訪問して対応ができる者とする。

### 6 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めることができるとされているので、適宜連携を図ること。

### 7 留意事項

(1) 実施主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用、及び作業内容に関する契約を締結すること。

(2) 実施主体は、利用者に対し、3のイにより得た事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を対価として支払うこと。

(3) 補助を実施する期間は、実施主体1か所あたり3年以内とすること。

8 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

9 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。(1か所あたり10,000千円)

(2) 福祉部門における就労支援の充実

① 小規模作業所の支援の充実強化事業

小規模作業所の中で、良質なサービスを提供するとともに、新たな事業として求められる機能を有し、平成18年10月の制度改革にあわせた施設基準（現在検討中）を満たすものについては、都道府県障害福祉計画に定める範囲内で計画的に新たなサービス類型への移行が図られることになるものと考えている。

こうした状況を踏まえ、平成17年度においては、小規模作業所に対する支援を充実強化し、制度改革による再編後の新たなサービス類型への移行の促進を図り、地域での障害者の就労支援を促進させるための事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

小規模作業所の支援の充実強化事業実施要綱（案）

1 事業の目的

本事業は、在宅障害者通所援護事業として国の補助を受けているもの及びこれに準ずる事業として地方公共団体の単独助成事業による補助を受けているもの（いわゆる小規模作業所）のうち、意欲があり良質なサービスを提供するものについて、その果たしている機能に応じて、今回の改革による新たなサービス体系下でサービスを提供できるよう移行の促進を図るとともに、自立支援・就労支援等の機能を充実強化するため、小規模作業所に対する支援を行い、もって地域で生活する障害者の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

ただし、3の（2）のイの（ウ）の事業については、特定非営利活動法人（NPO法人）格を有する小規模作業所等にも委託ができるものとし、委託を受けた小規模作業所等は、事業の対象となる複数の小規模作業所等からなる連絡協議会を設けるとともに、事業運営にかかる要綱等を定め、適切な運営を図ること。

### 3 事業の内容

#### （1）育成事業

##### ア 趣旨

本事業は、新たなサービス体系への移行に向けたモデル的・先駆的事业や調査研究を行う小規模作業所を支援し、新たなサービス体系の移行の促進を図るものである。

##### イ 実施内容

- （ア）就労移行支援を行うために、職場開拓や就職後の支援を行う職員を確保するなど、新たなサービス体系に向けた人的体制の整備
- （イ）新たなサービス体系に向け、専門性を高めるための人材の育成
- （ウ）市町村、ハローワーク、養護学校などの関係者からなる、就労に向けたネットワークの構築
- （エ）障害の特性や就労の可能性があることへの理解などのための企業等との懇談会の設置
- （オ）新たなサービス体系を想定した先進事例の調査研究等、本事業の趣旨に資すると認められる事業

##### ウ 留意事項

- （ア）事業の対象となる小規模作業所は、新たなサービス体系への移行を目指すもののうち、利用者のニーズなどを踏まえ、市町村が都道府県に申請するものとする。

対象小規模作業所の決定にあたっては、有識者や関係者による客観性を持った検討会等を設けて行うことが望ましいこと。

- （イ）補助を実施する期間は、小規模作業所1か所あたり3年以内とすること。
- （ウ）補助額は、地域の実情や小規模作業所が実施する事業内容等を考慮し

て、実施主体の補助方針により設定するものであるが、1か所あたりの補助額が極端に多寡にならないようにすること。

(エ) 本事業が小規模作業所の運営費補助ではないことに鑑み、適正な執行を行うこと。

(オ) 都道府県は、本事業の対象となる小規模作業所にかかる事業実施状況について、毎年度報告を求めること。

## (2) 研修等事業

### ア 趣旨

本事業は、小規模作業所に対し、研修事業、コーディネーター派遣事業、及び事業の共同実施支援事業を実施することにより、新たなサービス体系の移行の促進、及び小規模作業所の資質の向上を図るものである。

### イ 実施内容

#### (ア) 研修事業

小規模作業所の職員に対し、新しいサービス体系への円滑な移行を図るための知識の付与、就労に向けた訓練手法、企業就労後のフォローアップ、経営管理、人事労務管理等について研修事業を実施する。

#### (イ) コーディネーター派遣事業

新たなサービス体系下において必要となるノウハウ等をコーディネーターを派遣し付与することにより、小規模作業所の資質の向上を図る。

a 例えば、「就労継続支援」を行おうとする場合には、

(a) 受注先企業の開拓方法

(b) 経営管理（販売手法、販売ルート開拓 等）

(c) 人事労務管理、安全衛生管理（労働法規についての解説等） 等

b また、「就労移行支援」を行おうとする場合には、

(a) 障害の状況に応じた効果的な訓練手法

(b) 雇用先企業の開拓方法

(c) 公共職業安定所等の機関との連携方法 等

などのノウハウの付与が考えられる。

#### (ウ) 事業の共同実施支援事業

複数の小規模作業所で、共同商品開発や共同受注、販路の拡大、売場提供の調整等を行うことにより、運営の安定化を図る。

### ウ 留意事項

(ア) 早期に新たなサービス体系に移行し、サービス提供を目指す場合、授

産施設や福祉工場（小規模通所授産施設を含む）についても本事業の対象として差し支えないこと。

(イ) 実施主体は、実施状況について定期的に報告を求め、事業実施による成果を検証すること。

#### 4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

#### 5 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。（1都道府県あたり事業費約15,000千円程度）

### ② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議

今般、重度障害者在宅就労促進特別事業及び小規模作業所の支援の充実強化事業の事前協議とともに、本事業についても協議をお願いしたところであるが、平成17年度の新規増分は30か所（身体7か所、知的23か所）であるため、真に必要なもののみを協議の対象としていただくようお願いする。

なお、今回の制度改革により小規模通所授産施設としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の小規模通所授産施設についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになるので、念のため申し添える。

### ③ 福祉工場の事前協議等

小規模通所授産施設と同様、今回の制度改革により福祉工場としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の福祉工場についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになる。

なお、身体障害者・知的障害者福祉工場、社会事業授産施設等事務費の17年度事前協議については、従前どおり17年4月を目処に通知を予定しているところである。

(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について先日もお伝えしたところであるが、地方自治法施行令が16年11月に改正され、地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に、地方公共団体の規則で定める

手続きにより、授産施設及び小規模作業所等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところである。

貴職におかれては、

- ① 昨今の厳しい経済状況の中、授産施設等の経営が不安定となっている状況に鑑み、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携のうえ都道府県、指定都市、各市町村全体に周知するとともに、その取り組みについて配慮されたいこと。
- ② 授産施設等の製品について、管内の授産施設等における取扱品目を十分に把握したうえ、その優先発注など積極的な活用を図られたいこと。  
等をお願いするとともに、関係団体等に対する周知徹底に努めるなど積極的な取り組みをお願いする。

なお、14年10月に「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いする。



### 3 発達障害者の支援について

#### (1) 発達障害者支援法の成立

発達障害者対策については、自閉症・発達障害支援センターを中心に発達障害者に対する支援に取り組んできたところであるが、今般、発達障害に対する国民の理解を促すとともに、発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を図るため、先の臨時国会において、議員立法により「発達障害者支援法」が、平成16年12月3日に成立したところである。(平成17年4月1日施行)

同法の内容としては、

- ① 早期の発見・発達支援から教育・就労・地域での生活といった一貫した支援
  - ② 発達障害者支援センターの全国的整備
  - ③ 発達障害者支援を担う人材の育成
- 等が盛り込まれているところである。

施行のために必要な政令は3月中に公布し、施行通知は4月1日付けで発出する予定である。

今後は、新しい法律の趣旨を踏まえ、次のような発達障害者の支援に積極的に取り組んでいくこととしているので、了知されるとともに、関係者等への周知方をお願いしたい。

#### (2) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別の支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施することとしている。

本事業に係る実施要綱については、以下の内容で検討しており、別途お知らせする予定である。予算案では全ての都道府県・指定都市で実施できることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

事業の実施に当たっては、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実

情に応じた取り組みを検討していただきたい。

## 発達障害者支援体制整備事業実施要綱（案）

### 1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

### 2 実施主体

支援事業の実施主体は、3の（1）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3の（2）及び（3）の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

### 3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

#### （1）都道府県等支援体制整備事業

##### ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害者支援のあり方を検討すること

等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

## イ 実施内容

### (ア) 「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害者の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者等からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとし、その実施に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と連携すること。

### (イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

実施圏域を指定するに際しては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮し、また、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、実施圏域に今後採るべき方向を示すためにフィードバックするということを繰り返しながら、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指す。

### (ウ) 理解の促進の実施

各都道府県等の住民に発達障害の理解促進のための小冊子の作成、セミナー等を実施する。

## ウ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

## (2) 圏域支援体制整備事業

### ア 趣旨

都道府県等内の圏域における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害者

の支援体制の整備を図るため、都道府県等が指定した1圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行うものであるが、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

## イ 実施内容

### (ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、(イ)の個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児(者)の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

### (イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、圏域内の発達障害児(者)について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成する。

個別の支援計画の作成に当たっては、実態とニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、将来の目標を掲げた上で行うものとし、状況の変化等に応じて適宜、適切にフォローアップやモニタリングを行うとともに、個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

### (ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児(者)及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、コーディネーターとして1名以上専従で配置することとするが、既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援及び圏域における連絡調整会議

を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害者の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、本事業のコーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

#### (エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害者支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、発達障害者は、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあり、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

#### ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

#### エ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

### (3) 発達・相談支援等モデル事業

#### ア 趣旨

障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の自閉症等発達障害のある児童（必要に応じて者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施する。

なお、原則として、モデル事業の対象となる児童としては、障害児通園施設などを利用している（措置を受けている）児は除外する。

## イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及できるものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

### （ア）診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

### （イ）発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

#### a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

##### （a）個別指導

感覚統合療法や言語指導などを個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

##### （b）グループ指導

グループによる指導は、自閉症児等がもつコミュニケーションや社会性の障害に対して効果的であると考えられる。対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、ソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施する。

#### b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考

慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村を指定するに際しては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

都道府県等支援体制整備事業

実施か所：60都道府県・指定都市  
単価：1か所当たり 1,035千円  
負担割合：国 1/2、都道府県 1/2  
国 1/2、指定都市 1/2

圏域支援体制整備事業

実施か所：60圏域  
単価：1か所当たり 5,533千円  
負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4  
国 1/2、指定都市 1/2

発達・相談支援等モデル事業

実施か所：10か所程度

単価：1モデル事業あたり 10,000千円

負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

事業を実施する圏域の指定は各都道府県等で行うことになるので、準備を進めていただきたい。

(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられたところである。

発達障害者支援法においては、「発達障害」の定義として、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされたところであり、従来、対象としていた範囲に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害についても、支援の対象としていくことになる。

したがって、これまで自閉症・発達障害支援センターとして取り組んできたところについても、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害への対応に係る体制等について検討をお願いしたい。

また、発達障害者支援センターについては、新エンゼルプランに代わる新たなプラン(子ども・子育て応援プラン)の中で、設置か所数を19年度までに60カ所とする目標を盛り込むなど、全都道府県・指定都市に計画的に整備していくこととしたところであり、17年度予算(案)においては、16か所増の36か所を計上したところである。未設置の都道府県・指定都市においては事業実施について具体的に検討されたい。

さらに、(2)の発達障害者支援体制整備事業において、より身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うことにしているところであるが、センターと当該圏域との役割を明確にし、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努められたい。



## 4 障害者の生活支援について

### (1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて

障害者地域生活推進特別モデル事業は、地域生活移行事業と地域生活支援ステップアップ事業の2つの事業内事業により構成されているところであるが、平成17年度においては、地域生活支援ステップアップ事業を、今回の制度改正に資する形で見直しを行うこととしている。

具体的には、新制度への移行を念頭において、相談支援事業の機能強化の観点から、以下の2タイプのいずれかに該当する市町村について優先採択することとしている。

#### 地域生活支援ステップアップ事業の見直し案の概要

(1か所あたり事業費 6,000千円)

- 1型 相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援、ないしは発展段階の低いところ(1又は2)が、従来のステップアップの枠組みで実施する場合。
- 2型 新制度下で相談支援事業者に期待される以下のいずれかの事業を行うとともに、併せてサービス調整会議の開催、市町村の支給決定事務の一部(障害者の心身の状態等のアセスメント等)を実施する場合。
  - ① 3障害又は2障害共通の相談窓口を設ける。
  - ② 年齢を問わないワンストップの窓口を実現するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと一体的な相談窓口を設ける。
  - ③ 居住サポート事業や権利擁護関連事業を実施する。

上記の2タイプについては、17年度のみ採択とする。都道府県・指定都市・中核市で各1か所実施可能とするようにし、実施市町村で上記の事業内容を評価することとする。

なお、現行の地域生活移行事業は、16年度からの継続分のみ採択とし、17年度新規での採択は行わないこととする。(1か所あたり事業費 9,000千円)

## (2) 障害者自立支援等総合推進事業等について

平成16年度より障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中で、障害者自立支援等総合推進事業及び市町村障害者自立支援等推進事業が実施され、施設外授産の活用による就職促進事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業等がメニュー事業とされているところであるが、これらの事業に係る17年度の負担割合や補助方式については、16年度と変更はしない予定であるので、あらかじめ了知願いたい。

## (3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で重要な事業であり、平成17年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所を確保したところである。したがって、本事業の平成17年度における新規承認は行わないのでご了承願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

## (4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

### ① 成年後見制度利用支援事業

平成15年4月から施行している支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みと同時に関係機関、障害者団体等に対し周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護

予防・地域支え合い事業」(老健局所管)のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合(知的障害者福祉法第27条の3)に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。

本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村(10.6%)、平成15年4月1日現在で551市町村(17.1%)、平成16年4月1日現在で616市町村(19.7%)となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図りたい。

## ② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

## 5 障害児の療育支援等について

### (1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、17年度予算（案）においては、B型について10か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、国庫補助の対象について、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

### (2) 難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、障害児通園（デイサービス）事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図りたい。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方願います。

### (3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児施設への入所に係る実施主体の在り方や施設体系については、障害者自立支援法案の施行後3年を目途として、大人と同様の新たなサービス体系への移行等について検討を行い、必要な措置を講ずることとしているところであるが、障害児施設における喫緊の課題である虐待を受けて障害児施設に入所する児童や重度重複の障害をもった児童に対する支援体制の充実を図るため、平成17年度予算（案）において、入所施設における暫定定員の設定基準を引き上げ、その財源を基に、「被虐待児受入加算費」及び「重度重複障害児加算費」を創設することとしている。

#### 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について（案）

##### 1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった入所児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### 2. 被虐待児受入加算費

###### (1) 対象児童

本加算費の対象となる児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17

日雇児発第 0517001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。)の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

- ① 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

[注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象についても 18 歳に満たない者を対象とする。

## (2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で当加算費の対象となった児童については、入所後 1 年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から 1 年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設（施設種別の変更を含む。）への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きに関わらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所は児童が 1 年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め必要な配慮を行うこと。

## 3. 重度重複障害児加算費

### 対象児童等

本加算費の対象となる児童等は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成 9 年 10 月 17 日厚生省障第

263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の別表1に定める重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[注] この通知でいう「児童等」とは、18歳未満児及び在所期間の延長による18歳以上の者を指し、本加算費の対象については18歳以上の者も対象とする。

#### 4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

#### 5. 経費

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

##### 【交付要綱案】

各月の支弁額の算式

① 被虐待児受入加算費

被虐待児受入加算月額保護単価 37,800 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

② 重度重複障害児加算費

重度重複障害児受入加算月額保護単価 32,000 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数

(参考)被虐待児受入加算費の適用期間について

(例 1)平成17年4月1日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年3月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 2)平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 3)平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年未満の平成18年2月7日に退所) → 平成17年6月～平成18年2月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 4)平成17年4月5日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 5)平成17年1月8日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年1月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 6)平成17年1月8日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 7)適用期間中に18歳になった者

平成17年5月5日入所(入所時17歳6か月。被虐待児として認められ、在所期間を延長して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで

(適用期間中に18歳になった者は期間満了までは対象とする)

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について

今般、「被虐待児受入加算」及び「重度重複障害児加算」の創設に当たって、暫定定員の設定基準を83%から90%に引き上げることとしたことに伴い、暫定定員の算定方法を次のように変更することとしているが、算定に当たって、一時保護委託児童数を人数に加えるほか、直近3年度の平均による算出を可能とするなど、一定の配



慮を行っているところである。

なお、今般の暫定定員の設定基準の見直しについては、入所施設のみを対象としているところであり、通所施設の暫定定員の設定については、従前のおりである。

#### 障害児施設（入所施設に限る）における暫定定員の計算方法について（案）

##### 【現行の算式】

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児を含む。)の合計数  
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.205以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

##### 【見直し後の算式】

次の算式1から算式4のいずれかにより算出することとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)  
÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)  
÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数  
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数  
÷ 3年 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

### 【事務費保護単価の特例措置の基準について】

(昭和47年4月3日児企第13号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

平成17年度の保護単価の設定に際して、次に掲げるような事例があり、定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、交付要綱の保護単価等の特例措置に関する協議を当省に対して行なうものとする。

- 1 暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を越えるもの、かつ、管内の他の同種の施設も定員をおおむね充足しているもの
- 2 その他明らかに合理的な特殊事情があると認められるもの

### 【10月計算の適用】

(昭和47年4月22日児企第15号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであり、一律に10月計算を適用することは認められない。例えば、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算は適用しないものとする。

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、事務費保護単価の特例措置の基準2に該当するものとして取扱うこととし、①については、下記のいずれかの計算方式によって差し支えないものとし、また、これに該当する施設は当省の包括承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。

また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとする。

- ①学齢の児童が多いため年度のはじめに特に児童数が減少するなどの理由により、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ②暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)  
×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷ 3年 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

## 6 平成17年度における障害福祉施設の整備について

平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととして事務を進めているところであり、各都道府県・市においては、各地方厚生(支)局に対して、速やかに関係書類を提出されるよう、ご協力願いたい。

なお、提出が遅れる場合にあっては、当初内示の時期が遅れることとなるので了知願いたい。

平成17年度の新規分については、平成17年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議においても示したとおり、極めて厳しい状況にあることから、平成17年度において緊急性の高い整備が協議されているものと理解しているところであるが特に、入所施設については、真に必要なものに限定することとしていることから、ソフト事業面について、今後、必要な資料を求めることもあるので了知願いたい。

## 7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

### (1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、各都道府県・市におかれましては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られますようお願いする。

### (2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

#### ① 人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合に

よっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設については、

- ・ 施設における職員会議や法人理事会が管理者等の一方的な意思の伝達の間場となっているなど実質的に機能していないこと
- ・ 利用者の家族等とのコミュニケーションが希薄であったり、情報公開や第三者評価等の取組が低調であったりすること
- ・ 施設支援計画が形式的には定められているが、その内容に個人差がなく、適時適切に見直しがなされていないこと
- ・ 特定の利用者への支援が特定の職員のみによって行われており、組織として利用者の状態の把握ができておらず、かつ支援目標等が共有されていないこと
- ・ 職員の支援技術の向上のための研修への参加が低調であること
- ・ 苦情解決体制は整備されているが、苦情解決の実績が皆無に近く、実質的に機能していないこと

といった状況が見受けられることから、これらの状況が複数又は単数であっても顕著にあると判断される場合は、例えば、以下のように、指導・監査手法を工夫し、その実態の把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導を行うことを検討されたい。

また、このような施設においては、一時的に問題点が改善されるのみの場合も考えられることから、継続的に指導を行うよう留意されたい。

#### 【指導・監査手法の工夫（案）】

- ・ 日時を特定せず、指導・監査等を行うこと
- ・ 指導・監査時においては、施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全体の運営に当たっての課題や利用者支援における問題がないか意見を聴くこと
- ・ 指導・監査時においては、利用者等の意見を聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に関する施設としての考え方、取組状況及びその評価について聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、支援困難者に対する施設としての支援方針、取組状況及びその評価について聴くこと

※ なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ、本人に不利益が及ぶことのないよう十分配慮した方法で行うこと

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

③ 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④ 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成15年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	450	441(98.0%)
知的障害者更生施設	1,430	1,394(97.5%)
障害児施設	830	790(95.2%)

※「平成15年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。なお、障害分野における第三者評価基準等については、年度内を目途に通知する予定である。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質の向上を図る観点から積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

## 8. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

### (1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、一昨年10月の独立行政法人化以来、入所者の地域移行について、積極的に取り組んでいるところである。

入所者の移行先については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところである。実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ・情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組を全国に事例として発言することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っており、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているところであり、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係地方公共団体等との協議を行っているところであるが、さらに、対象を広げ、複数の地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方をお願いしたい。

## (2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域移行セミナー (基礎コース)	3日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	平成17年7月 11日(月)～13日(水)
地域移行セミナー (発展コース)	4日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成18年1月 17日(火)～20日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	3日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成17年11月 9日(水)～11日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368 E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

## 9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について

平成18年度予算要求は、本格的な新法の実施に向けた要求となり、新制度に沿った形となるため、今までの事業を大幅に組み替えることや、予算費目を大幅に組み替えることとしているので、今後は逐次各都道府県・市に情報提供していくとともに、各都道府県・市においても遺漏のないよう留意願いたい。

なお、進行性筋萎縮症者療養等給付事業や居宅生活支援費については、平成18年1月から義務的経費化となり、年度途中において予算費目の変更があることから、交付申請等においても費目を分ける必要が生じる。追って交付要綱を発出することとなるが、各都道府県・市においては、十分に留意の上、事務処理にあたりとともに、管内市町村に対してその旨周知願いたい。

また、平成17年度予算の執行については、厳しい財政状況の中で必要な予算を確保したところであるが、新規事業の協議等にあつては、18年度以降の制度改革なども踏まえ、真に必要な事業が十分に精査されたい。

さらに、平成16年度予算執行にあたっては、各地方自治体において受け入れ未済がないよう、特に注意されたい。



## 【 参 考 资 料 】

## 1. 平成17年度支援費基準（案）について

### 〔主な改正点〕

- 居宅生活支援費については、
  - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護（身体介護を伴う場合）について、16年4月の長時間加算単価の見直しの際の激変緩和措置を廃止し、介護保険と同様に、1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を1,820円から830円に見直すこととした。
  - ② 知的障害者居宅介護支援費、児童居宅介護支援費について、行動援護類型を設けることとした。
  - ③ ショートステイ支援費については、施設訓練等支援費と同様の見直しを行った。
  
- 施設訓練等支援費については、

施設訓練等支援費は、実勢に応じて全ての基準単価を対前年度△1.7%引き下げることとした。
  
- ※ 今後、所要の省令、告示改正を行い、平成17年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしくお願いしたい。

平成17年度居宅生活支援費の基準(丙地単価)

① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分	1回
身体介護 家事援助 移動介護 乗降介助	2,310円 800円 ※1	4,020円 1,530円 ※1	5,840円 2,220円 ※1	830円 830円 ※1	1,000円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
日常生活支援 ※2			2,410円	900円

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満
行動援護 ※3	2,310円	4,020円	5,840円	7,340円

2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上 3.5時間未満	3.5時間以上 4時間未満	4時間以上 4.5時間未満	4.5時間以上
8,840円	10,340円	11,840円	13,340円	14,840円	16,340円

※3 行動援護は知的障害者居宅支援及び児童居宅支援のみ。

② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単独型	4時間未満	3,490円	3,230円	2,980円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4～6時間	5,820円	5,390円	4,960円	
		6時間以上	7,560円	7,000円	6,450円	
	併設型	4時間未満	2,800円	2,550円	2,290円	
		4～6時間	4,670円	4,240円	3,820円	
		6時間以上	6,070円	5,520円	4,960円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単独型	4時間未満	1,560円	1,350円	1,150円	
		4～6時間	2,590円	2,250円	1,920円	
		6時間以上	3,370円	2,930円	2,490円	
	併設型	4時間未満	870円	670円	460円	
		4～6時間	1,450円	1,110円	770円	
		6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単独型	4時間未満	2,880円	2,580円	2,280円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4～6時間	4,800円	4,300円	3,800円	
		6時間以上	6,240円	5,590円	4,930円	
	併設型	4時間未満	2,190円	1,890円	1,590円	
		4～6時間	3,660円	3,150円	2,650円	
		6時間以上	4,750円	4,100円	3,450円	
児童デイサービス 支援費	小規模	5,340円			送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準	3,680円				
	大規模	2,820円				

※ 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人～20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	7,900円	7,120円	6,760円	14,350円	——
知的障害者(児童)短期入所支援費	7,850円	7,120円	4,490円	14,350円	20,320円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	定員	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	4人	131,470円	65,730円
	5人	118,320円	52,590円
	6人	109,550円	43,820円
	7人	103,290円	37,560円

# 平成17年度施設訓練等支援費の基準(丙地単価)

○ 平成17年度単価の定員区分

小規模(30人以上40人以下:通所は20人、標準1(41人以上60人以下:通所は21人以上40人以下)、標準2(61人以上90人以下:通所は41人以上60人以下)、大規模(91人以上:通所は61人以上)

○ 現在民改費加算の対象となっていない公立施設等については、下記の単価に1,000分の965を乗じて算出する。

## 1 共通事項

- ① 入所時特別支援加算 @21,900円
- ② 退所時特別支援加算 @42,800円(2回訪問した場合)
- ③ 重度・重複障害者に対する加算 障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算  
対象者1人につき 月額30,700円(入所)  
対象者1人につき 月額10,200円(通所)

## 2 身体障害者施設支援費

		(月額、単位:円)	
		平成17年度単価	
身体障害者療護施設	小規模	A	490,500
		B	449,300
		C	407,700
	標準1	A	398,600
		B	373,900
		C	348,500
	標準2	A	390,400
		B	366,000
		C	336,800
	大規模	A	358,900
		B	334,000
		C	308,900
	併設等 (定員10人)	A	425,900
		B	378,800
		C	331,800
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	339,700
		B	316,200
		C	292,600
通所	~定員4人	A	161,400
		B	156,500
		C	151,600
	定員5人 ~10人	A	274,000
		B	272,000
		C	270,000
	定員11人 ~20人	A	198,800
		B	197,800
		C	196,800

		(月額、単位:円)	
		平成17年度単価	
身体障害者更生施設 内部除く	小規模	A	349,800
		B	291,500
		C	256,400
	標準1	A	272,900
		B	225,300
		C	186,400
	標準2	A	257,400
		B	201,800
		C	161,100
	大規模	A	233,700
		B	181,200
		C	151,200
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500
身体障害者更生施設 内部	小規模	A	362,100
		B	303,800
		C	268,700
	標準1	A	285,200
		B	237,600
		C	198,700
	標準2	A	269,700
		B	214,100
		C	173,400
	大規模	A	246,000
		B	193,500
		C	163,500
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500

		(月額、単位:円)	
		平成17年度単価	
身体障害者授産施設	小規模	A	297,100
		B	248,800
		C	213,700
	標準1	A	228,800
		B	199,300
		C	166,100
	標準2	A	212,700
		B	178,100
		C	154,300
	大規模	A	184,800
		B	158,100
		C	137,000
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500
分場	A	114,000	
	B	105,700	
	C	97,500	
身体障害者通所授産施設	小規模	A	161,300
		B	153,400
		C	137,200
	標準1	A	129,600
		B	124,300
		C	119,100
	標準2	A	106,100
		B	103,000
		C	96,500
	大規模	A	93,400
		B	91,100
		C	86,500
	分場	A	114,000
		B	105,700
		C	97,500

		(月額、単位:円)	
常勤医師加算	小規模	17,500	
	標準1	10,500	
	標準2	7,500	
	大規模	5,200	

		(月額、単位:円)	
ALS等支援加算	遷延性意識障害者加算	9,830	
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	19,660	
	神経内科医加算	13,700	
	看護師加算	80,200	

### 3 知的障害者施設支援費

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	313,200
		B	286,500
		C	248,300
	標準1	A	305,000
		B	279,000
		C	230,200
	標準2	A	281,800
		B	256,300
		C	221,200
	大規模	A	259,100
		B	231,400
		C	201,900
	併設(本体) (定員10人)	A	453,000
		B	437,300
		C	421,600
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	328,100
		B	320,200
		C	312,400
	併設 (定員10人)	A	220,500
		B	204,800
		C	189,100
併設 (定員11人 ~20人)	A	212,600	
	B	204,700	
	C	196,900	

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者入所授産施設	小規模	A	307,800
		B	291,500
		C	264,300
	標準1	A	281,900
		B	268,900
		C	242,800
	標準2	A	251,200
		B	244,200
		C	225,400
	大規模	A	230,900
		B	219,500
		C	201,400
知的障害者通所更生施設	小規模	A	207,500
		B	192,400
		C	169,400
	標準1	A	165,200
		B	155,200
		C	134,600
	標準2	A	147,500
		B	141,400
		C	129,100
	大規模	A	126,800
		B	122,500
		C	113,700

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	216,100
		B	200,400
		C	184,700
	標準1	A	171,000
		B	160,500
		C	150,100
	標準2	A	150,700
		B	144,500
		C	138,200
	大規模	A	129,200
		B	124,700
		C	120,200

		平成17年度単価	
通勤寮	A	104,900	
	B	97,900	
	C	90,800	

		平成17年度単価	
通所部・分場	A	133,700	
	B	125,900	
	C	118,000	

		平成17年度単価	
のぞみの園	A	250,000	
	B	223,300	
	C	194,800	

		平成17年度単価	
のぞみの園 の通所部	A	129,000	
	B	121,500	
	C	113,900	

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
強度行動障害 支援加算	A	145,000	
	B	171,000	
	C	219,800	

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	113,300	
	同一敷地外の建物で実施	142,900	

平成17年度4月の支援費制度の見直しに伴うサービスコードの修正・追加(案)について

I 居宅生活支援費

○身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しについて

身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しに伴い、サービスコードを以下のように追加する。

【請求用 — 居宅】

(1) 統合サービス名称略称

(2) 統合サービスコード内訳

開始時加(減)算		統合サービス名称略称
1	111917	身居宅身体開 日1.5
1	111918	身居宅身体開 夜早1.5
1	111919	身居宅身体開 深1.5
1	111924	身居宅身体開 日0.5夜早0.5
1	111925	身居宅身体開 夜早0.5日1
1	111926	身居宅身体開 日0.5夜早1
1	111927	身居宅身体開 夜早1日0.5
1	111928	身居宅身体開 夜早1深0.5
1	111929	身居宅身体開 深0.5夜早1
1	111930	身居宅身体開 夜早0.5深1
1	111931	身居宅身体開 深1夜早0.5
1	111957	身居宅身体開2 日1.5
1	111958	身居宅身体開2 夜早1.5
1	111959	身居宅身体開2 深1.5
1	111964	身居宅身体開2 日1夜早0.5
1	111965	身居宅身体開2 夜早0.5日1
1	111966	身居宅身体開2 日0.5夜早1
1	111967	身居宅身体開2 夜早1日0.5
1	111968	身居宅身体開2 夜早1深0.5
1	111969	身居宅身体開2 深0.5夜早1
1	111970	身居宅身体開2 夜早0.5深1
1	111971	身居宅身体開2 深1夜早0.5
1	114917	身居宅移動介護開 日1.5
1	114918	身居宅移動介護開 夜早1.5
1	114919	身居宅移動介護開 深1.5
1	114924	身居宅移動介護開 日1夜早0.5
1	114925	身居宅移動介護開 夜早0.5日1
1	114926	身居宅移動介護開 日0.5夜早1
1	114927	身居宅移動介護開 夜早1日0.5
1	114928	身居宅移動介護開 夜早1深0.5
1	114929	身居宅移動介護開 深0.5夜早1
1	114930	身居宅移動介護開 夜早0.5深1
1	114931	身居宅移動介護開 深1夜早0.5
1	114957	身居宅移動介護開2 日1.5
1	114958	身居宅移動介護開2 夜早1.5
1	114959	身居宅移動介護開2 深1.5
1	114964	身居宅移動介護開2 日1夜早0.5
1	114965	身居宅移動介護開2 夜早0.5日1
1	114966	身居宅移動介護開2 日0.5夜早1
1	114967	身居宅移動介護開2 夜早1日0.5
1	114968	身居宅移動介護開2 夜早1深0.5
1	114969	身居宅移動介護開2 深0.5夜早1
1	114970	身居宅移動介護開2 夜早0.5深1
1	114971	身居宅移動介護開2 深1夜早0.5
6	111917	身基居宅身体開 日1.5
6	111918	身基居宅身体開 夜早1.5
6	111919	身基居宅身体開 深1.5
6	111924	身基居宅身体開 日1夜早0.5
6	111925	身基居宅身体開 夜早0.5日1
6	111926	身基居宅身体開 日0.5夜早1
6	111927	身基居宅身体開 夜早1日0.5
6	111928	身基居宅身体開 夜早1深0.5
6	111929	身基居宅身体開 深0.5夜早1
6	111930	身基居宅身体開 夜早0.5深1
6	111931	身基居宅身体開 深1夜早0.5
6	111957	身基居宅身体開2 日1.5
6	111958	身基居宅身体開2 夜早1.5
6	111959	身基居宅身体開2 深1.5
6	111964	身基居宅身体開2 日1夜早0.5
6	111965	身基居宅身体開2 夜早0.5日1
6	111966	身基居宅身体開2 日0.5夜早1
6	111967	身基居宅身体開2 夜早1日0.5
6	111968	身基居宅身体開2 夜早1深0.5
6	111969	身基居宅身体開2 深0.5夜早1
6	111970	身基居宅身体開2 夜早0.5深1
6	111971	身基居宅身体開2 深1夜早0.5

開始時加(減)算						
法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	17	日中1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	18	夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	19	深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	17	日中1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	19	深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	17	日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	18	夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	19	深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	



開始時加(減)算		
法区分	サービス種類	サービス内容略称
6	114917	身基居宅移動介護開 日1.5
6	114918	身基居宅移動介護開 夜早1.5
6	114919	身基居宅移動介護開 深1.5
6	114924	身基居宅移動介護開 日1夜早0.5
6	114925	身基居宅移動介護開 夜早0.5日1
6	114926	身基居宅移動介護開 日0.5夜早1
6	114927	身基居宅移動介護開 夜早1日0.5
6	114928	身基居宅移動介護開 夜早1深0.5
6	114929	身基居宅移動介護開 深0.5夜早1
6	114930	身基居宅移動介護開 夜早0.5深1
6	114931	身基居宅移動介護開 深1夜早0.5
6	114957	身基居宅移動介護開2 日1.5
6	114958	身基居宅移動介護開2 夜早1.5
6	114959	身基居宅移動介護開2 深1.5
6	114964	身基居宅移動介護開2 日1夜早0.5
6	114965	身基居宅移動介護開2 夜早0.5日1
6	114966	身基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
6	114967	身基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
6	114968	身基居宅移動介護開2 夜早1深0.5
6	114969	身基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
6	114970	身基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
6	114971	身基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
2	111917	知居宅身体開 日1.5
2	111918	知居宅身体開 夜早1.5
2	111919	知居宅身体開 深1.5
2	111924	知居宅身体開 日1夜早0.5
2	111925	知居宅身体開 夜早0.5日1
2	111926	知居宅身体開 日0.5夜早1
2	111927	知居宅身体開 夜早1日0.5
2	111928	知居宅身体開 夜早1深0.5
2	111929	知居宅身体開 深0.5夜早1
2	111930	知居宅身体開 夜早0.5深1
2	111931	知居宅身体開 深1夜早0.5
2	111957	知居宅身体開2 日1.5
2	111958	知居宅身体開2 夜早1.5
2	111959	知居宅身体開2 深1.5
2	111964	知居宅身体開2 日1夜早0.5
2	111965	知居宅身体開2 夜早0.5日1
2	111966	知居宅身体開2 日0.5夜早1
2	111967	知居宅身体開2 夜早1日0.5
2	111968	知居宅身体開2 夜早1深0.5
2	111969	知居宅身体開2 深0.5夜早1
2	111970	知居宅身体開2 夜早0.5深1
2	111971	知居宅身体開2 深1夜早0.5
2	114917	知居宅移動介護開 日1.5
2	114918	知居宅移動介護開 夜早1.5
2	114919	知居宅移動介護開 深1.5
2	114924	知居宅移動介護開 日1夜早0.5
2	114925	知居宅移動介護開 夜早0.5日1
2	114926	知居宅移動介護開 日0.5夜早1
2	114927	知居宅移動介護開 夜早1日0.5
2	114928	知居宅移動介護開 夜早1深0.5
2	114929	知居宅移動介護開 深0.5夜早1
2	114930	知居宅移動介護開 夜早0.5深1
2	114931	知居宅移動介護開 深1夜早0.5
2	114957	知居宅移動介護開2 日1.5
2	114958	知居宅移動介護開2 夜早1.5
2	114959	知居宅移動介護開2 深1.5
2	114964	知居宅移動介護開2 日1夜早0.5
2	114965	知居宅移動介護開2 夜早0.5日1
2	114966	知居宅移動介護開2 日0.5夜早1
2	114967	知居宅移動介護開2 夜早1日0.5
2	114968	知居宅移動介護開2 夜早1深0.5
2	114969	知居宅移動介護開2 深0.5夜早1
2	114970	知居宅移動介護開2 夜早0.5深1
2	114971	知居宅移動介護開2 深1夜早0.5
7	111917	知基居宅身体開 日1.5
7	111918	知基居宅身体開 夜早1.5
7	111919	知基居宅身体開 深1.5
7	111924	知基居宅身体開 日1夜早0.5
7	111925	知基居宅身体開 夜早0.5日1
7	111926	知基居宅身体開 日0.5夜早1
7	111927	知基居宅身体開 夜早1日0.5
7	111928	知基居宅身体開 夜早1深0.5

開始時加(減)算						
法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	17	日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	18	夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	19	深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	57	2人 日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	59	2人 深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	17	日中1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	18	夜間早朝1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	19	深夜1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	57	2人 日中1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	59	2人 深夜1.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
2	知障	11 居宅	19 身体 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	17	日中1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	18	夜間早朝1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	19	深夜1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	57	2人 日中1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	59	2人 深夜1.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
2	知障	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	17	日中1.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	18	夜間早朝1.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	19	深夜1.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
7	知障基準	11 居宅	19 身体 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	

開始時加(減)算		
法区分	サービスコード	サービス内容
7	111929	知基居宅身体開 深0.5夜早1
7	111930	知基居宅身体開 夜早0.5深1
7	111931	知基居宅身体開 深1夜早0.5
7	111957	知基居宅身体開2 日1.5
7	111958	知基居宅身体開2 夜早1.5
7	111959	知基居宅身体開2 深1.5
7	111964	知基居宅身体開2 日1夜早0.5
7	111965	知基居宅身体開2 夜早0.5日1
7	111966	知基居宅身体開2 日0.5夜早1
7	111967	知基居宅身体開2 夜早1日0.5
7	111968	知基居宅身体開2 夜早1深0.5
7	111969	知基居宅身体開2 深0.5夜早1
7	111970	知基居宅身体開2 夜早0.5深1
7	111971	知基居宅身体開2 深1夜早0.5
7	114917	知基居宅移動介護開 日1.5
7	114918	知基居宅移動介護開 夜早1.5
7	114919	知基居宅移動介護開 深1.5
7	114924	知基居宅移動介護開 日1夜早0.5
7	114925	知基居宅移動介護開 夜早0.5日1
7	114926	知基居宅移動介護開 日0.5夜早1
7	114927	知基居宅移動介護開 夜早1日0.5
7	114928	知基居宅移動介護開 夜早1深0.5
7	114929	知基居宅移動介護開 深0.5夜早1
7	114930	知基居宅移動介護開 夜早0.5深1
7	114931	知基居宅移動介護開 深1夜早0.5
7	114957	知基居宅移動介護開2 日1.5
7	114958	知基居宅移動介護開2 夜早1.5
7	114959	知基居宅移動介護開2 深1.5
7	114964	知基居宅移動介護開2 日1夜早0.5
7	114965	知基居宅移動介護開2 夜早0.5日1
7	114966	知基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
7	114967	知基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
7	114968	知基居宅移動介護開2 夜早1深0.5
7	114969	知基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
7	114970	知基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
7	114971	知基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
3	111917	児居宅身体開 日1.5
3	111918	児居宅身体開 夜早1.5
3	111919	児居宅身体開 深1.5
3	111924	児居宅身体開 日1夜早0.5
3	111925	児居宅身体開 夜早0.5日1
3	111926	児居宅身体開 日0.5夜早1
3	111927	児居宅身体開 夜早1日0.5
3	111928	児居宅身体開 夜早1深0.5
3	111929	児居宅身体開 深0.5夜早1
3	111930	児居宅身体開 夜早0.5深1
3	111931	児居宅身体開 深1夜早0.5
3	111957	児居宅身体開2 日1.5
3	111958	児居宅身体開2 夜早1.5
3	111959	児居宅身体開2 深1.5
3	111964	児居宅身体開2 日1夜早0.5
3	111965	児居宅身体開2 夜早0.5日1
3	111966	児居宅身体開2 日0.5夜早1
3	111967	児居宅身体開2 夜早1日0.5
3	111968	児居宅身体開2 夜早1深0.5
3	111969	児居宅身体開2 深0.5夜早1
3	111970	児居宅身体開2 夜早0.5深1
3	111971	児居宅身体開2 深1夜早0.5
3	114917	児居宅移動介護開 日1.5
3	114918	児居宅移動介護開 夜早1.5
3	114919	児居宅移動介護開 深1.5
3	114924	児居宅移動介護開 日1夜早0.5
3	114925	児居宅移動介護開 夜早0.5日1
3	114926	児居宅移動介護開 日0.5夜早1
3	114927	児居宅移動介護開 夜早1日0.5
3	114928	児居宅移動介護開 夜早1深0.5
3	114929	児居宅移動介護開 深0.5夜早1
3	114930	児居宅移動介護開 夜早0.5深1
3	114931	児居宅移動介護開 深1夜早0.5
3	114957	児居宅移動介護開2 日1.5
3	114958	児居宅移動介護開2 夜早1.5
3	114959	児居宅移動介護開2 深1.5
3	114964	児居宅移動介護開2 日1夜早0.5
3	114965	児居宅移動介護開2 夜早0.5日1

開始時加(減)算					
法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	17	日中1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	19	深夜1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	17	日中1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	18	夜間早朝1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	19	深夜1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	17	日中1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	19	深夜1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H

開始時加(減)算		
法区分	サービス コード	サービス内容略称
3	114966	児童宅移動介護開2 日0.5夜早1
3	114967	児童宅移動介護開2 夜早1日0.5
3	114968	児童宅移動介護開2 夜早1深0.5
3	114969	児童宅移動介護開2 深0.5夜早1
3	114970	児童宅移動介護開2 夜早0.5深1
3	114971	児童宅移動介護開2 深1夜早0.5
8	111917	児童居宅身体開 日1.5
8	111918	児童居宅身体開 夜早1.5
8	111919	児童居宅身体開 深1.5
8	111924	児童居宅身体開 日1夜早0.5
8	111925	児童居宅身体開 夜早0.5日1
8	111926	児童居宅身体開 日0.5夜早1
8	111927	児童居宅身体開 夜早1日0.5
8	111928	児童居宅身体開 夜早1深0.5
8	111929	児童居宅身体開 深0.5夜早1
8	111930	児童居宅身体開 夜早0.5深1
8	111931	児童居宅身体開 深1夜早0.5
8	111957	児童居宅身体開2 日1.5
8	111958	児童居宅身体開2 夜早1深0.5
8	111959	児童居宅身体開2 深1.5
8	111964	児童居宅身体開2 日1夜早0.5
8	111965	児童居宅身体開2 夜早0.5日1
8	111966	児童居宅身体開2 日0.5夜早1
8	111967	児童居宅身体開2 夜早1日0.5
8	111968	児童居宅身体開2 夜早1深0.5
8	111969	児童居宅身体開2 深0.5夜早1
8	111970	児童居宅身体開2 夜早0.5深1
8	111971	児童居宅身体開2 深1夜早0.5
8	114917	児童居宅移動介護開 日1.5
8	114918	児童居宅移動介護開 夜早1.5
8	114919	児童居宅移動介護開 深1.5
8	114924	児童居宅移動介護開 日1夜早0.5
8	114925	児童居宅移動介護開 夜早0.5日1
8	114926	児童居宅移動介護開 日0.5夜早1
8	114927	児童居宅移動介護開 夜早1日0.5
8	114928	児童居宅移動介護開 夜早1深0.5
8	114929	児童居宅移動介護開 深0.5夜早1
8	114930	児童居宅移動介護開 夜早0.5深1
8	114931	児童居宅移動介護開 深1夜早0.5
8	114957	児童居宅移動介護開2 日1.5
8	114958	児童居宅移動介護開2 夜早1.5
8	114959	児童居宅移動介護開2 深1.5
8	114964	児童居宅移動介護開2 日1夜早0.5
8	114965	児童居宅移動介護開2 夜早0.5日1
8	114966	児童居宅移動介護開2 日0.5夜早1
8	114967	児童居宅移動介護開2 夜早1日0.5
8	114968	児童居宅移動介護開2 夜早1深0.5
8	114969	児童居宅移動介護開2 深0.5夜早1
8	114970	児童居宅移動介護開2 夜早0.5深1
8	114971	児童居宅移動介護開2 深1夜早0.5

開始時加(減)算						
法区分	サービス コード	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	17	日中1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	18	夜間早朝1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	19	深夜1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	57	2人 日中1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	59	2人 深夜1.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	17	日中1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	18	夜間早朝1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	19	深夜1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	57	2人 日中1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	59	2人 深夜1.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	

## 2. 平成17年度障害児施設等の補助単価 (案)

### (1) 事務費

#### ①一般事務費

(単位：円)

施設種別		定員	特別区	特甲地域	支給割合 改定地域	甲地域	支給区分 改定地域	乙地域	指定解除 地域	丙地域
平成17年度 (案)	知的障害児施設	30	212,570	209,560	208,050	203,480	201,950	198,910	197,400	194,340
	第二種自閉症児施設	40	211,530	208,510	206,970	202,420	200,940	197,910	196,440	193,430
	知的障害児通園施設	30	128,060	126,070	125,060	122,050	121,070	119,060	118,030	116,010
	盲児施設	30	194,480	191,720	190,330	186,130	184,770	182,010	180,610	177,830
	ろうあ児施設	30	193,550	190,740	189,350	185,210	183,830	181,070	179,670	176,900
	難聴幼児通園施設	30	191,500	188,560	187,060	182,540	181,060	178,080	176,580	173,600
	肢体不自由児療護施設	50	229,550	226,090	224,390	219,300	217,550	214,140	212,410	209,000
施設種別		定員	特別区	特甲地域	支給割合 改定地域	甲地域	支給区分 改定地域	乙地域	指定解除 地域	丙地域
平成16年度	知的障害児施設	30	211,940	208,940	207,430	202,880	201,350	198,330	196,800	193,770
	第二種自閉症児施設	40	210,840	207,850	206,320	201,760	200,280	197,270	195,810	192,810
	知的障害児通園施設	30	127,640	125,650	124,660	121,660	120,670	118,680	117,650	115,650
	盲児施設	30	193,890	191,140	189,750	185,580	184,230	181,470	180,080	177,310
	ろうあ児施設	30	192,960	190,180	188,800	184,650	183,290	180,520	179,140	176,380
	難聴幼児通園施設	30	190,880	187,950	186,460	181,970	180,470	177,500	176,020	173,050
	肢体不自由児療護施設	50	228,800	225,360	223,670	218,590	216,850	213,450	211,740	208,320

#### ②加算費等の単価

(単位：円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成17年度(案)	平成16年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,360	71,150
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,730	26,650
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,360	48,220

### (2) 事業費

#### ①一般生活費

(単位：円)

施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	47,340	47,430
第二種自閉症児施設	47,340	47,430
知的障害児通園施設	14,570	14,600
盲児施設	47,340	47,430
ろうあ児施設	47,340	47,430
難聴幼児通園施設	14,570	14,600
肢体不自由児療護施設	47,340	47,430

②重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成17年度(案)	平成16年度	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
第一種自閉症児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
第二種自閉症児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
盲児施設	44,470	44,380	53,350	53,260
ろうあ児施設	40,640	40,580	48,760	48,700
肢体不自由児施設		—	56,050	55,930
肢体不自由児療護施設		—	56,050	55,930

③重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
重症心身障害児施設	228,890	228,240

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり (員数)	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3,931,000	3,918,000
	40~49人	3,700,400	3,688,000
	30~39人	2,741,700	2,733,000
	20~29人	2,080,800	2,074,800

### 3. 平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事業			区分	平成16年度	平成17年度(案)	
・ 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業	431,880円	431,730円	
		(月額)	障害者就業・生活支援センター事業	431,880円	431,730円	
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり (月額)	管理人に要する経費	218,730円	216,580円	
			補修費	7,350円	7,350円	
・ 重症心身障害児(者)通園事業	事務費 (月額)	A型		3,222,700円	3,238,930円	
		B型		1,398,990円	1,405,980円	
	事業費1人当たり (月額)	A型	生活保護世帯	16,240円	16,200円	
		B型	一般世帯	7,250円	7,170円	
	1日	B型巡回方式加算		5,830円	5,830円	
・ 知的障害児(者)相談等事業	心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	定額分(1県当たり)	200,000円	200,000円	
			取扱件数分	5,000件未満	100,000円	100,000円
				5,000件以上		
				10,000件未満	150,000円	150,000円
				10,000件以上		
				20,000件未満	350,000円	350,000円
				20,000件以上		
				30,000件未満	500,000円	500,000円
				30,000件以上		
		40,000件未満		700,000円	700,000円	
40,000件以上						
50,000件未満	900,000円	900,000円				
50,000件以上						
				1,100,000円	1,100,000円	
・ 自閉症・発達障害支援センター運営事業		1か所当たり (月額)	運営費	2,045,610円	2,049,350円	

#### 4 平成17年度身体障害者保護費の補助基準額（案）

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事業		区分	平成16年度 当初単価	平成17年度 単価（案）
点字図書館等運営 事業費（点字図書館、 聴覚情報）	1 施設 当たり年額	職員5人（特別区）	24,705千円	24,793千円
		（特甲地）	24,243千円	24,329千円
		（支給割合改定地域）	24,012千円	24,097千円
		（甲地）	23,319千円	23,402千円
		（支給区分改定地域）	23,088千円	23,170千円
		（乙地）	22,626千円	22,706千円
		（指定解除地域） （丙地）	22,395千円 21,934千円	22,474千円 22,010千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,782,000円	3,796,400円
・福祉工場 （居住部門有り）	1 施設 当たり年額	定員50人	46,032千円	46,173千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人～9人	3,242千円	3,216千円
		10人～19人	3,859千円	3,833千円
		20人～29人	5,093千円	5,068千円

## 5. 行動援護について（案）

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時介護を有するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを17年4月1日から施行する。

### 【対象者】

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動の介護等を行うサービスの対象者の基準は次の表によるものとし、10点以上とする。

※ 基準表は、平成18年10月に向けて検証することとする。

なお、市町村で判断が困難な場合は、知的障害者更生相談所又は児童相談所に意見を求めることができる。

### 【基準表】

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計とする。

行動障害の内容	0点	1点	2点
言葉以外の表現（ジェスチャーやカード）を用いないと意思表示できない	支援は必要ない	時々支援が必要	常に支援が必要
言葉以外の表現（ジェスチャーやカード）を用いないと他者の説明を理解できない	非日常的な場面では必要	時々必要	常に必要
奇声をあげたり、走っていないくなるなどの突発的行動	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
自傷行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食事に関する障害	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
他害行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
多動または行動の停止	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
パニックや不穏な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
不適切な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
てんかん発作	年に一回以上	月に一回以上	週に一回以上



## 判断基準について

- 1 知的障害の判断は以下によるものとする。
  - ① 療育手帳による。
  - ② 知的障害者更生相談所や児童相談所で知的障害と判定されたもの。(判定書又は意見書により確認すること)
  
- 2 基準表の判断基準は、支援が行われていない場合の外出時における行動を基準に下記によるものとし、原則として6か月程度継続している場合とする。  
 ※ 2について、客観的な基準となるよう引き続き検討する。
  
- 3 てんかん発作については、主治医の意見書または知的障害者更生相談所、児童相談所の判定書または意見書により確認する。

### 行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 言葉以外の表現による意思表示	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと自分の意思が表出できない
2 言葉以外の表現による指示理解	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと指示が理解できない
3 奇声、突発的行動	公共の場において奇声をあげる、急に走っていなくなる等
4 自傷行為	傷跡が残るほど自分の手や物で頭をたたいたり、身体部位を噛む
5 食行動の障害	異食、過食、多飲または反芻行動等
6 他害行為	他者に噛みつく、たたく、ひっかく、髪の毛を引っ張る等
7 多動・行動停止	強いこだわりがあるため、動けなくなったり、多動になる。
8 パニック・不穏行動	急な予定変更などにより、パニックをおこしたり行動が不安定になる。
9 不適切な行動	他人に抱きついたり、物を持ってきてしまうなど結果として暴行、窃盗などの触法行為となってしまうもの。
10 てんかん発作	薬物によりコントロールされているが、環境が変化した場合発作を起こす。

## 6. 障害児タイムケア事業の実施について（案）

### 1 目的

障害のある中高校等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

実施主体は、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができる。

### 3 対象者

障害のある中高生等であって、原則として、日中において監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な者とする。

### 4 事業内容

(1) デイサービス事業所、学校の空き教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う。利用時間は、原則1回3時間以上（送迎時間を除く）とする。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービス等を利用できない。

(2) 養護学校等からタイムケア事業実施施設まで、及びタイムケア事業実施施設から障害児の家等までの送迎サービスを必要に応じて行うこととする。

(3) 事業は、地域のニーズに応じて行うこととし、月曜から金曜の間だけを行うものについては、原則本事業の対象外とする。

## 5 施設及び設備

- (1) 実施場所については、デイサービス事業所、学校の空き教室等の社会資源を活用し、活動に必要なスペースを確保しているものと市町村が認める場所で実施する。
- (2) 設備については、障害児に対するケアが適切に行えると市町村が認めるものとする。

## 6 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう配慮した上で市町村が定めるものとする。

## 7 利用の手続き

- (1) 利用者（障害児の保護者）は、市町村に、又は実施施設を通じて市町村に、利用の申請を行う。
- (2) 市町村は、障害児の生活状況、他のサービスの利用状況等を勘案して、利用の可否を決定し、その旨及び利用の決定した場合には利用者負担額を利用者に通知する。

## 8 利用者の負担

- (1) 市町村は、サービス利用1回につき、1,000円を利用者から徴収する。ただし、市町村の判断により、その一部又は全部を徴収しないことができる。
- (2) 本事業において、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができることとする。

## 9 国庫補助について

- (1) 事業に要する経費（利用者が負担する額を除く。）は市町村が支弁する。
- (2) 国は、市町村が支弁した経費の1/2以内を補助することができる。

### 【補助単価】

	年間利用回数	国費
A型	5,000回以上	7,500千円
B型	3,500回以上	5,250千円
C型	3,000回以上	4,500千円
D型	2,000回以上	3,000千円

### 【採択の考え方】

- 1 17年度については、モデル事業的に行うこととし、原則として、各都道府県2カ所、指定都市・中核市1カ所の実施とする。
- 2 都道府県においては、A～D型の一つの類型を選択した2市町村（A型2カ所は不可）を推薦して行うものとする。
- 3 指定都市の補助単価については、7,500千円（A型補助相当額）、中核市の補助単価については、4,500千円（C型補助相当額）により行うこととする。
- 4 市町村の範囲を超えた広域での事業実施をするものを優先とする。
- 5 市町村内における複数の場所で行うことも可能とする。
- 6 既に都道府県単独での補助事業又は市町村単独で、同趣旨の事業を実施していない市町村を優先する。

## 7. 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成17年度）

No	講習会名	受講対象者	講習期間	受講費	案内先
1	第39回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月19日（火）～4月20日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
2	第32回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（主として療育職員）	5月9日（月）～5月12日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
3	第27回看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設の主任看護師・病棟部長およびこれに準じる職員	5月23日（月）～5月26日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心
4	第4回障害児者のプール指導講習会	障害児（者）のプール指導に携わっている職員	6月8日（水）～6月10日（金）（3日間）	18,000円	肢体・重心・通園
5	第58回重症心身障害児（者）施設看護師講習会	重症心身障害児（者）施設の看護師・准看護師（経験年数3年以上）	6月20日（月）～6月24日（金）（5日間）	25,000円	重心
6	第16回東京コース（2005年度）ポバースアプローチ8週間講習会	PT. OT. STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する者（経験年数3年以上）	7月4日（月）～8月26日（金）（8週間）	315,000円	（ご案内中）
7	第40回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	8月30日（火）～8月31日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
8	第59回重症心身障害児（者）施設療育職員講習会	重症心身障害児（者）施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等（経験年数3年以上）	9月5日（月）～9月9日（金）（5日間）	25,000円	重心
9	第12回福祉関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・および関連機関に勤務し福祉相談に携わる職員	9月14日（水）～9月16日（金）（3日間）	18,000円	肢体・重心
10	第33回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（看護師・准看護師）	9月26日（月）～9月29日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
11	第15回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている看護師	11月5日（土）～11月6日（日）（未確定）	18,000円	肢体・重心・通園
12	第41回肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等の保育士・指導員等（経験年数3年）	11月14日（月）～11月18日（金）（5日間）	25,000円	肢体・重心・通園
13	第74回肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師（経験年数3年）	11月28日（月）～12月1日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
14	第41回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月6日（火）～12月7日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
15	第16回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている看護師	1月14日（土）～1月15日（日）（未確定）	18,000円	肢体・重心・通園
16	第38回幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育（通園施設・保育機関等）に携わっている職員（保育士・児童指導員等）	1月23日（月）～1月27日（金）（5日間）	25,000円	肢体・重心
17	第34回重度・重症児（者）医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育に携わっている職員（職種は問わない）	2月6日（月）～2月9日（木）（4日間）	22,000円	肢体・重心・通園
18	第42回摂食指導（基礎・実習）講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児（者）施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	2月14日（火）～2月15日（水）（2日間）	13,000円	肢体・重心・通園
19	第17回重症障害児（者）医療講習会	障害児（者）とくに重症児（者）の医療・療育に携わっている医師	3月（土）（日）（未確定）	23,000円	肢体・重心
20	1日摂食指導（診断・評価）講習会	摂食指導に携わっている職員で（基礎・実習）講習会を受講済みの方	3月24日（金）	7,000円	肢体・重心・通園

\* ご案内先の対象施設（肢体：肢体不自由児施設、重心：重症心身障害児施設、通園：肢体不自由児通園施設）以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃に、療育研修所にご請求ください。

\* 給食関係職員講習会は隔年の開催です（平成18年度開催予定）。

\* 摂食指導（基礎・実習）講習会は2日間となっています。1日摂食指導（基礎・実習）講習会は行いません。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)

## 8 発達障害者支援法要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

#### 二 定義

- 1 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいうものとする。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいうものとする。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいうものとする。

#### 三 国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医

療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

#### 四 国民の責務

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないものとする。

### 第二 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

#### 一 児童の発達障害の早期発見等

- 1 市町村は、母子保健法による1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法による就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第三の二により都道府県が確保した医療機関その他の機関（二1において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、1から3までの措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならないものとする。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

#### 二 早期の発達支援

- 1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- 2 一4は、1の措置を講じる場合について準用するものとする。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

#### 三 保育

市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

#### 四 教育

1 国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

#### 五 放課後児童健全育成事業の利用

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

#### 六 就労の支援

1 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

#### 七 地域での生活支援

市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならないものとする。

#### 八 権利擁護

国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

#### 九 発達障害者の家族への支援

都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

### 第三 発達障害者支援センター等

#### 一 発達障害者支援センター等

1 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとする。

- ・ 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその



家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

- ・ 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ・ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（・において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- ・ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- ・ ・から・までに掲げる業務に附帯する業務

2 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとする。

## 二 専門的な医療機関の確保等

- 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、1の医療機関の相互協力を推進するとともに、1の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

## 第四 補則

### 一 民間団体への支援

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

### 二 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 三 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。

### 四 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

### 五 調査研究

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

## 第五 施行期日その他

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

## 目 次

頁

1	良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1)	精神科救急システムの整備について	1
(2)	精神医療審査会の適切な運営について	1
(3)	精神病院に対する指導監督等について	1
2	精神障害者社会復帰施設について	
(1)	精神障害者社会復帰施設の整備について	2
(2)	精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について	3
3	精神障害者居宅生活支援事業の実施について	3
4	精神障害者退院促進支援事業の実施について	5
5	心の健康づくり対策について	
(1)	うつ病・自殺防止対策の推進について	5
(2)	PTSD（外傷後ストレス障害）対策の推進について	6
(3)	児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	7
(4)	「こころのバリアフリー宣言」について	7
6	その他	
(1)	精神保健指定医新規申請書類について	9
(2)	精神保健研究所の研修予定について	9

## 1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

### (1) 精神科救急システムの整備について

精神科救急医療システムの整備については、各都道府県・指定都市が実状に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備を行う事業として、精神科救急医療システムの運営に関する国庫補助事業を実施してきたところであり、この間、精神保健福祉法に基づく移送を適正・円滑に実施するための精神科救急情報センターや、在宅の精神障害者の症状の悪化に対して早期に適切な医療を提供するための精神科初期救急医療システムを整備するなど、同事業の充実に努めてきたところである。さらに、一般救急と同様にセンター機能を持つ中核的な救急医療施設を地域ごとに整備していく必要があると考えており、平成17年度予算案では、これまでの輪番制病院や医療相談窓口などの精神科救急医療体制の整備に加え、「精神科救急医療センター」を整備するための予算を新たに盛り込んだところである。

精神科救急医療システムの充実・強化は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的な施策を推し進め、精神障害者が安心して地域で生活するためにも必要不可欠であると考えており、着実な精神科救急医療体制の整備の推進をお願いしたい。

### (2) 精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均的な日数が1ヶ月を超える都道府県等があるなど、不適正な状況が見受けられる。

都道府県等におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよう徹底されたい。

### (3) 精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進については、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事・指定都市市長が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施している。

精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院において、不当な身体拘束や開放処遇の制限などの指導が徹底されていない事例が未だに見られるとともに、係

る不当な身体拘束等の重要事項について指導が徹底されていない事例がある。  
また、不適切な定期病状報告の事例も認められている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、精神病院に対する実地指導後の措置として、平成11年の精神保健福祉法改正により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命ずることができ、これらの命令に従わない場合には入院医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされたことにより、都道府県知事等の権限が強化されており、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、貴管内医療機関に対し実地指導を実施する際には、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、社会・援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導強化を図るようお願いしたい。

## 2 精神障害者社会復帰施設について

### (1) 精神障害者社会復帰施設の整備について

平成17年度精神障害者社会復帰施設に係る整備は、障害者施策の制度改革で予定している新たな障害福祉サービス事業体系等に基づき、次の点に該当する整備であって、かつ、真に緊急性・必要性の高い施設の整備を優先的に行うものとしているのでご了知願いたい。各都道府県・指定都市におかれては、精神障害者社会復帰施設の計画的な整備の推進をお願いしたい。

- ① 平成18年10月より予定している新たな障害者サービスの事業体系への転換等を見据えた整備内容であること。
- ② 都道府県等の障害者計画に沿った事業であり、かつ、医療と福祉の連携体制の整備を進めている地域における整備であって、障害保健福祉圏域毎の均衡のとれた整備であるもの。

なお、今後のスケジュールとしては、平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととしており、平成17年度新規採択分については、追って内示を行う予定で事務を進めているところである。

## (2) 精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

会計検査院が実施した平成15年度決算検査報告においては、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

### [指摘事例]

- ①「建物内の一画に作業室等を設ける改修工事を対象経費に計上」
- ②「授産事業に係る備品を対象経費に計上」
- ③「職員の飲食代を対象経費に計上」
- ④「福祉工場の事業に係る光熱水費等を対象経費に計上」
- ⑤「法人と施設を同一会計とし、経費内訳も不明瞭のまま対象経費に計上」
- ⑥「補助事業で取得した施設を無断で担保に供していた」
- ⑦「交付申請書に記載された計画段階の数値を使って算出した額により実績報告を行っており、国庫補助金を過大に受領していた」

## 3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

精神障害者居宅生活支援事業については、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、精神障害者短期入所事業（ショートステイ）及び精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を、平成14年度から住民に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施し、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進に寄与しているところである。

本事業については、平成17年4月より、事業内容及び単価の見直しなど、下記のとおり事業の適正化を図ることとしている。

また、平成18年1月より、障害者自立支援法に基づく、三障害共通の新たな枠組みの下で、現行の裁量的経費から義務的経費に変更することとし、それに伴って、報酬体系及び利用者の費用負担について見直しを図ることとしている。

各都道府県におかれては、関係者に対し本事業の利用手続き等についての周知徹底をお願いするほか、本事業の全市町村での実施を推進するとともに、市町村においてその適正な執行が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）の見直しの内容

・ 便宜の内容の見直し（案）

「精神障害者居宅生活支援事業（別紙1）精神障害者居宅介護等事業運営要綱（新旧対象表）」案 抜粋

現 行	改 正 案
<p>5 便宜の内容</p> <p>(1) 家事に関すること。</p> <p>ア 調理</p> <p>イ 生活必需品の買い物</p> <p>ウ 衣類の洗濯、補修</p> <p>エ 住居等の掃除、整理整頓</p> <p>オ その他必要な家事</p> <p>(2) 身体介護に関すること。</p> <p>ア 身体清潔の保持等の援助</p> <p><u>イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助</u></p> <p>ウ その他必要な身体介護</p> <p>(3) 相談及び助言に関すること。</p> <p>生活、身上、介護に関する相談、助言</p>	<p>5 便宜の内容</p> <p>(1) 家事に関すること。</p> <p>ア 調理</p> <p>イ 生活必需品の買い物</p> <p>ウ 衣類の洗濯、補修</p> <p>エ 住居等の掃除、整理整頓</p> <p>オ その他必要な家事</p> <p>(2) 身体介護に関すること。</p> <p>ア 身体清潔の保持等の援助</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>イ その他必要な身体介護</u></p> <p><u>(3) 移動支援に関すること。</u></p> <p><u>通院、交通や公共機関の利用等の援助</u></p> <p><u>(4) 相談及び助言に関すること。</u></p> <p>生活、身上、介護に関する相談、助言</p>

・ 単価の見直し（案）

( ) 内は現行単価

便宜の内容	30分以下	30分を超えて1時間以下	1時間を超えて1時間30分以下	1時間30分を超えて30分ごと
ア 身体介護中心業務 身体介護を伴う移動支援	2,310円 (設定なし)	現行どおり (4,020円)	5,840円 (6,030円)	830円 (2,010円)
イ 家事援助中心業務 身体介護を伴わない移動支援	800円 (設定なし)	現行どおり (1,530円)	2,220円 (2,290円)	830円 (760円)

※30分以下単価の設定により、「巡回型」の区分を廃止する。

※移動支援における身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該精神障害者の日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供されることが想定されるか否かによって、各々の実施主体が判断するものであること。

#### 4 精神障害者退院促進支援事業の実施について

いわゆる社会的入院者の地域生活への移行のための受け皿については、新障害者プランにおいてその整備を図ることとしているが、より円滑な退院を目的として、平成15年度から精神障害者退院促進支援事業を実施している。

本事業は、精神病院、精神障害者社会復帰施設等の従事者、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、市町村等の関係行政機関の担当で構成する「自立促進支援協議会」において、対象者個々の自立支援のための計画を策定し、これに沿って支援職員が当該入院者に同行し退院訓練を行うなどの支援を行うことにより社会復帰の促進を図るものである。平成17年度予算案では31か所を実施することとし、事業内容についての一部見直し（福祉ホーム等の体験入居経費（利用料）の補助等）を予定しているため、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

なお、生活保護制度において、生活保護受給者の自立支援強化を目的とした自立支援プログラムが導入され、当省社会・援護局保護課から本事業の活用・参画を図る旨、生活保護主管部局に周知することとしているため、本事業の充実に向け、各都道府県・指定都市における福祉事務所等との連携の強化に努められたい。

#### 5 心の健康づくり対策について

##### (1) うつ病・自殺予防対策の推進

厚生労働科学研究で行なわれた疫学調査によると、15人に1人が一生の間にうつ病に罹るといふ報告がある。WHOが行った疾病負荷の将来予測では、うつ病は2000年で第4位であるが、2020年には第2位になると予測されている。厚生労働省の患者調査によると、うつ病を含む気分障害の総患者数（医療機関を受診した者）は、平成11年度では44万人であったのに対し、平成14年度には1.6倍の71万人と急増しており、うつ病は今後さらに大きな健康課題になると考えられる。また、警察庁の統計によると平成15年中の自殺死亡者数は34,427人と過去最高を記録している。自殺者の9割以上は何らかの精神疾患を有するといわれ、中でもうつ病と深い関係があるとされる。

このような状況から、平成14年の「自殺防止対策有識者懇談会」最終報告である「自殺予防に向けての提言」（提言全文…<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1218-3.html>）においても、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策として、うつ対策の必要性が指摘されているところである。平成15年より開催された「地域におけるうつ対策検討会」では、地域の関係者がうつ病について適切なサポートを実施できるよう、都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推



進方策マニュアル」及び保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」をとりまとめ、平成16年に業務参考資料として配布したので、引き続き地域精神保健医療活動の更なる充実を図るため活用されたい（マニュアル全文…<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html>）。

また、地域における身近な支援体制の強化を図ることが、うつ病・自殺予防対策として有効であることから、平成16年度より、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修を国立保健医療科学院において実施している。平成17年度からは、地域においてこころの健康づくりに関する研修を行なうための経費と、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進するための経費についても計上している。関係機関に所属する保健師・精神保健福祉士等のこれらの研修への参加について御配慮いただきたい。

この他、「いのちの電話」においては、相談体制の充実強化を図るとともに、12月1日を「いのちの日」として位置づけ、その後1週間、「いのちの電話」によるフリーダイヤル電話相談を実施することとしている。また、労働者の自殺予防対策に関しては、普及啓発を行うほか、メンタルヘルス対策として、地域・職域の連携を図るため、17年度より新規に「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を実施することとしており、都道府県労働局との連携についてご配慮いただきたい。

さらに、厚生労働科学研究などにおいて、自殺事例の実態を調査し、自殺に至った経緯を多角的に分析し、原因を明らかにするとともに、予防対策や自殺と関連の深い精神疾患に関する研究などが実施されているところであり、引き続き、これらの調査研究を推進することとしている。

## **(2) PTSD（外傷後ストレス障害）対策の推進について**

大規模な災害や犯罪等により被害を受けた者に対する心のケアの充実強化を図るため、平成8年度から、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施している。ついては、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

特に貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、本研修の修了者の積極的な活用について十分留意いただきたい。

### (3) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

児童思春期の心の問題については、その原因や対応が多様であることから、精神保健福祉センター、児童相談所、教育機関、警察等の関係機関が連携をとりつつ、専門家チーム等を編成し、発見・相談から、指導・解決まで総合的な対応を行う思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を平成13年度から実施しており、本モデル事業の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布することとしているので、その際は本事例集を思春期精神保健対策の推進に活用していただきたい。

### (4) 「こころのバリアフリー宣言」について

平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において、『「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～』が取りまとめられたところである。（報告書等…<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0331-4.html>）

については、地域における普及啓発の取り組みの参考となるため、広く周知を図られたい。

## 「こころのバリアフリー宣言」 ～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～

### 【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？】

#### 第1：精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・ 精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・ 2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

#### 第2：無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・ 自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・ サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

#### 第3：気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・ 早い段階での気づきが重要です。
- ・ 早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・ 不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

#### 第4：知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・ 病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・ 休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・ 家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

### 【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

#### 第5：自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・ 先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・ 精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・ 誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

#### 第6：認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・ 誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・ 誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

#### 第7：出会いは理解の第一歩（出会い）

- ・ 理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・ 人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・ 身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

#### 第8：互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・ 人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・ 精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

## 6 その他

### (1) 精神保健指定医新規申請書類について

精神保健指定医の指定申請書類については、平成16年度から、精神保健指定医研修会の場において、申請者に対する申請書類記載事項の確認の徹底を指導するとともに、地方厚生局及び厚生労働本省における審査事務処理期間の短縮を図ることとしており、各都道府県、指定都市においても、申請時における申請書類の内容確認を行い、不備等が認められた場合には申請者に確認するなど、申請書類の事前確認の御協力を御願ひしていることもあり、従来に比べ申請書類の審査に係る時間は短縮されている状況である。

については、平成17年度においても、指定事務をさらに迅速に行うため、別添「精神保健指定医新規申請書類の内容確認について」を参照の上、引き続き特段の配慮をお願いしたい。

### (2) 精神保健研究所の研修予定について

国立精神・神経センター精神保健研究所においては、国、地方公共団体並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定による指定病院等において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等を対象に、精神保健福祉技術者として必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的な知識及び技術習得に関する研修を行っている。

昭和34年度に研修を開始してから平成15年度までの修了者数は7,879名に達しており、その多くは全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者として活躍されている。

平成17年度は、医学課程として、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際、摂食障害の病態と治療に関する最新の知見（医師等対象、看護師対象）、精神科長期在院患者の退院促進のための社会復帰リハビリテーション、我が国における包括型地域生活支援プログラム（Assertive Community Treatment :ACT）の実践の5課程、精神保健指導課程（精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する研修）、精神科デイ・ケア課程（初任者対象、中堅者対象）、薬物依存臨床医師研修会、薬物依存臨床看護研修会を開催する。

なお、平成17年度研修の詳細は、研究所のホームページ<http://www.ncnp-k.go.jp>に掲載されている。

## 精神保健指定医新規申請書類の内容確認について

(関係通知 「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の適用上の留意点について」昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知)

## 1. 申請書類は以下のとおり。

- ①申請書(通知 様式1)
- ②履歴書
- ③医師免許証(写)
- ④5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑤3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
- ⑥精神保健福祉法第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(いわゆるケースレポート)を症例毎に4通(3通以上は原本)(通知 様式3)

※ ケースレポートは以下の8症例が提出される

- |         |              |                     |
|---------|--------------|---------------------|
| ・第1～3症例 | 精神分裂病圏       | 3例(措置入院1例以上、医療保護入院) |
| ・第4症例   | 躁うつ病圏        | 1例(措置入院又は医療保護入院)    |
| ・第5症例   | 中毒性精神障害      | 1例(措置入院又は医療保護入院)    |
| ・第6症例   | 児童思春期精神障害    | 1例(措置入院又は医療保護入院)    |
| ・第7症例   | 症状性又は器質性精神障害 | 1例(措置入院又は医療保護入院)    |
| ・第8症例   | 老年期痴呆        | 1例(措置入院又は医療保護入院)    |

- ⑦法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- ⑧写真(縦50mm×横40mm、申請6ヶ月以内、上半身脱帽、裏面に撮影年月日及び氏名を記載)
- ⑨⑦が交付された後に氏名が変更された場合には、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

前回保留者(前回開催の審議会で、1症例が不相当とされたため、再度、新たな症例若しくはケースレポートを直すこととなった者)のケースレポートの再提出については、対象のケースレポート4通のみの提出となる。

## 2. ケースレポート以外の申請書類の確認事項。

- ①記載漏れがないか。
- ②申請日は研修受講日から1年以内となっているか。
- ③氏名が署名となっているか。
- ④医籍登録年月日及び番号は医師免許証(写)と同一となっているか。
- ⑤精神障害の診断治療に従事した期間は3年以上あるか、また、その他の診断治療に従事した期間を含めて5年以上あるか。
- ⑥その他の注意事項
  - ・実務経験の始期は医籍登録日以降であるか。
  - ・実務経験証明書は所属機関の管理者(大学院生又は文部科学教官の場合は学長又は学部長)の証明であるか。
  - ・精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関での実務経験(デイケアを含む)であるか。
  - ・精神科実務経験の期間については週4日以上、1日概ね8時間以上(週32時間以上)であるか。
  - ・実務経験期間については、あくまで実務経験証明書に記載されている期間であるか。
  - ・その他、精神科実務経験の算定については、昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知に基づくものであるか。

## 3. ケースレポート(通知 様式3)の確認事項。

ケースレポートの表紙部分について確認

- ①記載漏れがないか。
- ②第1症例は措置入院例か。
- ③入院期間と担当期間に整合性があるか。(日付のずれ等がないか)
- ④担当期間と指導期間に整合性があるか。(指導を受けていない期間がないか)
- ⑤指導を行った指導医の自筆署名はあるか。

様式 1

## 精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日 平成 年 月 日

氏名	④	本籍地			
現住所					
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
最終学歴及び年月	年 月 卒業・中退	医籍登録年月日及び番号	第	年 月 日	号
現在の勤務先	所在地				
	名称				
精神障害者の診断治療に 従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称			
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	計	年 ヶ月			
その他の診断治療に従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称			
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	計	年 ヶ月			
合計		年 ヶ月			
研修の受講	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
従事した標榜科名	
診療従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
診 療 従 事 態 様	1週間当たり平均 日
	1日当たり平均 時間

平成 年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名  
及び氏名

④

- (注) 1. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別紙とすること。  
 2. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。  
 3. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事した時間及び期間を記載すること。  
 4. 夜間当直のみの勤務については、精神科実務経験として算定できないこと。

## ケースレポート（第 症例）

1. 申請者の氏名（自筆署名）
  2. 実務経験した医療機関名
  3. 2の所在地住所 都道府県 市・郡・区
  4. ケースレポートをする患者の氏名、性別、生年月日  
氏名（イニシャル） 性別 男・女 生年月日 年 月 日生  
主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月
  5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害  
④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害（老年期痴呆を除く）  
⑥老年期痴呆
  6. 入退院年月日及び入院形態  
入院年月日 平成 年 月 日 入院形態（ 入院）  
退院年月日 平成 年 月 日
  7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無  
有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院（入院形態を記入）
  8. 転院による診療の終了（退院）の場合  
転院先 病院 転院先の入院形態（ 入院）
  9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日
  10. 指導を行った精神保健指定医  
(1) 指導を行った精神保健指定医の確認（※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。）  
指定医氏名 指定医番号  
指導期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日  
(2) ケースレポートの証明  
このケースレポートは、私が常勤として勤務した（病 院 名）病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。  
所属機関名 所属機関の住所  
指導医署名（自筆署名）
- ケースレポートの記載欄（考察を含めること） 記載欄の文字数（ ）

(1200～2000字)
--------------

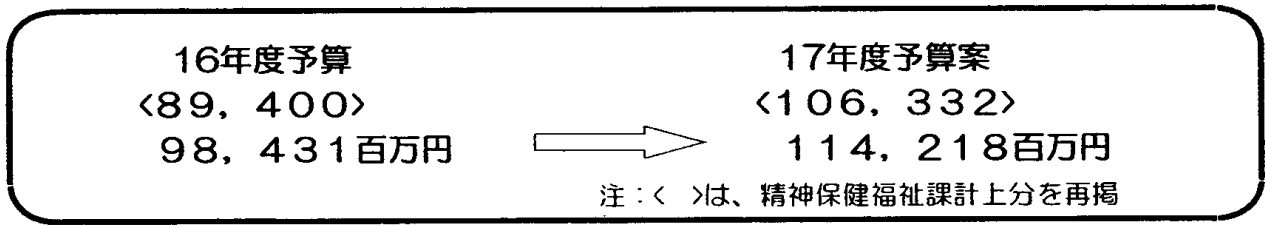
注1 精神分裂病圏は第1症例～第3症例（順序は措置入院のものを先とすること）、躁うつ病圏は第4症例、中毒性障害は第5症例、児童・思春期障害は第6症例、症状性・器質性障害は第7症例、老年期痴呆は第8症例とすること。



# <参 考 資 料>

(参考資料)	頁
1 平成17年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要	14
2 精神病院関係資料	
(1) 都道府県別精神病院数、病床数及び在院患者数等の状況	18
(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移	19
(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数	20
(4) 都道府県別病棟形態別精神病床数及び病床数	21
(5) 都道府県別入院形態別在院患者数	22
(6) 都道府県別入院期間別入院患者数	23
(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移	28
(8) 都道府県別疾患名別在院患者数	29
(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)	30
(10) 精神病院の平均在院日数	31
(11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況	32
(12) 精神医療審査会の審査状況	33
3 精神科救急医療システム整備事業実施状況	34
4 平成15年度精神保健福祉センター事業実績	
(1) 一般事業実績	44
(2) 特定相談事業(思春期)実績	45
(3) 特定相談事業(アルコール)実績	46
(4) 心の健康づくり推進事業実績	47
(5) 社会復帰促進事業実績	48
5 精神障害者保健福祉手帳関係	
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	49
(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	50
6 精神障害者社会復帰施設設置箇所数	52
7 平成15年度更生・育成医療の実施状況	53
8 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	54

# 1 平成17年度精神保健福祉施策等関係予算（案）の概要



在宅福祉サービス及び精神障害者社会復帰施設の充実、良質かつ適正な精神医療の効率的な提供等により、精神保健医療福祉対策の充実向上を図る。

また、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う、指定医療機関の運営、医療従事者等の人材の養成等に必要な所要額を確保する。

	<3,013> 3,013百万円	<4,086> → 4,086百万円
1. 在宅福祉サービスの充実等		

- |                                  |                          |   |          |
|----------------------------------|--------------------------|---|----------|
| (1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実             | 2,995百万円                 | → | 4,070百万円 |
| ・精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）        | 883百万円                   | → | 1,786百万円 |
| ・精神障害者短期入所事業（ショートステイ）            | 143百万円                   | → | 136百万円   |
| ・精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）          | 1,969百万円                 | → | 2,148百万円 |
|                                  | （注）平成18年1月の負担金化に伴う11ヵ月予算 |   |          |
| (2) 精神障害者訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業の実施 | 17百万円                    | → | 16百万円    |

	<18,940> 18,940百万円	<20,086> → 20,086百万円
2. 精神障害者社会復帰施設の充実		

- |                      |          |   |          |
|----------------------|----------|---|----------|
| (1) 精神障害者生活訓練施設（援護寮） | 6,360百万円 | → | 6,615百万円 |
| (2) 精神障害者福祉ホーム       | 993百万円   | → | 1,099百万円 |
| (3) 精神障害者（入所・通所）授産施設 | 5,298百万円 | → | 5,563百万円 |
| (4) 精神障害者小規模通所授産施設   | 1,328百万円 | → | 1,643百万円 |
| (5) 精神障害者福祉工場        | 338百万円   | → | 338百万円   |
| (6) 精神障害者地域生活支援センター  | 4,623百万円 | → | 4,827百万円 |

< 351 > < 667 >

3. 地域精神保健福祉施策等の推進 1,163百万円 → 1,578百万円

- (1) 地域精神保健福祉特別対策 96百万円 → 397百万円
- ① 社会的入院解消のための退院促進支援事業 63百万円 → 162百万円  
精神病院に入院している精神障害者のうち、退院訓練を行うことにより退院が可能な者に対し、活動の場を与え、精神障害者の自立を促進し、社会的入院の解消に資する事業。
- ② こころの健康づくり対策事業 33百万円 → 105百万円  
地域に住民が抱える、うつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や技術を習得させるための研修会、思春期児童及びPTSDの専門家養成研修等を実施するとともに、地域における自殺予防対策の強化を図る。
- ③ 精神科救急特別対策事業（新規） 0百万円 → 130百万円  
救急患者対策として、24時間、365日、地域の拠点となる病院（精神科救急医療センター）を整備し、急性期に集中的な手厚い医療を提供することにより、患者の早期退院を図る。
- (2) 精神障害者社会復帰施設等実態調査事業（新規） 0百万円 → 67百万円  
社会復帰施設等における報酬体系・利用者負担体系について、平成18年度を目途に見直すこととしており、そのための基礎資料を得ることを目的として、施設等の実態調査を実施。
- (3) 自殺予防対策の推進（一部重複計上） 640百万円 → 855百万円
- ・地域精神保健指導者（こころの健康問題）の研修 4百万円 → 4百万円  
職場、地域における自殺の実態、原因、予防対策等に係る調査研究、相談・啓発活動の強化を図るとともに、適切な対応のための知識や対応技術及び地域における自殺予防対策推進方策等を習得させるための指導者研修を行う事業。
- (4) その他 427百万円 → 331百万円
- ① 精神保健福祉センター特定相談等事業費（運営費）  
地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。
- ② 高次脳機能障害支援モデル事業  
地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、地域の関係機関の連携の下に各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立を図る事業。
- ③ 精神障害者社会復帰促進事業等  
精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、社会復帰施設職員等に対する研修を行う事業。
- ④ 精神障害者手帳交付事業  
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）

＜66, 130＞      ＜72, 599＞

4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供 66, 130百万円 → 72, 599百万円

- (1) 精神医療費の公費負担 53,267百万円 → 60,138百万円  
措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担。
- (2) 精神科救急医療システム整備事業（重複計上） 1,785百万円 → 1,670百万円  
精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、緊急時における保護・治療を行う救急医療のシステム体制や精神科初期救急医療輪番システムを整備。
- (3) 更生医療・育成医療の給付 11,078百万円 → 10,791百万円  
身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な医療費の給付。

＜ 783＞      ＜ 783＞

5. 就労支援の推進 1, 600百万円 → 2, 208百万円

- (1) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業 783百万円 → 783百万円
- (2) 小規模作業所への支援の充実強化事業（仮称） 0百万円 → 353百万円  
自立支援・就労支援等の機能の向上を図りつつ新たな施設類型への移行等を図るため、小規模作業所への支援を強化し、地域での障害者の就労支援を促進を図るための経費。
- (3) 施設外授産の活用による就職促進事業  
障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が可能な者及び一般就労を希望する者について、授産活動終了後における企業等への就業を促進する経費。  
・メニュー事業（障害者自立支援・社会参加総合推進事業）
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業 817百万円 → 1,023百万円
- (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）（仮称） 0百万円 → 50百万円  
在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、情報機器を用いて在宅での就労に向けた支援等を行う在宅就労支援事業（バーチャル工房）に対する補助を行う事業。

6. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

＜ 143＞      ＜ 7, 965＞

2, 618百万円 → 8, 193百万円

- (1) 指定入院医療機関の整備 2,475百万円 → 4,527百万円  
国立（特定独立行政法人）、都道府県立医療機関における指定入院医療機関の整備を図る。

(2) 指定医療機関の運営（新規） 0百万円 → 3,374百万円

(7) 指定入院医療機関

入院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施するとともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費を確保。

(イ) 指定通院医療機関

通院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施。

(3) 医療従事者等の人材の養成 91百万円 → 125百万円

指定医療機関従事者、精神保健判定医等に対して養成研修を実施。

(4) その他法施行に必要な経費 52百万円 → 167百万円

法制度の普及啓発、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送等を実施。

7. 研究の推進

< 0 > < 0 >  
4,926百万円 → 5,750百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

## 2. 精神病院関係資料について

### (1) 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成15年6月30日現在)

	人口 千人 (12.10.1)	精神 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院 患者数 A	人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病床 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
北海道	3,857	89	14,389	37.3	13,095	34.0	61	0.16	91.0	0.5
青森	1,474	25	4,658	31.6	4,185	28.4	22	0.15	89.8	0.5
岩手	1,413	22	4,890	34.6	4,545	32.2	44	0.31	92.9	1.0
宮城	1,363	20	3,698	27.1	3,448	25.3	17	0.12	93.2	0.5
秋田	1,184	27	4,493	37.9	4,194	35.4	21	0.18	93.3	0.5
山形	1,241	18	3,415	27.5	3,237	26.1	20	0.16	94.8	0.6
福島	2,125	37	8,087	38.1	7,258	34.2	38	0.18	89.7	0.5
茨城	2,992	37	7,741	25.9	7,088	23.7	60	0.20	91.6	0.8
栃木	2,010	28	5,401	26.9	4,870	24.2	76	0.38	90.2	1.6
群馬	2,031	20	5,388	26.5	5,028	24.8	22	0.11	93.3	0.4
埼玉	6,978	53	11,781	16.9	11,118	15.9	150	0.21	94.4	1.3
千葉	5,081	47	11,654	22.9	10,958	21.6	35	0.07	94.0	0.3
東京都	12,138	116	25,688	21.2	23,178	19.1	272	0.22	90.2	1.2
神奈川県	3,893	34	7,290	18.7	6,697	17.2	41	0.11	91.9	0.6
新潟	2,473	31	7,282	29.4	6,922	28.0	29	0.12	95.1	0.4
富山	1,121	32	3,649	32.6	3,483	31.1	30	0.27	95.5	0.9
石川	1,182	21	3,899	33.0	3,726	31.5	13	0.11	95.6	0.3
福井	830	15	2,405	29.0	2,221	26.8	15	0.18	92.3	0.7
山梨	890	11	2,599	29.2	2,333	26.2	11	0.12	89.8	0.5
長野	2,223	33	5,436	24.5	5,026	22.6	54	0.24	92.5	1.1
岐阜	2,111	20	4,374	20.7	4,111	19.5	40	0.19	94.0	1.0
静岡県	3,781	39	7,362	19.5	6,592	17.4	41	0.11	89.5	0.6
愛知	4,915	39	9,061	18.4	8,520	17.3	61	0.12	94.0	0.7
三重	1,861	19	5,148	27.7	4,852	26.1	19	0.10	94.3	0.4
滋賀	1,353	12	2,315	17.1	2,146	15.9	40	0.30	92.7	1.9
京都	1,178	10	2,673	22.7	2,465	20.9	9	0.08	92.2	0.4
大阪府	6,219	55	19,587	31.5	18,073	29.1	84	0.14	92.3	0.5
兵庫県	4,078	29	8,213	20.1	7,950	19.5	45	0.11	96.8	0.6
奈良	1,442	10	2,979	20.7	2,563	17.8	16	0.11	86.0	0.6
和歌山	1,066	13	2,595	24.3	2,392	22.4	20	0.19	92.2	0.8
鳥取	613	10	1,834	29.9	1,689	27.6	19	0.31	92.1	1.1
島根	761	18	2,659	34.9	2,483	32.6	19	0.25	93.4	0.8
岡山	1,953	26	6,005	30.7	5,407	27.7	28	0.14	90.0	0.5
広島	1,753	29	6,533	37.3	6,249	35.6	73	0.42	95.7	1.2
山口	1,524	33	6,299	41.3	5,988	39.3	19	0.12	95.1	0.3
徳島	822	21	4,303	52.3	4,036	49.1	37	0.45	93.8	0.9
香川	1,022	21	4,080	39.9	3,751	36.7	6	0.06	91.9	0.2
愛媛	1,491	23	5,159	34.6	4,663	31.3	59	0.40	90.4	1.3
高知	813	24	3,981	49.0	3,541	43.6	13	0.16	88.9	0.4
福岡	2,590	65	13,682	52.8	12,987	50.1	124	0.48	94.9	1.0
佐賀	876	19	4,477	51.1	4,218	48.2	54	0.62	94.2	1.3
長崎	1,513	39	8,314	55.0	7,760	51.3	51	0.34	93.3	0.7
熊本	1,860	46	9,014	48.5	8,566	46.1	86	0.46	95.0	1.0
大分	1,221	29	5,447	44.6	5,290	43.3	45	0.37	97.1	0.9
宮崎	1,169	26	6,230	53.3	5,792	49.5	5	0.04	93.0	0.1
鹿児島	1,783	51	10,111	56.7	9,628	54.0	107	0.60	95.2	1.1
沖縄	1,329	24	5,630	42.4	5,370	40.4	55	0.41	95.4	1.0
札幌	1,822	39	7,370	40.5	7,044	38.7	39	0.21	95.6	0.6
仙台	1,008	13	1,985	19.7	1,720	17.1	4	0.04	86.6	0.2
さいたま	—	6	1,222	—	1,154	—	9	—	94.4	0.8
千葉	887	9	1,708	19.3	1,431	16.1	15	0.17	83.8	1.0
横浜	3,427	26	5,434	15.9	4,935	14.4	41	0.12	90.8	0.8
川崎	1,250	7	1,545	12.4	1,353	10.8	13	0.10	87.6	1.0
名古屋	2,172	16	4,842	22.3	4,428	20.4	71	0.33	91.4	1.6
京都	1,468	13	3,937	26.8	3,602	24.5	5	0.03	91.5	0.1
大阪府	2,599	5	277	1.1	186	0.7	3	0.01	67.1	1.6
神戸	1,493	13	3,753	25.1	3,386	22.7	12	0.08	90.2	0.4
広島	1,126	14	3,000	26.6	2,881	25.6	85	0.75	96.0	3.0
北九州	1,101	17	4,193	38.1	3,824	34.7	39	0.35	91.2	1.0
福岡	1,341	23	4,095	30.5	3,919	29.2	24	0.18	95.7	0.6
合計	127,290	1,667	355,269	27.9	329,555	25.9	2,566	0.20	92.8	0.8
対前年計	127,290	1,670	356,621	28.0	330,666	26.0	2,767	0.22	92.7	0.8

資料: 1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

2 措置入院者数は精神保健福祉課調

3 人口は10月推計による(総務庁統計局)

## (2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		立										その他 (法人・個人)	
	病院数	病床数	国		都道府県		市町村		公的医療機関		計		病院数	病床数
			病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数		
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207

資料：精神保健福祉課調べ（病院報告より作成）



## (3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

(平成15年6月30日現在)

都道府県	国		都道府県		市町村		公的医療機関		その他				計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	法人		個人		施設数	病床数
									施設数	病床数	施設数	病床数		
1 北海道	2	283	4	572	14	1,670	9	733	53	10,268	7	863	89	14,389
2 青森	1	41	1	350	5	483	1	111	17	3,673	0	0	25	4,658
3 岩手	1	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4 宮城	0	0	1	354	0	0	0	0	16	3,126	3	218	20	3,698
5 秋田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,627	0	0	27	4,493
6 山形	1	40	3	430	1	76	0	0	12	2,754	1	115	18	3,415
7 福島	0	0	3	445	1	140	4	448	28	6,904	1	150	37	8,087
8 茨城	2	81	1	589	0	0	0	0	32	6,880	2	191	37	7,741
9 栃木	0	0	1	255	0	0	4	372	22	4,653	1	121	28	5,401
10 群馬	1	40	1	372	1	223	0	0	17	4,753	0	0	20	5,388
11 埼玉	1	26	1	120	0	0	2	476	44	10,283	5	876	53	11,781
12 千葉	1	350	0	0	2	400	1	50	42	10,770	1	84	47	11,654
13 東京	9	1,082	12	2,054	1	52	0	0	83	20,667	11	1,833	116	25,688
14 神奈川	2	303	0	0	1	38	0	0	29	6,716	2	233	34	7,290
15 新潟	2	314	3	580	0	0	3	373	22	5,915	1	100	31	7,282
16 富山	2	233	1	80	4	303	2	103	18	2,315	5	615	32	3,649
17 石川	2	94	1	400	3	193	0	0	14	2,949	1	263	21	3,899
18 福井	1	41	2	446	1	100	0	0	11	1,818	0	0	15	2,405
19 山梨	1	40	1	300	0	0	0	0	9	2,259	0	0	11	2,599
20 長野	2	320	2	356	0	0	6	562	22	3,555	1	643	33	5,436
21 岐阜	2	51	1	120	2	112	1	54	13	3,910	1	127	20	4,374
22 静岡	1	37	1	350	3	140	0	0	33	6,664	1	171	39	7,362
23 愛知	0	0	2	230	2	262	1	100	29	6,986	5	1,483	39	9,061
24 三重	2	300	3	604	1	50	1	350	9	2,830	3	1,014	19	5,148
25 滋賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	1,963	0	0	12	2,315
26 京都	2	201	1	266	0	0	0	0	6	2,047	1	159	10	2,673
27 大阪	2	100	1	632	0	0	1	30	48	18,000	3	825	55	19,587
28 兵庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,438	2	606	29	8,213
29 奈良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30 和歌山	0	0	2	340	3	512	0	0	7	1,623	1	120	13	2,595
31 鳥取	2	342	0	0	1	108	0	0	6	1,284	1	100	10	1,834
32 島根	1	40	3	393	2	100	2	110	10	2,016	0	0	18	2,659
33 岡山	1	56	1	240	0	0	0	0	22	5,599	2	110	26	6,005
34 広島	2	400	0	0	3	471	1	120	22	5,211	1	331	29	6,533
35 山口	2	103	1	200	0	0	0	0	28	5,694	2	302	33	6,299
36 徳島	1	45	1	100	1	112	1	20	17	4,026	0	0	21	4,303
37 香川	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,245	0	0	21	4,080
38 愛媛	1	40	1	50	1	165	0	0	20	4,904	0	0	23	5,159
39 高知	1	35	1	153	1	50	0	0	20	3,593	1	150	24	3,981
40 福岡	3	30	2	350	0	0	0	0	57	12,253	3	1,049	65	13,682
41 佐賀	2	599	0	0	0	0	0	0	14	3,246	3	632	19	4,477
42 長崎	2	90	3	411	1	70	0	0	31	7,230	2	513	39	8,314
43 熊本	3	250	1	190	0	0	0	0	42	8,574	0	0	46	9,014
44 大分	2	70	0	0	0	0	1	200	25	5,075	1	102	29	5,447
45 宮崎	1	40	2	402	0	0	0	0	23	5,788	0	0	26	6,230
46 鹿児島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,584	2	142	51	10,111
47 沖縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48 札幌	4	141	1	50	1	254	0	0	33	6,925	0	0	39	7,370
49 仙台	3	137	0	0	1	16	0	0	8	1,712	1	120	13	1,985
50 さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,101	1	121	6	1,222
51 千葉	3	722	1	50	1	60	0	0	4	876	0	0	9	1,708
52 横浜	1	52	3	565	2	80	0	0	17	3,905	3	832	26	5,434
53 川崎	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,434	1	111	7	1,545
54 名古屋	4	323	1	342	1	36	0	0	9	3,796	1	345	16	4,842
55 京都	1	80	1	118	0	0	0	0	11	3,739	0	0	13	3,937
56 大阪	0	0	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	5	277
57 神戸	1	46	1	495	0	0	0	0	9	2,809	2	403	13	3,753
58 広島	1	20	1	50	1	43	0	0	10	2,777	1	110	14	3,000
59 北九州		112	0	0	0	0	0	0	17	4,081	0	0	17	4,193
60 福岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6	1,275	23	4,095
合計	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	1,269	299,442	94	17,765	1,667	355,269

資料：精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(4) 都道府県別病棟形態別精神病棟数及び病床数

(平成15年6月30日)

	精神病床	指定病床	急性期病棟数				老人性痴呆疾患				精神療養				老人精神		アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
			1		2		治療		療養		1		2		病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	
			病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
北海道	14,389	439	1	60	2	100	6	309	11	519	32	1,698	1	50	15	735	2	85	1	70	1	67	0	0	1	47
青森	4,648	110	0	0	0	0	2	120	7	364	12	727	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	4,890	155	0	0	0	0	1	50	1	50	1	60	0	0	2	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	3,698	115	1	57	0	0	5	261	2	60	10	567	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	4,493	93	1	38	0	0	2	100	3	150	13	713	1	60	9	393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	3,415	85	3	180	0	0	0	0	6	345	12	684	0	0	4	216	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44
福島	8,090	352	5	264	1	50	9	479	5	266	15	831	2	90	4	266	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	7,741	225	0	0	0	0	2	100	5	239	35	1,931	1	42	6	263	0	0	0	0	0	0	0	0	3	104
栃木	5,401	280	5	258	2	87	1	50	2	110	39	2,058	4	210	1	68	1	25	0	0	0	0	0	0	1	2
群馬	5,024	140	2	105	0	0	0	0	1	40	25	1,431	0	0	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	11,705	600	3	161	0	0	11	578	29	1,545	32	1,724	9	479	1	24	1	40	0	0	0	0	0	0	1	30
千葉	11,654	222	3	178	2	90	4	163	9	439	71	3,977	0	0	12	675	2	115	0	0	0	0	1	50	0	0
東京	25,688	255	8	410	1	33	8	379	18	986	46	2,560	3	192	23	1,269	11	524	0	1	46	8	264	13	540	
神奈川	7,240	538	5	284	0	0	5	247	17	869	27	1,466	0	0	5	256	3	157	0	0	4	215	0	0	1	25
新潟	7,232	430	4	133	0	0	10	530	13	651	26	1,533	0	0	7	391	2	107	0	0	0	0	1	40	0	0
富山	3,627	254	1	50	2	136	6	285	4	203	9	515	0	0	4	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	3,899	80	2	74	0	0	4	184	7	386	22	1,195	0	0	5	193	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2,405	291	3	170	0	0	3	140	2	98	10	400	0	0	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	2,599	125	0	0	0	0	2	98	1	60	9	487	0	0	2	114	1	32	0	0	0	0	0	0	1	52
長野	5,325	360	1	40	1	55	4	190	1	50	23	1,219	1	55	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	4,374	460	0	0	0	0	2	92	5	268	13	779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	7,316	1,042	6	360	3	157	1	50	12	689	30	1,626	2	114	2	58	3	247	0	0	0	0	0	0	5	24
愛知	9,000	340	2	102	0	0	2	90	2	120	25	1,352	0	0	7	382	2	103	0	0	0	0	0	0	1	20
三重	5,148	300	1	53	0	0	3	140	1	50	13	722	1	60	1	50	1	50	0	0	0	0	2	104	0	0
滋賀	2,309	209	0	0	0	0	1	50	2	92	14	792	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
京都	2,627	40	3	151	0	0	2	100	1	53	5	288	0	0	9	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	19,669	320	18	911	7	401	8	436	22	1,227	80	4,522	0	0	16	894	7	462	0	0	0	0	2	47	0	0
兵庫	8,057	304	1	52	0	0	7	356	9	555	37	2,022	0	0	11	536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	2,985	90	2	85	5	248	2	97	4	200	15	822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
和歌山	2,595	160	0	0	0	0	0	0	0	0	8	461	8	455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	1,834	28	2	101	0	0	3	156	0	0	9	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	2,659	60	1	30	0	0	4	209	2	110	14	771	0	0	3	165	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0
岡山	5,948	160	5	224	0	0	5	282	12	644	26	1,373	5	114	6	364	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
広島	6,533	263	2	115	0	0	9	455	6	301	30	1,740	0	0	4	220	6	331	0	0	0	0	0	0	3	124
山口	6,297	243	2	88	0	0	4	198	8	433	26	1,410	4	218	11	574	3	127	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	4,299	170	0	0	0	0	2	95	3	168	16	934	0	0	2	75	0	0	0	0	1	63	0	0	1	17
香川	4,080	120	2	128	0	0	2	95	4	172	18	989	2	98	2	101	2	28	0	0	0	0	0	0	1	17
愛媛	5,156	360	2	104	0	0	3	158	5	258	17	890	1	40	2	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	3,981	100	3	137	0	0	0	0	4	204	25	1,416	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	13,425	680	9	438	0	0	18	1,020	8	430	55	3,078	0	0	13	712	2	128	1	72	6	374	0	0	3	109
佐賀	4,467	180	0	0	0	0	4	214	3	180	17	928	0	0	5	265	1	50	1	56	0	0	2	112	3	153
長崎	8,314	242	2	98	0	0	5	268	3	161	45	2,546	0	0	5	298	1	53	0	0	0	0	1	18	1	6
熊本	9,011	345	6	263	0	0	5	253	13	674	35	1,970	0	0	7	341	0	0	0	1	66	0	0	0	0	0
大分	5,447	330	1	54	0	0	7	374	9	514	24	1,315	1	61	1	50	3	189	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	6,230	180	1	45	0	0	4	185	3	170	35	1,914	0	0	4	252	1	126	0	0	1	97	0	0	0	0
鹿児島	10,060	470	2	99	2	122	4	216	16	811	23	1,340	1	60	5	195	2	132	0	0	0	0	0	0	8	34
沖縄	5,634	152	5	207	0	0	9	460	4	214	32	1,841	0	0	4	232	1	50	0	0	0	0	0	0	2	4
札幌市	7,339	430	2	105	1	58	4	216	10	538	48	2,849	0	0	4	223	1	52	0	0	0	0	1	28	0	0
仙台市	1,985	80	1	50	0	0	2	66	3	150	13	770	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	1,222	60	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	1,609	32	3	90	0	0	0	0	0	0	3	180	0	0	1	50	0	0	1	40	0	0	1	32	1	50
横浜市	5,393	395	3	151	0	0	3	130	6	294	13	644	0	0	3	132	3	80	0	0	0	0	1	40	1	16
川崎市	1,583	127	0	0	0	0	1	52	2	111	3	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	4,842	170	4	205	0	0	0	0	0	0	21	1,132	0	0	3	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	3,852	60	1	50	0	0	1	60	3	180	6	332	5	312	22	1,407	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	277	1,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0
神戸市	3,753	140	1	60	3	160	2	100	0	0	7	412	0	0	1	55	3	173	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	3,000	183	1	60	0	0	4	210	3	170	15	789	0	0	2	120	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	4,131	220	4	144	0	0	8	390	3	155	17	928	0	0	4	220	1	32	0	0	0	0	0	0	1	44
福岡市	4,095	178	2	78	0	0	2	120	1	24	22	1,201	0	0	2	120	1	63	0	0	0	0	0	0	1	50
合計	353,699	15,645	149	7,356	32	1,697	228	11,656	336	17,750	1,324	73,526	53	2,764	265	14,167	75	3,842	4	238	15	928	22	789	57	1,625

## (5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成15年6月30日現在)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	61	2,678	9,967	394	13,100
2 青森	22	1,139	3,013	12	4,186
3 岩手	44	766	3,735	0	4,545
4 宮城	17	969	2,460	3	3,449
5 秋田	21	1,600	2,573	0	4,194
6 山形	20	1,142	2,077	0	3,239
7 福島	38	2,454	4,741	25	7,258
8 茨城	60	2,127	4,898	3	7,088
9 栃木	76	1,892	2,912	2	4,882
10 群馬	22	1,913	2,754	0	4,689
11 埼玉	150	4,845	5,791	328	11,114
12 千葉	35	4,342	6,575	0	10,952
13 東京	272	7,509	15,293	87	23,161
14 神奈川	41	3,402	3,260	1	6,704
15 新潟	29	3,999	2,843	13	6,884
16 富山	30	1,795	1,660	0	3,485
17 石川	13	1,626	2,087	0	3,726
18 福井	15	697	1,508	0	2,220
19 山梨	11	857	1,466	0	2,334
20 長野	54	1,148	3,771	0	4,973
21 岐阜	40	1,349	2,723	1	4,113
22 静岡	41	2,221	4,336	0	6,598
23 愛知	61	2,502	5,776	191	8,530
24 三重	19	1,529	3,309	0	4,857
25 滋賀	40	811	1,295	0	2,146
26 京都	9	792	1,606	0	2,407
27 大阪	84	6,976	10,791	448	18,299
28 兵庫	45	2,432	5,277	198	7,952
29 奈良	16	1,558	985	1	2,560
30 和歌山	20	931	1,441	0	2,392
31 鳥取	19	615	1,061	1	1,696
32 島根	19	1,122	1,335	17	2,493
33 岡山	28	1,744	3,508	132	5,412
34 広島	73	2,275	3,898	0	6,246
35 山口	19	2,885	3,082	0	5,986
36 徳島	37	910	3,089	1	4,037
37 香川	6	571	3,172	1	3,750
38 愛媛	59	1,936	2,671	0	4,666
39 高知	13	1,136	2,361	27	3,537
40 福岡	124	3,803	8,598	194	12,719
41 佐賀	54	1,245	2,878	35	4,212
42 長崎	51	1,816	5,871	22	7,760
43 熊本	86	3,247	5,232	0	8,565
44 大分	45	1,859	3,386	0	5,290
45 宮崎	5	1,092	4,695	0	5,792
46 鹿児島	107	3,160	6,361	0	9,628
47 沖縄	55	1,426	3,889	0	5,370
48 札幌	39	2,659	4,062	298	7,058
49 仙台	4	672	1,043	0	1,719
50 さいたま市	9	595	550	0	1,154
51 千葉	15	791	625	0	1,431
52 横浜	41	2,670	2,226	1	4,938
53 川崎	13	497	844	0	1,354
54 名古屋	71	1,705	2,648	1	4,425
55 京都	5	1,193	2,410	0	3,608
56 大阪	3	14	171	1	189
57 神戸	12	1,334	2,043	1	3,390
58 広島	85	1,046	1,730	20	2,881
59 北九州	39	1,002	2,798	0	3,839
60 福岡	24	1,131	2,761	2	3,918
合計	2,566	114,152	209,921	2,461	329,100

資料：精神保健福祉課調

## (6) 都道府県別入院期間別在院患者数①

(平成15年6月30日)

	措置入院患者数								
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	合計
北海道	2	6	4	2	16	4	5	22	61
青森	3	5	1	1	7	3	0	2	22
岩手	1	4	4	2	13	5	12	3	44
宮城	3	3	3	3	3	0	1	1	17
秋田	2	2	3	4	5	0	2	3	21
山形	0	2	3	3	4	6	0	2	20
福島	3	3	4	0	10	2	5	11	38
茨城	6	16	1	11	16	4	4	2	60
栃木	20	24	8	4	12	3	3	2	76
群馬	8	1	1	0	2	1	2	7	22
埼玉	19	22	16	16	26	19	4	28	150
千葉	6	6	8	3	5	6	1	0	35
東京	121	86	19	14	15	11	5	1	272
神奈川	18	8	2	6	4	2	1	0	41
新潟	10	6	3	1	2	2	1	4	29
富山	1	2	4	2	9	2	5	5	30
石川	0	2	2	3	1	3	2	0	13
福井	2	1	1	3	0	0	0	8	15
山梨	1	4	1	0	0	1	0	4	11
長野	6	10	3	4	17	5	2	7	54
岐阜	1	0	1	1	4	2	7	24	40
静岡	7	10	4	6	5	0	3	6	41
愛知	5	9	9	5	20	10	1	2	61
三重	3	2	1	0	1	1	3	8	19
滋賀	3	4	3	2	10	2	3	13	40
京都	3	1	1	2	1	0	1	0	9
大阪	26	21	12	8	13	2	2	0	84
兵庫	3	4	1	4	6	6	8	13	45
奈良	3	4	1	1	3	3	0	1	16
和歌山	4	4	1	1	2	0	0	8	20
鳥取	0	2	2	3	7	4	1	0	19
島根	2	10	1	3	2	0	0	1	19
岡山	2	9	1	1	9	2	1	3	28
広島	15	18	8	6	14	3	2	7	73
山口	3	4	1	0	5	0	1	5	19
徳島	1	3	2	0	8	6	4	13	37
香川	2	1	1	1	1	0	0	0	6
愛媛	3	6	1	2	13	6	5	23	59
高知	3	1	1	2	2	1	3	0	13
福岡	9	13	8	9	37	17	6	26	124
佐賀	2	3	5	7	11	5	2	19	54
長崎	5	3	5	11	9	4	6	8	51
熊本	10	13	14	6	22	8	2	11	86
大分	1	4	4	6	14	1	5	10	45
宮崎	1	1	1	1	0	0	0	1	5
鹿児島	10	8	8	3	16	10	15	37	107
沖縄	5	14	8	9	9	3	6	1	55
札幌市	0	7	1	1	11	4	4	11	39
仙台市	3	0	1	0	0	0	0	0	4
さいたま市	1	4	1	2	1	0	0	0	9
千葉市	3	6	2	2	2	0	0	0	15
横浜市	21	9	1	2	5	2	1	0	41
川崎市	5	2	2	2	1	0	1	0	13
名古屋市	4	3	6	10	31	7	6	4	71
京都市	3	0	0	0	0	2	0	0	5
大阪市	4	0	0	0	0	0	0	0	4
神戸市	1	0	3	2	1	3	0	2	12
広島市	18	20	8	6	15	10	4	4	85
北九州市	2	7	5	2	9	2	7	5	39
福岡市	1	4	2	3	8	0	0	6	24
合計	430	447	228	214	495	205	165	384	2,567

## (6) 都道府県別入院期間別在院患者数②

(平成15年6月30日)

	医療保護入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	249	248	178	241	681	287	352	442	2,678
青森	117	143	111	145	282	129	110	102	1,139
岩手	59	102	54	57	190	100	98	106	766
宮城	72	116	100	92	278	128	93	90	969
秋田	123	151	131	176	443	196	158	222	1,600
山形	90	131	100	116	400	99	96	110	1,142
福島	176	202	200	213	649	277	284	453	2,454
茨城	140	190	140	177	590	261	263	366	2,127
栃木	114	134	105	134	514	270	272	349	1,892
群馬	118	141	117	134	485	233	279	406	1,913
埼玉	302	535	405	517	1,273	520	583	710	4,845
千葉	287	366	349	383	1,478	536	467	474	4,340
東京	811	1,068	717	789	2,047	798	666	613	7,509
神奈川	268	384	281	363	1,046	435	326	299	3,402
新潟	264	340	265	353	1,160	526	446	645	3,999
富山	149	156	119	155	578	238	174	226	1,795
石川	102	161	136	142	491	182	181	231	1,626
福井	77	83	54	75	166	95	66	81	697
山梨	80	77	40	68	234	87	105	166	857
長野	92	108	92	109	312	110	120	205	1,148
岐阜	122	130	92	91	362	132	173	247	1,349
静岡	219	236	177	197	579	221	262	330	2,221
愛知	174	181	162	199	652	352	404	378	2,502
三重	131	165	118	147	423	200	167	178	1,529
滋賀	64	82	51	88	234	87	96	109	811
京都	79	88	70	56	212	102	78	107	792
大阪	609	667	595	605	2,206	783	694	732	6,891
兵庫	163	181	134	166	614	313	380	481	2,432
奈良	96	153	89	125	447	206	201	241	1,558
和歌山	49	62	56	54	154	110	153	293	931
鳥取	36	58	46	55	171	86	87	76	615
島根	84	98	89	129	421	116	78	108	1,123
岡山	103	206	135	178	531	210	179	202	1,744
広島	133	206	165	204	705	337	242	283	2,275
山口	137	215	181	250	899	351	350	502	2,885
徳島	34	43	29	40	189	146	183	246	910
香川	54	59	40	57	157	63	66	75	571
愛媛	123	180	139	175	478	201	289	351	1,936
高知	103	108	88	111	342	129	115	140	1,136
福岡	242	329	288	358	1,284	498	433	371	3,803
佐賀	77	116	92	124	381	132	153	170	1,245
長崎	90	130	126	149	594	203	195	329	1,816
熊本	162	251	166	260	942	427	411	628	3,247
大分	108	179	123	159	512	203	239	336	1,859
宮崎	61	76	79	73	286	165	148	204	1,092
鹿児島	132	186	197	200	917	464	488	576	3,160
沖縄	110	160	121	151	491	145	147	101	1,426
札幌市	167	203	157	225	826	412	358	311	2,659
仙台市	47	74	71	144	213	50	32	41	672
さいたま市	42	51	28	39	191	76	67	101	595
千葉市	83	101	57	77	153	91	97	132	791
横浜市	184	276	213	266	909	320	261	241	2,670
川崎市	30	41	42	52	164	59	60	49	497
名古屋市	94	153	79	119	436	228	273	323	1,705
京都市	67	113	107	136	446	167	82	75	1,193
大阪市	5	4	2	3	0	0	0	0	14
神戸市	90	118	104	120	396	179	166	161	1,334
広島市	70	90	87	102	311	97	154	135	1,046
北九州市	76	83	93	86	335	113	111	105	1,002
福岡市	102	135	102	101	280	134	134	143	1,131
合計	8,242	10,823	8,484	10,310	33,140	13,815	13,345	15,907	114,066

## (6) 都道府県別入院期間別在院患者数③

(平成15年6月30日)

	任意入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	755	811	599	831	3,122	1,434	1,190	1,225	9,967
青森	213	295	157	186	698	431	465	568	3,013
岩手	228	343	256	307	1,056	531	557	457	3,735
宮城	163	207	147	191	652	410	369	321	2,460
秋田	167	218	149	160	651	412	389	427	2,573
山形	200	215	140	165	591	301	243	222	2,077
福島	295	295	249	259	1,141	782	790	930	4,741
茨城	209	262	206	260	1,056	794	913	1,198	4,898
栃木	123	190	152	201	700	409	501	636	2,912
群馬	213	186	141	198	699	455	418	444	2,754
埼玉	415	543	440	587	1,556	748	728	774	5,791
千葉	428	467	328	367	1,791	1,068	1,145	983	6,577
東京	1,352	1,433	1,060	1,130	4,247	2,247	1,951	1,873	15,293
神奈川	268	434	229	241	933	487	354	314	3,260
新潟	200	244	193	208	625	425	397	551	2,843
富山	195	126	83	88	397	289	220	262	1,660
石川	118	152	104	165	534	310	289	415	2,087
福井	125	135	93	96	322	205	227	305	1,508
山梨	119	123	79	81	300	218	229	317	1,466
長野	387	350	231	267	1,004	540	445	547	3,771
岐阜	184	201	160	149	620	427	499	483	2,723
静岡	282	366	311	340	1,031	649	676	681	4,336
愛知	389	474	335	444	1,557	932	891	754	5,776
三重	201	271	146	220	831	498	523	619	3,309
滋賀	97	100	77	83	344	181	168	245	1,295
京都	85	127	99	93	439	227	247	289	1,606
大阪	884	1,060	681	720	3,104	1,618	1,358	1,102	10,527
兵庫	303	316	307	408	1,603	869	711	760	5,277
奈良	79	74	50	59	257	134	139	193	985
和歌山	77	99	71	78	370	222	175	349	1,441
鳥取	81	66	62	80	284	165	158	165	1,061
島根	159	149	88	90	342	194	160	152	1,334
岡山	283	326	261	302	1,040	439	421	436	3,508
広島	246	292	259	305	1,222	590	483	501	3,898
山口	200	200	181	236	849	469	396	551	3,082
徳島	140	164	164	196	774	571	495	585	3,089
香川	181	232	171	217	881	436	433	621	3,172
愛媛	177	214	155	161	652	416	420	476	2,671
高知	212	212	162	202	630	314	307	322	2,361
福岡	517	710	515	634	2,661	1,269	1,221	1,071	8,598
佐賀	178	220	201	253	880	380	383	383	2,878
長崎	337	403	321	418	1,780	788	857	967	5,871
熊本	361	466	319	348	1,456	771	620	891	5,232
大分	166	252	215	288	1,111	515	439	400	3,386
宮崎	285	306	280	364	1,282	748	656	774	4,695
鹿児島	281	401	348	423	1,750	1,081	999	1,078	6,361
沖縄	297	305	232	262	1,190	684	597	322	3,889
札幌市	402	398	239	355	1,229	600	457	382	4,062
仙台市	83	134	66	116	239	132	125	148	1,043
さいたま市	30	45	24	28	176	86	69	92	550
千葉市	33	47	32	45	116	86	101	165	625
横浜市	265	267	132	154	564	369	255	220	2,226
川崎市	74	81	80	47	190	131	130	111	844
名古屋市	172	226	138	199	656	451	414	392	2,648
京都市	139	168	135	165	732	483	298	288	2,408
大阪市	85	44	14	15	11	1	0	0	170
神戸市	187	209	130	162	577	332	257	189	2,043
広島市	177	155	120	130	484	244	239	181	1,730
北九州市	191	264	188	193	866	391	395	310	2,798
福岡市	243	285	179	200	758	400	393	303	2,761
合計	14,936	17,358	12,684	15,170	57,613	31,789	29,385	30,720	209,655

## (6) 都道府県別入院期間別在院患者数④

(平成15年6月30日)

	その他入院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月未	～6ヶ月未	～1年未満	～5年未満	～10年未満	～20年未満	20年以上	
北海道	13	16	23	4	20	11	49	258	394
青森	5	3	2	2	0	0	0	0	12
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	1	1	1	0	0	0	0	3
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	4	3	1	1	7	4	3	2	25
茨城	0	0	1	1	1	0	0	0	3
栃木	1	0	0	0	1	0	0	0	2
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	21	30	100	177	328
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	13	13	15	15	26	1	3	1	87
神奈川	0	0	0	0	1	0	0	0	1
新潟	3	2	3	1	3	0	1	0	13
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	1	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	1	2	1	3	17	19	46	102	191
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	6	10	12	9	54	46	138	173	448
兵庫	0	0	0	2	66	95	35	0	198
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	1	0	0	0	0	0	1
島根	0	3	1	1	10	1	1	0	17
岡山	21	7	21	23	46	9	5	0	132
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	1	0	0	0	1
香川	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	3	2	0	0	11	8	2	1	27
福岡	0	14	16	32	83	27	20	2	194
佐賀	0	2	2	2	20	8	0	1	35
長崎	8	2	3	0	9	0	0	0	22
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	5	3	3	3	40	29	59	156	298
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	1	0	0	0	0	0	0	1
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	1
神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
広島市	12	7	1	0	0	0	0	0	20
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	0	0	1	0	0	2
合計	99	92	107	100	437	290	463	873	2,461

## (6) 都道府県別入院期間別在院患者数⑤

(平成15年6月30日)

	在院患者数								合計
	1ヶ月未満	～3ヶ月末	～6ヶ月末	～1年末満	～5年末満	～10年末満	～20年末満	20年以上	
北海道	1,019	1,081	804	1,078	3,839	1,736	1,596	1,947	13,100
青森	338	446	271	334	987	563	575	672	4,186
岩手	288	449	314	366	1,259	636	667	566	4,545
宮城	238	327	251	287	933	538	463	412	3,449
秋田	292	371	283	340	1,099	608	549	652	4,194
山形	290	348	243	284	995	406	339	334	3,239
福島	478	503	454	473	1,807	1,065	1,082	1,396	7,258
茨城	355	468	348	449	1,663	1,059	1,180	1,566	7,088
栃木	258	348	265	339	1,227	682	776	987	4,882
群馬	339	328	259	332	1,186	689	699	857	4,689
埼玉	736	1,100	861	1,120	2,876	1,317	1,415	1,689	11,114
千葉	721	839	685	753	3,274	1,610	1,613	1,457	10,952
東京	2,297	2,600	1,811	1,948	6,335	3,057	2,625	2,488	23,161
神奈川	554	826	512	610	1,984	924	681	613	6,704
新潟	477	592	464	563	1,790	953	845	1,200	6,884
富山	345	284	206	245	984	529	399	493	3,485
石川	220	315	242	310	1,026	495	472	646	3,726
福井	204	219	148	174	488	300	293	394	2,220
山梨	200	204	120	149	534	306	334	487	2,334
長野	485	468	326	380	1,333	655	567	759	4,973
岐阜	308	331	253	241	986	561	679	754	4,113
静岡	508	612	492	543	1,615	870	941	1,017	6,598
愛知	569	666	507	651	2,246	1,313	1,342	1,236	8,530
三重	335	438	265	367	1,255	699	693	805	4,857
滋賀	164	186	131	173	588	270	267	367	2,146
京都	167	216	170	151	652	329	326	396	2,407
大阪	1,525	1,760	1,300	1,342	5,377	2,449	2,193	2,004	17,950
兵庫	469	501	442	580	2,289	1,283	1,134	1,254	7,952
奈良	178	231	140	185	707	344	340	435	2,560
和歌山	130	165	128	133	526	332	328	650	2,392
鳥取	117	126	111	138	462	255	246	241	1,696
島根	245	260	179	223	775	311	239	261	2,493
岡山	409	548	418	504	1,626	660	606	641	5,412
広島	394	516	432	515	1,941	930	727	791	6,246
山口	340	419	363	486	1,753	820	747	1,058	5,986
徳島	175	210	195	236	972	723	682	844	4,037
香川	237	293	212	275	1,039	499	499	696	3,750
愛媛	303	400	295	338	1,143	623	714	850	4,666
高知	321	323	251	315	985	452	427	463	3,537
福岡	768	1,066	827	1,033	4,065	1,811	1,679	1,470	12,719
佐賀	257	341	300	386	1,292	525	538	573	4,212
長崎	440	538	455	578	2,392	995	1,058	1,304	7,760
熊本	533	730	499	614	2,420	1,206	1,033	1,530	8,565
大分	275	435	342	453	1,637	719	683	746	5,290
宮崎	347	383	360	438	1,568	913	804	979	5,792
鹿児島	423	595	553	626	2,683	1,555	1,502	1,691	9,628
沖縄	412	479	361	422	1,690	832	750	424	5,370
札幌市	574	611	400	584	2,106	1,045	878	860	7,058
仙台市	133	208	138	260	452	182	157	189	1,719
さいたま市	73	100	53	69	368	162	136	193	1,154
千葉市	119	154	91	124	271	177	198	297	1,431
横浜市	470	553	346	422	1,478	691	517	461	4,938
川崎市	109	124	124	101	355	190	191	160	1,354
名古屋市	271	382	223	328	1,123	686	693	719	4,425
京都市	209	281	242	301	1,178	652	380	363	3,606
大阪市	94	47	16	18	11	1	1	0	188
神戸市	279	327	237	284	974	514	423	352	3,390
広島市	277	272	216	238	810	351	397	320	2,881
北九州市	269	354	286	281	1,210	506	513	420	3,839
福岡市	347	424	283	304	1,046	535	527	452	3,918
合計	23,707	28,721	21,503	25,794	91,685	46,099	43,358	47,881	328,748



(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設の長からの通報	精神病院の管理者からの届出			精神障害者		精神障害者でなかった者
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	
昭和41年	23,433	6,046	1,165	116	749	543	32,052	2,300	18,258	10,481	76
45	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028	-

資料：精神保健福祉課調べ（保健・衛生行政報告例より作成）

(8)都道府県別疾患名別在院患者数

(平成15年6月30日)

計	症状性を含む器質性精神障害(F0)			計	精神作用物質による精神及び行動の障害(F1)				気分(感情)障害(F3)	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害(F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群(F5)	成人の人格及び行動の障害(F6)	精神遅滞(F7)	心理的発達障害(F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害(F9)	てんかん	その他	合計	
	アルツハイマー病の痴呆(F00)	血管性痴呆(F01)	上記以外の症状性を含む器質性精神障害(F02-09)		アルコール使用による精神及び行動の障害(F10)	覚せい剤による精神及び行動の障害(F11)	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害(F12)	精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害(F2)											
北海道	2,931	722	1,279	930	922	878	12	32	6,467	1,123	347	47	67	423	16	6	387	364	13,100
青森	723	172	366	185	210	201	2	7	2,615	270	127	13	28	91	12	3	86	8	4,186
岩手	577	218	217	142	296	287	3	6	2,852	330	117	12	23	166	0	9	101	62	4,545
宮城	643	176	290	177	119	109	6	4	2,026	357	66	8	12	75	1	5	106	31	3,449
秋田	926	306	484	136	224	210	9	5	2,285	359	83	8	15	150	4	0	111	29	4,194
山形	609	173	323	113	124	121	0	3	1,836	302	144	3	28	93	1	1	62	36	3,239
福島	1,278	287	582	409	279	258	13	10	4,466	409	153	7	50	370	3	2	183	58	7,258
茨城	833	167	335	331	283	251	15	17	5,032	325	123	11	22	218	3	8	156	74	7,088
栃木	481	105	117	259	156	138	9	9	3,404	366	68	5	15	175	1	11	129	71	4,882
群馬	429	101	143	185	213	185	22	6	3,387	285	100	20	23	126	1	2	89	14	4,689
埼玉	2,838	823	1,057	958	298	262	14	22	6,641	672	200	26	35	193	17	4	147	43	11,114
千葉	1,789	576	435	778	641	594	34	13	7,078	738	279	19	64	115	9	11	126	83	10,952
東京	3,103	1,191	996	916	1,164	1,014	81	69	14,711	1,994	446	89	290	521	83	259	358	143	23,161
神奈川	1,578	560	635	383	408	380	19	9	3,821	484	137	32	44	78	7	5	88	22	6,704
新潟	1,454	567	557	330	250	238	1	11	3,740	637	142	24	63	314	1	2	138	119	6,884
富山	657	196	231	230	114	113	0	1	2,145	271	90	4	26	101	4	6	61	6	3,485
石川	833	268	332	233	72	71	0	1	2,230	252	89	1	18	112	1	3	86	29	3,726
福井	390	188	71	131	77	72	0	5	1,363	218	72	9	14	36	1	7	20	13	2,220
山梨	224	99	53	72	101	91	8	2	1,617	161	51	10	13	98	2	1	38	18	2,334
長野	520	189	159	172	283	274	3	6	3,372	386	121	15	42	90	1	3	105	35	4,973
岐阜	419	107	187	125	161	151	1	9	2,799	290	124	5	38	115	1	5	108	48	4,113
静岡	823	287	314	222	399	357	24	18	4,340	462	218	13	23	125	2	1	82	110	6,598
愛知	842	185	317	340	549	492	19	38	5,578	631	170	5	65	386	15	12	174	103	8,530
三重	511	101	100	310	206	194	5	7	3,078	340	198	9	30	146	39	26	83	191	4,857
滋賀	352	134	91	127	62	55	4	3	1,283	213	78	10	12	37	3	14	52	30	2,146
京都	466	89	196	181	37	31	3	3	1,563	206	35	2	13	31	5	7	30	12	2,407
大阪	3,321	987	962	1,365	1,268	1,084	103	80	10,994	1,214	198	73	89	350	52	22	217	149	17,950
兵庫	1,494	351	441	702	297	263	15	13	4,933	356	172	14	23	239	4	16	122	282	7,952
奈良	499	221	204	74	90	86	9	15	1,609	215	37	6	14	62	1	2	14	11	2,560
和歌山	143	52	28	63	60	51	2	7	1,920	118	38	2	19	66	1	5	15	5	2,392
鳥取	224	91	59	74	99	95	2	2	1,130	119	32	1	19	28	1	3	19	21	1,696
島根	593	209	246	138	108	106	1	1	1,358	210	77	4	16	49	0	8	29	41	2,493
岡山	1,376	463	642	271	246	230	7	9	2,940	349	140	19	23	139	9	0	75	96	5,412
広島	1,408	536	535	337	587	557	24	6	3,398	401	56	20	26	201	1	2	91	57	6,248
山口	1,351	523	550	278	297	291	2	4	3,499	271	81	3	59	179	4	10	89	143	5,986
徳島	373	43	100	230	191	175	11	5	2,922	142	75	15	39	145	1	2	87	44	4,037
香川	596	165	204	227	242	217	16	9	2,408	183	50	4	19	121	1	2	85	39	3,750
愛媛	687	250	177	280	246	226	15	5	3,068	260	93	3	51	109	2	7	95	45	4,666
高知	628	222	287	119	296	285	7	4	2,108	227	69	6	14	89	1	10	58	31	3,537
福岡	2,736	717	1,250	768	997	850	98	49	6,698	891	287	50	222	428	6	6	192	208	12,719
佐賀	982	407	317	258	205	180	7	18	2,396	254	94	8	39	98	5	2	51	78	4,212
長崎	1,302	434	476	392	551	535	5	11	4,589	512	126	8	62	351	4	6	170	79	7,760
熊本	1,797	475	786	536	439	396	20	23	4,948	452	137	37	72	353	4	29	206	91	8,565
大分	1,138	568	429	141	311	305	3	3	3,248	284	57	6	9	115	2	7	105	8	5,290
宮崎	1,455	401	708	346	387	382	1	4	3,040	304	88	4	21	321	9	0	123	40	5,792
鹿児島	1,610	491	715	404	480	466	5	9	6,003	642	90	1	47	318	1	56	236	144	9,628
沖縄	1,081	249	418	414	228	216	2	10	3,572	179	67	8	8	32	0	5	41	149	5,370
札幌市	1,071	397	391	283	488	450	20	18	3,804	727	217	48	56	373	28	4	204	35	7,055
仙台市	498	133	202	163	67	62	1	4	875	163	48	9	6	5	0	1	23	24	1,719
さいたま市	41	4	13	24	20	16	1	3	1,005	37	15	3	2	16	0	1	11	3	1,154
千葉市	121	12	34	75	80	40	29	11	1,040	96	51	3	9	19	0	3	9	1	1,432
横浜市	744	366	149	229	258	205	29	24	3,187	389	134	13	42	53	7	13	69	29	4,938
川崎市	175	63	95	17	20	19	0	1	995	117	27	3	4	2	0	0	9	2	1,354
名古屋市	297	38	60	199	208	186	12	10	3,252	347	80	7	45	73	4	1	73	38	4,425
京都市	1,466	763	597	106	159	151	4	4	1,579	226	54	8	21	379	2	0	42	10	3,606
大阪市	9	2	2	5	4	3	0	1	65	75	19	4	6	0	0	2	3	1	188
神戸市	337	94	96	147	273	244	10	19	2,246	193	59	11	12	66	6	1	52	134	3,390
広島市	475	175	172	128	202	177	17	8	1,682	252	53	13	62	53	2	2	34	51	2,881
北九州市	839	366	339	134	215	187	15	13	2,131	308	39	12	53	130	1	15	46	50	3,839
福岡市	644	233	256	155	195	178	9	8	2,283	365	132	7	48	169	0	3	44	28	3,918
合計	57,740	18,488	21,807	17,437	17,462	15,919	809	727	200,650	22,959	6,770	840	2,330	9,176	392	659	5,845	3,919	328,746

## (9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

(平成15年)

	年間在院 患者延数	年間新入院 患者数	年間退院 患者数	平均在院 日数
北海道	4,796,321人	14,631人	14,940人	326.5日
青森県	1,523,265	4,889	4,999	308.1
岩手県	1,655,812	4,253	4,305	387.0
宮城県	1,260,160	3,609	3,476	327.9
秋田県	1,541,187	4,555	4,745	331.4
山形県	1,189,896	4,364	4,455	269.8
福島県	2,646,665	6,259	6,477	415.6
茨城県	2,586,520	5,303	5,450	481.1
栃木県	1,779,572	4,277	4,249	417.4
群馬県	1,839,626	5,054	5,140	360.9
埼玉県	4,055,904	10,952	10,792	375.0
千葉県	3,987,607	10,055	10,173	368.6
東京都	8,440,263	32,966	33,557	253.8
神奈川県	2,448,116	8,026	8,500	292.1
新潟県	2,534,363	7,243	7,391	346.4
富山県	1,276,620	3,654	3,712	346.6
石川県	1,366,141	3,683	3,793	365.5
福井県	808,864	2,942	2,926	275.7
山梨県	845,776	2,465	2,491	341.3
長野県	1,831,100	6,768	6,840	269.1
岐阜県	1,493,289	4,682	4,736	317.1
静岡県	2,409,381	7,652	7,708	313.7
愛知県	3,099,446	8,250	8,317	377.0
三重県	1,774,488	5,557	5,873	310.5
滋賀県	784,665	2,402	2,433	324.6
京都府	903,616	2,689	2,722	388.1
大阪府	6,673,028	20,245	20,508	313.7
兵庫県	2,899,590	6,195	6,217	420.8
奈良県	937,046	2,439	2,479	381.1
和歌山県	869,120	1,876	1,926	457.2
鳥取県	621,980	1,916	1,921	324.2
島根県	914,019	3,361	3,412	269.9
岡山県	1,966,757	7,118	7,321	272.4
広島県	2,279,772	5,624	5,720	340.1
山口県	2,197,536	5,109	5,204	426.2
徳島県	1,466,764	2,489	2,617	574.5
香川県	1,365,132	3,427	3,490	394.7
愛媛県	1,708,826	4,465	4,433	384.1
高知県	1,289,903	4,674	4,709	274.9
福岡県	4,755,510	11,226	11,416	380.9
佐賀県	1,543,781	3,659	3,744	417.1
長崎県	2,830,913	6,267	6,484	444.0
熊本県	3,131,668	8,210	8,328	378.7
大分県	1,941,955	4,723	4,710	411.7
宮崎県	2,117,220	4,667	4,748	449.8
鹿児島県	3,524,614	6,322	6,341	556.7
沖縄県	1,959,865	5,899	5,986	329.8
札幌市	2,559,436	7,743	7,748	330.4
仙台市	623,893	2,193	2,212	283.3
さいたま市	417,315	1,062	1,054	394.4
千葉市	524,404	2,103	2,151	246.5
横浜市	1,803,371	6,008	5,955	301.5
川崎市	501,969	2,030	2,033	247.1
名古屋市	1,627,812	4,193	4,315	382.7
京都市	1,317,592	3,011	3,026	436.5
大阪市	69,118	1,088	1,143	62.0
神戸市	1,249,251	3,614	3,691	342.0
広島市	1,049,947	4,127	4,108	255.0
北九州市	1,404,076	3,934	3,939	356.7
福岡市	1,424,543	4,607	4,696	306.3
全国	120,446,389	342,804	347,985	348.3

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(10) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数
昭和55年	535日
昭和60年	536日
昭和63年	509日
平成元年	496日
平成2年	490日
平成3年	492日
平成4年	486日
平成5年	471日
平成6年	468日
平成7年	455日
平成8年	441日
平成9年	424日
平成10年	406日
平成11年	390日
平成12年	377日
平成13年	374日
平成14年	364日
平成15年	349日

資料：精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

## (11) 都道府県別・入院形態別実地審査状況

(平成15年度)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	59	186	90	0	335
2 青森	15	104	70	0	189
3 岩手	47	121	46	0	214
4 宮城	14	67	9	0	90
5 秋田	14	118	120	0	252
6 山形	16	364	79	0	459
7 福島	45	139	3	0	187
8 茨城	44	99	0	0	143
9 栃木	33	20	0	0	53
10 群馬	14	125	62	0	201
11 埼玉	103	82	98	0	283
12 千葉	27	28	0	0	55
13 東京	0	0	0	0	0
14 神奈川	22	145	18	0	185
15 新潟	21	320	0	0	341
16 富山	28	106	66	0	200
17 石川	14	53	14	0	81
18 福井	12	59	18	0	89
19 山梨	10	157	36	0	203
20 長野	48	88	102	0	238
21 岐阜	38	88	22	0	148
22 静岡	27	0	0	0	27
23 愛知	73	77	0	0	150
24 三重	20	88	63	0	171
25 滋賀	29	7	0	0	36
26 京都	6	17	0	0	23
27 大阪	10	4	0	0	14
28 兵庫	52	67	0	0	119
29 奈良	17	20	24	0	61
30 和歌山	13	32	6	0	51
31 鳥取	15	26	0	0	41
32 島根	19	16	0	0	35
33 岡山	16	42	16	0	74
34 広島	90	178	14	0	282
35 山口	18	61	26	1	106
36 徳島	36	37	0	0	73
37 香川	6	112	12	0	130
38 愛媛	57	99	58	0	214
39 高知	12	212	42	0	266
40 福岡	90	162	54	0	306
41 佐賀	50	166	20	0	236
42 長崎	39	52	36	0	127
43 熊本	46	67	12	0	125
44 大分	43	91	10	0	144
45 宮崎	4	11	0	0	15
46 鹿児島	103	298	106	0	507
47 沖縄	46	47	32	0	125
48 札幌	36	2,696	3,935	168	6,835
49 仙台	15	46	0	0	61
50 さいたま市	3	11	5	0	19
51 千葉	0	12	0	0	12
52 横浜	26	67	0	0	93
53 川崎	7	14	0	0	21
54 名古屋	60	46	0	0	106
55 京都	5	13	13	0	31
56 大阪	13	4	4	0	21
57 神戸	5	21	0	0	26
58 広島	59	96	0	0	155
59 北九州	38	23	0	0	61
60 福岡	28	41	0	0	69
合計	1,856	7,548	5,341	169	14,914

資料：精神保健福祉課調

## (12) 精神医療審査会の審査状況

(平成15年度)

	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		移行	入院継続 不要		移行	入院継続 不要		入院又は処 遇は不適当		入院又は処 遇は不適当
1 北海道	1,801	0	0	103	0	0	16	0	1	0
2 青森県	678	0	0	30	0	0	39	1	1	0
3 岩手県	451	1	0	74	1	0	3	0	0	0
4 宮城県	640	0	0	17	0	0	9	0	2	0
5 秋田県	1,082	0	0	24	0	0	14	3	3	2
6 山形県	721	0	0	28	0	0	11	0	0	0
7 福島県	1,785	0	0	66	0	0	25	0	5	0
8 茨城県	1,484	0	0	74	0	0	18	0	0	0
9 栃木県	1,444	0	0	63	0	0	14	1	2	1
10 群馬県	1,629	0	0	24	0	0	15	0	0	0
11 埼玉県	3,153	0	0	200	0	0	26	1	2	1
12 千葉県	3,036	0	0	42	0	0	41	0	5	2
13 東京都	4,399	0	0	121	0	0	129	1	1	0
14 神奈川県	2,088	0	0	21	0	0	49	0	4	0
15 新潟県	2,924	0	0	28	0	0	48	0	11	0
16 富山県	1,365	0	0	45	0	0	21	0	1	1
17 石川県	1,123	0	0	15	0	0	24	1	1	0
18 福井県	439	0	0	22	0	0	4	0	0	0
19 山梨県	627	0	0	17	0	0	15	2	2	0
20 長野県	828	0	0	76	0	0	18	0	0	0
21 岐阜県	985	0	0	71	0	0	18	0	2	1
22 静岡県	1,501	0	0	42	0	0	29	2	3	0
23 愛知県	1,860	0	0	114	0	0	67	6	2	0
24 三重県	1,035	0	0	32	0	0	17	1	1	0
25 滋賀県	558	0	0	56	0	0	19	2	1	0
26 京都府	99	0	0	4	0	0	69	0	4	0
27 大阪府	4,849	0	0	37	0	0	136	9	22	2
28 兵庫県	1,659	0	0	79	0	0	53	4	12	3
29 奈良県	1,159	0	0	18	0	0	41	1	6	0
30 和歌山県	737	0	0	17	0	0	12	0	0	0
31 鳥取県	438	0	0	28	0	0	15	0	3	0
32 島根県	833	0	0	13	0	0	36	0	1	1
33 岡山県	1,193	0	0	32	1	0	71	2	5	0
34 広島県	1,632	0	0	112	0	0	44	4	3	0
35 山口県	2,172	0	0	19	0	0	26	0	2	0
36 徳島県	714	0	0	60	0	0	15	0	0	0
37 香川県	377	3	2	7	0	0	53	3	4	1
38 愛媛県	1,390	0	1	98	0	0	22	1	0	0
39 高知県	761	0	0	13	0	0	23	0	0	0
40 福岡県	2,819	0	0	169	0	0	114	41	8	2
41 佐賀県	874	0	0	92	0	0	29	4	1	0
42 長崎県	1,327	0	0	75	2	0	44	0	3	0
43 熊本県	2,465	0	0	122	0	0	37	0	1	0
44 大分県	1,312	0	0	69	0	0	16	1	1	0
45 宮崎県	781	0	0	5	0	0	9	0	1	0
46 鹿児島県	2,434	0	0	165	0	0	48	7	1	0
47 沖縄県	929	0	0	56	0	0	27	2	0	0
48 札幌市	2,034	2	0	55	0	0	20	0	0	0
49 仙台市	451	0	0	2	0	0	15	0	0	0
50 さいたま市	412	0	0	1	0	0	9	1	0	0
51 千葉市	529	0	0	4	0	0	23	0	0	0
52 横浜市	1,821	0	0	22	0	0	39	0	6	0
53 川崎市	358	0	0	11	0	0	15	0	0	0
54 名古屋市	1,273	0	0	98	1	0	38	2	2	0
55 京都市	884	0	0	4	0	0	34	1	6	0
56 大阪市	3	0	0	15	0	0	17	0	1	0
57 神戸市	1,022	2	0	10	0	0	9	0	3	1
58 広島市	732	0	0	58	1	0	59	1	2	0
59 北九州市	687	0	0	70	0	0	32	8	3	1
60 福岡市	719	0	0	55	0	0	56	4	2	0
合計	79,515	8	3	3,100	6	0	1,995	117	153	19

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

### 3. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成17年2月1日現在

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
北海道(10'～)	北海道精神科救急医療システム整備事業	8	なし	・輪番制(夜間・休日・土曜) ・空床は各圏域毎に1床以上確保 道南 → 4病院 道央(札幌・釧路) → 29病院 道央(帯広・旭川) → 9病院 道央(旭川) → 16病院 道北 → 6病院 オホーツク → 3病院 十勝 → 2病院 釧路・根室 → 4病院	73	各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び12/29～1/3まで [9:00~17:00] ・夜間 [17:00~9:00] ・土曜 [12:00~17:00]	・24条による診察 ・警察 ・家族 ・保健所 ・依頼者	・合併症受入協力病院(63病院) ・遠隔地域支援病院(46病院)	・連絡調整委員会～道、道精神科病院協会、道医師会、道警、消防、大学、保健所長会、札幌市、各圏域代表者等で構成。 ・ブロック調整会議～各圏域毎に保健所、群医師会、警察、消防、医療機関等で構成。
青森県(11'～)	青森県精神科救急医療システム整備事業	6	・各圏域の当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] ・平日日中(9時~17時)は保健所が担当	・各圏域毎に精神科救急医療病院が輪番制により1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精神科救急医療病院 ・受付時間 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族もしくは依頼者 ・緊急措置を要する場合は保健所	・圏域内の各医療機関 ・県立病院	・青森県精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・各圏域毎の地域精神科救急医療システム連絡調整委員会
岩手県(9'～)	岩手県精神科救急医療システム運営事業	4 東北 盛岡 岩手 青森	なし	・精神科救急医療施設4ヶ所 (各施設毎に365日1床確保)	4	各精神科救急医療施設 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	家族 合併症等の患者は消防機関等	民間及び公立精神科病院18ヶ所	岩手県精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・県医師会 ・日精協県支部 ・消防 ・岩手医大等で構成
宮城県(9'～)	宮城県精神科救急医療体制整備事業	1	県精神医療センター 平日夜間 [17:00~22:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 休日夜間 [17:00~22:00]	休日昼間 国立、県立、指定、非指定病院の中で当該病院管理者の同意に基づき知事が指定する病院 輪番制 2病院 (空床、各病院1床) 通年夜間 県立精神医療センター(空床1床)	29	精神科救急情報センター 休日昼間 各当番病院 [9:00~17:00]	本人、家族	休日夜間 当番病院が必要に応じて参加病院に要請  夜間 輪番制参加28病院	県医師会、県精神科病院協会、県消防長会、県警本部、消防等で構成
山形県(12'～)	山形県精神科応急移送医療事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	・当番精神科救急医療施設(各圏域) 24時間365日 ・各保健所(全4保健所) 24時間365日 (但し、夜間は連絡による)	・本人 ・保護者 ・保健所	主治医のいる精神科医療機関	・システム運営委員会(構成) ・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医療 指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
秋田県 (12'～)	秋田県精神科 救急医療シス テム整備事業	5	なし	・秋田周辺精神科救急 医療圏→8病院輪番制 ・他4医療圏→地域拠 点病院 ・全県拠点病院→県立 リハビリテーション・精神医療 センター ・その他に合併症拠点 病院 (各圏域1床確保)	18	各救急指定病院 平日夜間 [17:00～9:00] 休日等 [24時間体制]	・家族等 ・警察 ・消防 ・県(保健所)	県内の精神病床 を有する病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター等
福島県 (10'～)	福島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 の割 り 記	設置していない	輪番制 (各病院1床)	34	各当番病院 夜間[17:00～8:30] 休日[8:30～17:00]	・家族等 ・県(保健所) ・警察 ・消防	・県立病院 ・精神科を有す る総合病院(合 併症を有する患 者)	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県診療所協会 ・消防 ・警察 ・保健所等
茨城県 (8'～)	茨城県精神科 救急医療体制 及び県が行う 医療保護入院 整備事業	3 水・日 曜・土 曜 休 日 土 曜 日 休 日	土曜、日曜、祝日並 びに年末年始の休日 [8:30～17:15] 平日 [17:15～21:15] 精神保健福祉センタ ー(職員・非常勤嘱 託員が対応)	〈24条通報対応〉 県立友部病院 (空床5床) 〈一般救急相談対応〉 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病 院)	28	精神科救急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般救急相 談〉 家族	・県立友部病院 (24条通報) ・27民間精神 病院 (一般救急相 談)	精神科病院協会、 県警、保健所、精 神保健福祉センタ ー、県立友部病院
栃木県 (12'～)	栃木県精神科 救急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間 [17:00～8:30] 土曜・日曜・休日 [8:30～17:00]	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科救急情報セン ターと同じ	・本人 ・家族  必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病 院、大学病院含 む)、県警、県消 防長会、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成
群馬県 (8'～)	群馬県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	こころの健康センタ ー 平日・休日 [8:30～17:15] 夜間 [17:15～8:30]	輪番制 夜間2病院(2床) 休日2病院(2床) (基幹病院含む)	13	精神科救急情報セン ターと同じ	・県(精神科教 急情報センター) ・警察 ・家族	・精神科協力病 院	・県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康セ ンター
埼玉県 (8'～)	埼玉県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県立精神保健福祉セ ンター 休日[8:30～17:00] 夜間[17:00～8:30]  24時間精神医療相談 窓口	輪番制 夜間2病院(各1床) 休日2病院(各2床)	39	精神科救急情報セン ターと同じ	・県 ・警察 ・家族 ・依頼者	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県精神科病院協 会、県診療所協 会、県警、消防、 保健所、埼玉医科 大学病院、県立精 神医療センター



都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
千葉県 (10'～)	千葉県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 ・平日夜間 [17:00～8:30] ・休日 [8:30～18:30]	①輪番制(30病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	31	県立病院 ・夜間(平日) [17:00～8:30] ・休日 [8:30～18:30]	相談者	特に設けてない	・精神科病院協会 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防等で構成
東京都 (7'～)	精神科救急医 療体制整備事 業	4 (精 神科 救急 医療 圏)	夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00] 平日※ [9:00～17:00] ※精神保健福祉課で 対応	・輪番制 ・初期救急(3床) ・二次救急(3床) ・精神科緊急医療 (16床)	54	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00]	家族等	精神科協力病院 ・診療所	・都医師会 ・精神科病院協会 ・精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'～)	精神科救急 医療対策事業	1	精神保健福祉センタ ー ○初期・二次救急 平日[17:00～22:00] 土日[8:30～18:30] 祝日[8:30～22:00] ○警察官通報 平日[17:00～18:30] 休日[8:30～18:30]	休日昼間：輪番制 指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間：基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪 番制)	40  5 17	○初期・二次救急 平日夜間、休日の8: 30～22:00 精神保健福祉センタ、 横浜市、川崎市職員 の輪番で2名 (常勤、非常勤) 土日の22:00～翌8:3 0 精神保健福祉センタの 職員2名(常勤、非 常勤) ○警察官通報 非常勤職員1名	○初期・二次救 急 相談者が確保 ○警察官通報 県もしくは警 察	民間精神病院 国公立精神病院	県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'～)	精神科救急 医療システム 運営事業	5 県北 新潟 県央 魚沼 上越	保健所 兼務 [8:30～17:15] 県庁担当課 兼務 [17:15～8:30]	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	27	精神科救急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00～17:00] ③夜間 [17:00～9:00]	家族 警察 消防	ブロック内の精 神病院	県医師会、県消防長 会、県精神科病院協 会、県警察本部等で 構成
富山県 (10'～)	富山県精神科 救急医療体制 整備事業	2	設置していない (窓口電話を自動的 に当番病院に転送)	輪番制 (各病院1床)	27	窓口電話により自動 的に当番病院に転送 ・平日夜間 [17:00～翌9:00] ・休日 [9:00～翌9:00]	家族、必要に応 じて消防や警察	当番病院が必要 に応じ転院先を 確保する	県精神科病院協会、日 精協県支部、県警、 消防等で構成
石川県 (10'～)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院1床 ・精神科救急病院 輪番制で1日3床	15	・各当番病院 休日[9:00～17:00] 金曜日夜間1病院 ・県立病院 休日[9:00～17:00] 夜間[17:00～19:00]	本人、家族	精神科協力病院	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・消防・県警 等で構成

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
福井県(11'~)	福井県精神科救急医療システム整備事業	2	なし	・ 輪番制 嶺北地区 休日夜間7病院1床 嶺南地区 休日夜間3病院1床 (週3日) ・ 応急入院指定病院 1床	10	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00]	・ 家族 ・ 依頼者 ・ 24条による 診察	指定病院	各当番病院 保健所
山梨県(10'~)	山梨県精神科救急医療事業	1	県立精神保健福祉センター 平日夜間 [17:15~21:15] 休日(土曜を含む) [11:00~19:30]	輪番制 平日10病院(1床) 県立病院(1床) 休日昼間 10病院(1床) 県立病院(1床) 休日夜間 10病院(1床) 県立病院(1床)	10	救急医療体制 平日夜間 [17:15~22:00] 休日(土曜を含む) 昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間 [17:15~8:30] 翌日が休日の場合は 11:00まで 休日昼間 [11:00~17:15]	・ 依頼者 ・ 県(保健所) ・ 警察	・ 精神科協力病院(9) ・ 県立北病院	・ 県精神病院協会 ・ 県精神科医会 ・ 県警察本部 ・ 県消防長会 ・ 県医療社会事業協会 ・ 日本精神科看護技術協会山梨支部 ・ 県精神障害者家族会連合会 ・ 保健所
長野県(9'~)	精神科救急医療整備事業	4	保健所 原則として平日 8:30~17:00まで (平日夜間及び休日 等については緊急連絡網により対応)	東信・南信は固定2病院(各1床) 北信・中信は輪番制(各5病院) (当番病院1床)	12 固定2 輪番10	精神科救急医療機関(各圏域) 平日夜間 [17:00~8:30] ※9:00 土曜休日 24時間体制 ・ スタッフ 医師、看護婦等	・ 家族等 ・ 救急車 ・ 警察 ・ 保健所	地域の精神病院	県医師会、県精神病院協会、小諸高原病院、駒ヶ根病院、長野赤十字病院、城西病院、県精神保健センター、保健所、県消防長会、県4課(課長・副課長)
岐阜県(9'~)	岐阜県精神科救急医療システム整備事業	1	県精神病院協会委託 24時間精神医療相談窓口	輪番制(各病院1床)	14	救急医療情報センター(情報提供のみ) 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	受診者側	当番病院以外の病院	県精神病院協会、大学、医師会、診療所、警察、消防で構成
静岡県(7'~)	静岡県精神科救急医療対策事業	3	県立病院 終日[8:30~23:30] 24時間精神医療相談窓口	・ 基幹病院 夜間 [17:00~8:30] 休日 [8:30~翌8:30] 土曜 [12:00~翌8:30] ・ 輪番病院 夜間 [17:00~8:30] 休日 [8:30~翌8:30] 土曜 [12:00~翌8:30] (各圏域1病院1床)	基幹 3 輪番 6	各輪番病院・精神科救急情報センター	家族、知人等 警察 県、中核市、市町村 消防署	県立病院 協力病院	精神科救急情報センター 県、中核市、市町村
愛知県(8'~)	精神科救急医療対策事業	3	(社)愛知県精神病院協会に委託 24時間精神医療相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 (1区域1床) (県立病院3床)	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として警察 ・ 消防・家族等 依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、保健所で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
三重県 (10'～)	三重県精神科 救急医療シス テム運用事業	2 北部 南部	幹事病院2カ所 夜間 〔17:00～9:00〕 休日 〔9:00～17:00〕 土曜 〔12:00～17:00〕	輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1床)	13	各当番病院 夜間〔17:00～9:00〕 休日〔9:00～17:00〕 土曜〔12:00～17:00〕 看護師・医師等	・家族 ・警察 ・消防	県立こころの医 療センター、国 立榊原病院	
滋賀県 (9'～)	滋賀県精神科 救急医療 システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病 院(各2床) 県立精神保健総合セ ンター (2床)	10	保健所 24時間365日	・警察 ・消防 ・県 ・家族	指定病院	指定病院、警察、 消防、保健所で構 成
京都市 (13'～)	京都市精神科 救急医療シス テム	2 北部 南部	国立舞鶴病院 (24時間) 南部救急情報セ ンター 平日 〔17:00～8:00〕 休日 〔8:00～8:00〕	基幹病院他 2床	11	国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	原則として家族 等による自己搬 送 24条については 警察署	各指定病院 指定外病院	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院(2) ・府、市 ・診療所協会等
大阪府 (7'～)	大阪府精神科 救急医療体制 整備事業	7 豊能 三島 北河内 中河内 南河内 堺市 泉南 大阪市 を除く	なし	精神科救急病院 輪番制により1日7床	35	・救急案内窓口 平日: 9:00～17:00 17:00～9:00 休日: 9:00～18:00 18:00～9:00 (緊急措置診察受付) 平日: 17:30～22:00 休日: 9:00～22:00  ・救急体制 平日: 17:00～9:00 休日: 9:00～21:00 21:00～9:00	・警察 ・救急隊 ・家族	・精神科協力病 院 ・合併症受入協 力病院 ・府立精神医療 セ ンター	・大阪府精神病院 協会 ・大阪府警
兵庫県 (6'10～)	兵庫県精神科 救急医療体制 運営事業	5 阪神・神戸 播磨 但馬 丹波 淡路	県精神病院協会に委 託 設置場所: 兵庫県災 害医療セ ンター 平日 〔17:00～翌9:00〕 土曜・休日 〔9:00～翌9:00〕	〈阪神・神戸、播磨〉 輪番制をとる。 阪神・神戸 17病院(1床) 播磨 14病院(1床)  〈但馬、丹波、淡路〉 協力病院制をとる。 6病院	37	・受付時間 平日〔17:00～翌9:00〕 土曜〔9:00～翌9:00〕 休日〔9:00～翌9:00〕 ・スタッフ 精神科専門スタッフ (病院・社会復帰施 設勤務の精神保健福 祉士、臨床心理技術 者)	土曜、休日、夜 間は依頼者(警 察、救急、家族 等)が搬送を行 う。	協力病院 (当番病院以外 の病院)	・県医師会 ・県精神科病院協 会 ・大学病院 ・県立・公立病院 ・神戸市 ・県警 ・消防 ・保健所長会 等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
奈良県 (12'～)	奈良県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	奈良県立医科大学内 平日夜間 [17:15～8:30] 休日(土曜・日曜を 含む) [8:30～8:30]	輪番制 夜間・休日 1床	8	・当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00] (土曜日は夜間のみ)  ・緊急医療(24条 等)→各保健所  ・精神科救急情報セ ンター	・家族 ・消防 ・警察 ・県	・精神科救急協 力病院 ・県立医科大学 附属病院	・精神病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
和歌山県 (10'～)	和歌山県精神 科救急医療シ ステム整備事 業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科救急医療施 設 夜間 [17:00～9:00] 休日 [24時間]	29条→県  34条→県  その他→原則依 頼者	県内全ての精神 科病院	県庁 保健所
鳥取県 (14'1～)	鳥取県精神科 救急医療体制 整備事業	3	なし	基幹病院 (1床/圏域)  輪番制 (1床/圏域)	1  4	24時間  当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族 または警察によ る病院への搬送	特になし	圏域ごとに 病院、地区医師 会、警察、消防、 保健所、市町村
島根県 (11'～)	島根県精神科 救急医療体制 整備事業	7	・保健所 平日昼間 [8:30～17:15] ・県立湖陵病院 夜間[17:15～8:30] 休日[8:30～8:30]  24時間精神医療相談 窓口	輪番制(休日及び夜間) 松江圏 6病院(1床) 出雲圏 3病院(1床) 基幹病院 隠岐圏、雲南圏を除 く圏域 (休日及び夜間1床)	12	精神科救急情報セン ターのスタッフが対 応	原則として受診 者側	県立湖陵病院	・各保健所(平日 昼間) ・県立湖陵病院 (夜間休日)
岡山県 (10'～)	岡山県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	岡山県精神科休日夜 間相談センター (委託)岡山県医師会 平日[18:00～22:00] 休日[10:00～22:00]	輪番制 各圏域毎に1床と県立 病院で県下全域に対 応	11	・県立岡山病院 (全域) ・各当番病院 夜間 [18:00～8:30]	主に警察だが、 保健所・家族等 もある	・県立岡山病院 ・指定民間病院	岡山県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会
広島県 (8'～)	広島県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県精神病院協会委託 24時間365日対応  24時間精神医療相談 窓口	・西部→1病院 ・東部→3病院輪番制  (各圏域で1日1床 確保)	4	精神科救急医療施設 (各圏域) 24時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など	・県医師会 ・精神病院協会 ・大学 ・県警 ・消防 ・保健所等	

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
山口県 (12' ~)	山口県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) ・空床は1日当たり 4床確保	26	精神科救急情報セン ター(県立病院内に 設置) ・受付時間 夜間[17:00~ 8:30] 休日[ 8:30~17:30] ・スタッフ 医師・看護師	原則として受診 者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して 行う	輪番不参加の民 間病院、国立病 院	県精神科病院協 会、山口大学付 属病院、県警、消 防、保健所等で構 成する連絡調整委 員会・専門部会を 設置
徳島県 (10' ~)	徳島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 東部 南部 西部	なし	輪番制 東部 夜間・休日9病院 西部 月曜～金曜 4病院 (各1床) 南部 未実施	12	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[ 9:00~ 9:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・消防等	・県立中央病院	精神科病院協会、 保健所
香川県 (16' 7 ~)	香川県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 高松 大川 中讃 三豊	県立丸亀病院 夜間 [17:00~8:30]	輪番制 高松大川 夜間5病院(1床) 中讃三豊 夜間10病院(1床)	15	各当番病院 夜間 [17:00~8:30]	原則として保護 者等	県立丸亀病院が 関係医療機関等 の協力を得て、 緊急に対応を図 る。	県医師会、精神科 病院協会、診療所 協会、県警、消 防、保健所、県立 丸亀病院、精神保 健福祉センター等
愛媛県 (13' ~)	愛媛県精神科 救急医療シス テム整備事業	1 (中)	精神科救急医療情報 センター 平日夜間 [17:00~22:00] 休日等 [ 9:00~17:00]	輪番制(1日1床)	7	精神科救急情報セン ターと同じ	家族等 (措置の場合は 警察の協力を得 て保健所が行 う)	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	・精神病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 等
高知県 (7' ~)	高知県精神科 救急医療事業	1	なし (救急医療情報セン ターで当番病院を紹介)	①休日：輪番制：6病 院 ②平日夜間：1病院 (各1床)	7	各当番病院 平日夜間 [17:00~ 9:00] 土曜日[12:00-9:00] 休日[9:00~ 9:00]	特になし	県立精神科病院	精神科救急医療施 設、県医師会、救 急医療情報センター、高 知大学、県立精神 科病院、消防局、 県警で構成
福岡県 (10' ~)	福岡県精神科 救急医療シス テム事業	4	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [ 9:00-17:00]	輪番制により、各圏域 で受付時間帯毎に1病 院(1床) ・輪番参加病院(80) 指定病院 非指定病院 (計79) 県立病院(1)	80	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [ 9:00-17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士(兼 務) PSW(兼務) 看護師・士等(兼務) 看護師(専従)	依頼者	県内の精神病院	福岡県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会  県医師会、日精協 県支部、県警、消 防等で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
佐賀県 (9' ~)	佐賀県精神科 救急医療シス テム事業	3	精神保健福祉センタ ーに窓口を設置	輪番制 各圏域1床	17	・日曜、祝日、年末 年始 [ 9:00-17:00] ・看護婦、PSW、 等の輪番制	・家族 ・依頼者	・佐賀医科大学 附属病院 ・県立病院好生 館	
長崎県 (11' ~)	長崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	県立精神医療センタ ー内 24時間精神医療相談 窓口の設置	輪番制 各圏域毎に1床を確保	39	各圏域の当番病院 次に掲げる日の昼夜 間 [ 9:00-翌9:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29~1/3)	原則として受診 者側	県立精神医療セ ンター 国立病院機構長 崎医療センター 長崎大学医学部 歯学部付属病院	長崎県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 ・県医師会 ・精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警・消防 ・保健所 ・県立精神医療セ ンター ・県精神保健セ ンター ・離島精神科医療 機関代表 等
熊本県 (9' ~)	熊本県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 (昼) 1 (夜)	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 33 非指定病院 : 5 (各病院1床)	39	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 土曜昼間 [12:00~17:00]	原則として受診 者側	県立こころの 医療センター 国立療養所菊池 病院 【合併症】 熊本大学医学部 付属病院 国立熊本病院	県医師会、県精神病 院協会、県消防長 会、国公立病院、県 警、保健所、精神 保健福祉センター、 県家族会等で構成 (年1回)
大分県 (11' ~)	大分県精神科 救急医療対策 事業	2 (平日 昼間) 1 (平日 夜間)	なし	・輪番制 (各病院1床) 休日 : 2施設 夜間 : 1施設	22	各精神科救急医療 施設(当番病院) 休日[ 9:00-17:00] 夜間[ 17:00-9:00]	原則として受診 者側	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	警察、消防、医師会、 精神科病院協会、大 分大学、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成(年 2回)
宮崎県 (9' ~)	宮崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 県北 県央 県南	なし	3圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確保) ①県央(9病院) 県立精神病院 : 1 指定病院 : 8 ②県北(6病院) 指定病院 : 4 非指定病院 : 2 ③県西南(5病院) 指定病院 : 5	20	当番病院 休日(日曜、祝日 年末年始)のみ 昼夜間 [ 9:00~ 翌9:00]	原則保護者 必要に応じて消 防機関 転院が必要な場 合は病院間で協 議	病院間で協議 合併症等の場合 は一般救急シス テム、国公立病 院	県医師会、精神病 院協会、精神神経科 診療所協会、宮崎大 学医学部、県警本部 等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
鹿児島県 (8'～)	鹿児島県精神 科救急医療シ ステム整備事 業	4 鹿野 南薩 北薩 始良・大隅	県立始良病院内 休日 [ 9:00~24:00] 警察、消防等からの 入院患者受入の要請 に対応する	輪番制 ・鹿児島地区 14 病院 ・南薩地区 10 病院 ・北薩地区 8 病院 ・始良・大隅地区 11 病院 休日 [ 9:00~24:00] (各病院 1 床)	43	各当番病院 休日 [ 9:00~24:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・県 ・指定病院	県立始良病院	県医師会、県精神科 病院協会、鹿児島大 学、県警察本部、県 消防長会、県保健 所長会
沖縄県 (10'～)	沖縄県精神科 救急医療シス テム事業	4 北・ 南・ 宮古 ・八 重山	総合精神保健福祉セ ンター内(沖縄県精 神障害者福祉会連合 会に委託) 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	輪番制 ・北8、南圏域9病院 ・休日夜間のみ北・南 圏域合わせて1県立 病院 ・宮古、八重山圏域各 1病院 (各1床)	19	・県立病院 ・各当番病院 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	・24条診察 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院(一 般病院) ・かかりつけ病 院	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県警 ・県立病院 ・保健所等

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設(空床確保)	救急医療指定施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科救急医療システム整備事業	道が運営	・札幌市夜間急病センター 平日夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~9:00]	北海道精神科救急医療システム整備事業に基づく当番病院 ・輪番制(各病院1床) 道が運営	29	各当番病院 平日(17:00~9:00) 土曜(12:00~9:00) 休日(9:00~9:00) 道が運営	・警察 ・消防 ・家族等 道が運営	・後方支援病院 ・合併症受入病院 道が運営	道が運営
横浜市(13'~)	精神科救急医療対策事業	1	①こころの健康相談センター(三次救急) 全日 [8:45~22:00] ②各区福祉保健センター(初期・二次救急) 平日 [8:45~17:00] ③県立精神保健福祉センター(3区市合同) 平日(初期・二次救急) [17:00~22:00] 土日(初期・二次救急) [8:30~翌8:30] 休日(初期・二次救急) [8:30~22:00] 全日(三次救急) [22:00~翌8:45]	平日昼間: 輪番制指定病院 休日昼間: 当番制指定病院 非指定病院 夜間 基幹病院 深夜: 当番制基幹病院	40 5	(三次救急) 各区福祉保健センター 平日 [17:00~22:00] 衛生局精神保健福祉課 平日 [17:00~22:00] 休日 [8:45~22:00] 県保健福祉センター内 全日 [22:00~翌8:45] (初期・二次救急) 各区福祉保健センター 平日 [8:45~17:00] ・3区市窓口 平日 [17:00~22:00] 土日 [8:30~翌8:30] 休日 [8:30~21:30]	(三次救急) 横浜市 (初期・二次救急) 原則として、相談者等による	民間精神科協力病院等	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・川崎市 ・横浜市総合保健医療センター
名古屋市	精神科救急医療対策事業	3	精神科救急情報センター(愛知県精神科病院協会に委託) 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 ・1圏域1床 ・県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として 警察・消防・家族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、愛知県・名古屋市で構成
京都市(12'~)	京都市精神科救急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター(京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 [17:00~翌8:30] 休日 [8:30~翌8:30] 各保健所(平日昼間) [8:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口	○平日夜間・休日 基幹病院(受入不可能な場合は他の民間精神科救急医療施設で受入) ○休日昼間 国公立病院及び民間の救急医療施設において、通報等に基づく移送の受入(男女各1床)	府立 1 民間 3 民間 8 国公立 2	精神科救急情報センター	○平日夜間休日 原則自己搬送 ○休日昼間 京都市	民間13病院	医師会、精神科病院協会、精神科診療所協会、精神科医会、私立病院協会、府病院協会、支那精神保健福祉協会、京大医、府立医科大学、府消防長会、市消防局、警察、府・市保健所長会、清南病院、こころの健康増進センター、府保健福祉部、市保健福祉局、その他全書が必要と認められた機関・団体
広島市(13'~)	広島市精神科救急医療システム整備事業	1	広島県精神病院協会(医療法人せのがわ内) 年間を通じて毎日24時間体制	常時1床以上確保(1病院と委託契約)	1	医療法人せのがわ(年間を通じて24時間体制)(精神保健福祉士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし(転院先の確保が困難な場合は、情報センターに協力要請)	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県精神科診療所協会 ・広島大学 ・県警 ・消防 ・保健所など

※ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。



4. 平成15年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		調査研究 課題数	備考
	技術指導		(講習会・座談会等)		実件数	延件数		
	回数	回数	回数	参加人数				延件数
北海道	148	10	118	1,079	395	1,166	2	
青森県	21	3	25	2,441	139	193	3	
岩手県	47	5	5	238	120	332	0	
宮城県	137	3	0	0	14	17	8	
秋田県	29	4	24	382	34	53	2	
山形県	51	6	12	705	74	433	0	
福島県	220	7	12	59	85	522	9	
茨城県	67	55	18	1,979	429	3,173	3	
栃木県	109	19	144	783	334	1,505	2	
群馬県	47	29	23	683	193	311	1	
埼玉県	2,826	36	89	5,514	33	196	5	
千葉県	77	47	103	1,857	3,854	5,372	7	
東京都	9,289	38	124	6,021	1,252	3,134	12	
神奈川県	511	52	6	9,994	16	40	4	
新潟県	80	20	25	1,092	112	395	2	
富山県	234	9	53	1,586	300	3,406	3	
石川県	252	17	16	958	337	1,405	1	
福井県	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	373	10	3	395	132	212	4	
長野県	355	69	113	5,479	536	2,921	1	
岐阜県	109	10	0	0	97	130	0	
静岡県	170	26	8	484	268	1,996	8	
愛知県	65	38	3	586	758	1,398	8	
三重県	616	63	3	672	182	182	1	
滋賀県	114	10	6	136	354	695	1	
京都府	49	8	6	54	41	67	0	
大阪府	46	58	254	4,887	492	17,757	21	
兵庫県	486	6	38	1,607	492	1,537	4	
奈良県	10	24	1	512	231	338	1	
和歌山県	81	30	1	205	29	112	1	
鳥取県	70	5	12	214	426	1,516	5	
島根県	21	7	3	470	33	65	0	
岡山県	359	20	7	1,524	464	4,353	60	
広島県	93	15	50	2,013	262	2,625	2	
山口県	217	23	21	2,462	100	630	4	
徳島県	115	0	0	0	126	490	0	
香川県	71	4	10	174	69	892	4	
愛媛県	569	29	28	741	151	386	0	
高知県	313	9	36	234	586	586	1	
福岡県	111	34	33	2,267	1,679	1,966	2	
佐賀県	45	0	0	0	45	65	0	
長崎県	91	4	25	2,244	37	52	4	
熊本県	564	5	17	228	270	685	0	
大分県	99	7	8	253	852	1,419	2	
宮崎県	728	0	0	0	20	23	0	
鹿児島県	44	19	18	1,530	217	829	1	
沖縄県	35	16	0	0	67	618	1	
札幌市	137	22	1	320	2,905	4,670	2	
仙台市	234	5	1	235	5	14	2	
さいたま市	80	11	1	160	77	224	0	
千葉市	17	17	32	1,348	726	987	1	
横浜市	148	67	14	786	24	27	8	
川崎市	83	38	10	195	138	690	0	
名古屋市	57	57	16	1,068	1,680	2,186	10	
京都市	40	16	31	202	23	73	9	
大阪市	337	55	13	1,195	0	0	0	
神戸市	61	4	12	803	229	2,091	2	
広島市	183	28	6	110	439	814	20	
北九州市	80	8	15	709	19	19	3	
福岡市	88	13	7	56	323	731	0	
合計	21,709	1,250	1,660	71,929	23,325	78,724	257	

(東京都内訳)

中部	2,317	8	31	1,704	314	532	4	
多摩	3,592	25	40	1,850	695	1,131	8	
下谷	3,380	5	53	2,467	243	1,471	0	

資料：精神保健福祉課調

## (2) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		備考
	技術指導		(講習会・座談会等)		実件数	延件数	
	回数	回数	回数	参加人数			
北海道	26	2	0	0	43	65	
青森県	6	1	21	75	43	134	
岩手県	0	4	4	185	14	49	
宮城県	76	6	2	440	67	181	
秋田県	8	1	1	150	6	8	
山形県	65	2	0	0	78	999	
福島県	10	1	0	0	29	87	
茨城県	2	1	0	0	108	682	
栃木県	10	3	23	66	85	327	
群馬県	0	1	0	0	17	20	
埼玉県	87	0	8	1,193	43	224	
千葉県	36	5	3	347	570	783	
東京都	2,051	5	34	885	380	2,190	
神奈川県	4	0	0	0	124	142	
新潟県	0	2	1	150	32	45	
富山県	29	5	12	204	69	1,481	
石川県	25	2	3	146	92	628	
福井県	52	2	2	75	108	624	
山梨県	407	5	0	0	98	1,129	
長野県	198	9	10	127	174	1,418	
岐阜県	0	1	0	0	0	0	
静岡県	12	1	5	2,015	76	1,236	
愛知県	15	0	0	0	109	223	
三重県	9	16	16	346	65	263	
滋賀県	11	2	36	265	363	747	
京都府	17	0	0	0	50	224	
大阪府	11	5	0	0	522	4,208	
兵庫県	33	1	10	983	145	563	
奈良県	10	6	0	0	42	59	
和歌山県	5	1	0	0	8	8	
鳥取県	52	0	28	1,372	215	1,316	
島根県	4	2	0	0	14	29	
岡山県	42	0	1	40	88	419	
広島県	53	14	2	540	76	376	
山口県	48	0	1	239	60	350	
徳島県	83	2	27	235	108	521	
香川県	67	0	0	0	95	623	
愛媛県	4	1	1	30	52	440	
高知県	13	1	12	431	34	47	
福岡県	28	12	8	1,164	288	351	
佐賀県	69	1	0	0	89	347	
長崎県	36	2	5	917	10	18	
熊本県	91	5	0	0	149	273	
大分県	2	8	5	490	110	184	
宮崎県	103	0	3	243	53	74	
鹿児島県	4	1	5	52	68	87	
沖縄県	0	3	1	202	16	35	
札幌市	16	1	7	62	121	142	
仙台市	6	3	3	50	98	515	
さいたま市	26	0	0	0	54	125	
千葉市	3	0	0	0	112	170	
横浜市	19	5	5	155	28	34	
川崎市	0	4	9	270	221	1,624	
名古屋市	6	1	31	185	50	98	
京都市	5	7	99	780	59	261	
大阪市	26	1	3	124	112	319	
神戸市	0	1	1	80	26	29	
広島市	19	1	0	0	213	218	
北九州市	87	6	12	139	30	30	
福岡市	0	4	1	70	0	0	
合計	4,127	176	461	15,522	6,209	27,802	

## (東京都内訳)

中部	618	1	19	451	89	379	
多摩	312	2	15	434	176	1,230	
下谷	1,121	2	0	0	115	581	

資料:精神保健福祉課調

## (3) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
	技術指導		回数	参加人数	実件数	延件数	
	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	9	2	0	0	8	8	
青森県	0	1	0	0	6	6	
岩手県	0	2	12	78	30	55	
宮城県	0	1	0	0	13	21	
秋田県	6	2	2	106	4	4	
山形県	24	0	1	146	22	382	
福島県	24	1	0	0	3	3	
茨城県	2	4	1	67	28	32	
栃木県	7	3	22	455	26	50	
群馬県	8	0	0	0	87	159	
埼玉県	65	4	7	705	79	480	
千葉県	23	27	51	987	280	445	
東京都	756	5	133	3,278	396	2,903	
神奈川県	29	2	0	0	72	79	
新潟県	0	0	0	0	0	0	
富山県	27	1	12	220	7	31	
石川県	8	1	1	48	10	10	
福井県	0	0	0	0	0	0	
山梨県	19	0	4	1,302	7	14	
長野県	11	1	23	152	30	415	
岐阜県	5	1	0	0	22	22	
静岡県	0	0	1	365	22	34	
愛知県	3	0	0	0	25	25	
三重県	6	1	0	0	4	15	
滋賀県	24	1	51	1,059	88	107	
京都府	7	1	9	67	7	7	
大阪府	0	3	2	73	207	1,988	
兵庫県	63	5	2	95	31	58	
奈良県	1	1	0	0	17	17	
和歌山県	2	0	0	0	2	2	
鳥取県	2	8	2	67	9	14	
島根県	6	3	2	185	4	4	
岡山県	0	0	0	0	4	23	
広島県	5	4	1	33	11	16	
山口県	0	1	0	0	10	65	
徳島県	28	2	9	133	13	15	
香川県	1	0	12	81	8	29	
愛媛県	0	0	0	0	30	32	
高知県	0	0	0	0	0	0	
福岡県	31	7	2	778	158	158	
佐賀県	4	2	0	0	11	14	
長崎県	16	1	1	204	5	7	
熊本県	59	16	26	755	23	42	
大分県	1	3	1	241	29	67	
宮崎県	121	38	10	1,855	43	49	
鹿児島県	23	1	23	457	26	30	
沖縄県	0	2	1	189	5	5	
札幌市	1	2	0	0	43	43	
仙台市	54	1	4	1,248	48	474	
さいたま市	6	1	0	0	22	52	
千葉市	1	0	0	0	102	149	
横浜市	12	7	5	300	13	14	
川崎市	0	1	14	290	30	80	
名古屋市	1	0	0	0	0	0	
京都市	2	1	74	1,178	31	60	
大阪市	1	1	5	578	26	41	
神戸市	0	0	1	425	3	3	
広島市	1	3	2	108	54	61	
北九州市	37	10	21	2,377	61	73	
福岡市	2	2	1	80	0	0	
合計	1,544	187	551	20,765	2,355	8,992	

## (東京都内訳)

中部	110	2	114	909	106	763	
多摩	59	1	4	130	97	719	
下谷	587	2	15	2,239	193	1,421	

資料:精神保健福祉課調

## (4) 心の健康づくり推進事業

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		心の電話 相談事業	備考
	技術指導		(講習会・座談会等)	実件数	延件数	延件数		
	回数	回数	回数	参加人数				
北海道	56	1	2	85	0	0	3,335	
青森県	117	1	6	18	1	8	2,006	
岩手県	12	3	3	2,293	84	147	283	
宮城県	41	1	13	287	126	473	2,754	
秋田県	36	3	3	169	21	43	738	
山形県	53	1	7	1,105	0	0	1,297	
福島県	60	1	0	0	131	683	1,265	
茨城県	4	1	0	0	92	403	2,919	
栃木県	14	3	2	503	29	102	3,345	
群馬県	9	0	7	791	7	8	3,046	
埼玉県	177	4	5	2,258	108	613	3,119	
千葉県	34	42	9	3,725	162	1,050	2,084	
東京都	497	2	43	3,048	147	633	28,670	
神奈川県	26	0	0	0	145	844	3,951	
新潟県	18	3	0	0	57	83	1,337	
富山県	68	1	22	634	373	377	3,217	
石川県	31	0	8	470	69	262	4,113	
福井県	150	29	51	513	315	1,636	747	
山梨県	33	7	3	395	82	200	692	
長野県	23	7	8	1,220	34	45	2,366	
岐阜県	0	1	11	733	0	0	2,497	
静岡県	19	2	30	5,376	90	1,308	5,818	
愛知県	21	0	3	1,551	1,088	1,215	1,035	
三重県	41	14	23	970	101	101	4,321	
滋賀県	20	2	1	286	1	1	1,839	
京都府	13	2	3	74	42	170	423	
大阪府	247	2	5	237	472	3,602	3,154	
兵庫県	98	1	12	568	30	186	2,352	
奈良県	0	0	0	0	1	1	532	
和歌山県	1	2	1	10,500	2	2	888	
鳥取県	37	0	9	625	0	0	0	
島根県	0	0	3	124	54	114	606	
岡山県	34	0	4	153	57	672	2,168	
広島県	0	0	0	0	0	0	1,286	
山口県	0	39	9	892	0	0	1,202	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	
香川県	23	3	12	37	119	837	2,128	
愛媛県	0	0	10	1,366	0	0	1,993	
高知県	0	0	0	0	139	354	578	
福岡県	42	7	17	1,283	831	961	2,894	
佐賀県	52	0	0	0	146	410	3,091	
長崎県	69	0	14	1,030	12	13	1,890	
熊本県	36	9	3	70	28	44	4,679	
大分県	8	0	1	1,290	62	157	2,360	
宮崎県	20	8	5	363	44	62	2,555	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1,657	
沖縄県	14	0	0	0	68	75	667	
札幌市	0	0	2	3,100	0	0	1,570	
仙台市	80	1	3	560	301	2,734	3,459	
さいたま市	24	0	1	200	139	335	887	
千葉市	0	0	0	0	0	0	1,506	
横浜市	18	3	2	139	8	10	4,170	
川崎市	0	11	6	744	12	25	1,199	
名古屋市	22	2	0	0	393	470	1,288	
京都市	5	1	1	650	43	131	2,811	
大阪市	9	0	3	155	0	0	6,480	
神戸市	0	0	2	119	0	0	577	
広島市	3	1	1	450	723	795	676	
北九州市	93	0	12	352	1	1	672	
福岡市	16	2	4	538	0	0	2,227	
合計	2,524	223	405	52,049	6,990	22,396	151,419	

## (東京都内訳)

中部	65	0	22	2,270	57	253	9,223	
多摩	126	1	12	444	58	250	10,011	
下谷	306	1	9	334	32	130	9,436	

資料:精神保健福祉課調

## (5) 社会復帰促進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
			回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	0	0	0	0	0	0	
青森県	0	4	6	88	38	70	
岩手県	9	9	9	114	0	0	
宮城県	105	5	6	47	66	131	
秋田県	14	1	1	150	22	34	
山形県	10	1	0	0	5	64	
福島県	371	11	12	59	346	2,246	
茨城県	413	4	0	0	8	17	
栃木県	17	3	0	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	49	5	19	410	87	348	
千葉県	136	11	41	2,439	3,292	8,009	
東京都	3,523	14	66	1,080	806	178,661	
神奈川県	539	20	0	0	172	1,156	
新潟県	8	3	2	47	0	0	
富山県	73	1	9	194	42	130	
石川県	58	10	1	129	37	114	
福井県	206	13	2	16	12	81	
山梨県	167	31	10	2,566	64	193	
長野県	385	31	11	1,063	56	369	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	
静岡県	56	20	2	2,581	4	72	
愛知県	408	23	1	150	61	225	
三重県	3	1	10	1,184	4	4	
滋賀県	41	3	0	0	13	14	
京都府	42		12	260	17	110	
大阪府	1,943	73	1	500	3,257	13,173	
兵庫県	208	5	10	366	64	204	
奈良県	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	1	0	0	0	0	0	
鳥取県	146	13	9	192	157	2,186	
島根県	24	2	2	60	10	12	
岡山県	50	0	0	0	8	29	
広島県	65	8	0	0	106	646	
山口県	13	8	8	635	19	191	
徳島県	190	2	0	0	18	54	
香川県	181	3	12	18	39	912	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	
高知県	47	2	0	0	0	0	
福岡県	155	13	68	1,993	52	2,366	
佐賀県	1	0	0	0	1	1	
長崎県	82	1	8	680	16	21	
熊本県	135	4	11	142	122	123	
大分県	10	13	15	241	31	95	
宮崎県	144	1	0	0	43	55	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	
沖縄県	84	2	4	2,062	34	310	
札幌市	0	0	0	0	0	0	
仙台市	121	1	12	297	72	1,193	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	
千葉市	21	6	0	0	25	25	
横浜市	0	0	0	0	0	0	
川崎市	0	3	1	165	0	0	
名古屋市	17	25	0	0	254	395	
京都市	352	5	2	213	16	84	
大阪市	34	0	0	0	0	0	
神戸市	0	6	5	85	0	0	
広島市	77	7	24	217	84	494	
北九州市	401	56	82	4,926	114	1,126	
福岡市	27	9	10	1,886	0	0	
合計	11,162	492	504	27,255	9,694	215,743	

(東京都内訳)

中部	2,534	5	48	640	395	18,209	
多摩	989	9	18	440	411	160,452	
下谷	0	0	0	0	0	0	

資料：精神保健福祉課調

5 精神障害者保健福祉手帳関係

(1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成16年3月末現在)

	年 間 申 請 者 数	年 間 交 付 者 数											年度末現在交付者数				
		1 級			2 級			3 級			合 計			1 級	2 級	3 級	合 計
		診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計	診断書	年金 証書	計				
1 北海道	4,511	529	227	756	1,345	1,799	3,144	437	285	722	2,311	2,311	4,622	1,341	5,671	1,225	8,237
2 青森	2,962	626	619	1,245	826	599	1,425	172	101	273	1,624	1,319	2,943	3,202	2,529	590	6,321
3 岩手	2,160	304	456	760	456	553	1,009	240	139	379	1,000	1,148	2,148	1,489	2,030	761	4,280
4 宮城	1,589	96	656	752	165	352	517	127	149	276	388	1,157	1,545	1,067	1,311	476	2,854
5 秋田	1,614	116	128	244	262	748	1,010	223	117	340	601	993	1,594	407	1,770	752	2,929
6 山形	1,623	474	463	937	245	266	511	41	51	92	760	780	1,540	1,801	836	149	2,786
7 福島	2,317	261	386	647	405	895	1,300	141	211	352	807	1,492	2,299	1,179	2,183	592	3,954
8 茨城	2,845	175	450	625	671	740	1,411	486	137	623	1,332	1,327	2,659	1,122	2,300	1,010	4,432
9 栃木	2,228	197	268	465	542	541	1,083	485	134	619	1,224	943	2,167	889	2,134	1,137	4,160
10 群馬	2,092	253	638	891	435	397	832	266	85	351	954	1,120	2,074	1,699	1,555	627	3,881
11 埼玉	5,682	354	191	545	1,369	2,270	3,639	1,008	357	1,365	2,731	2,818	5,549	1,613	9,321	3,200	14,134
12 千葉	4,428	377	499	876	1,148	1,473	2,621	576	252	828	2,101	2,224	4,325	1,777	4,705	1,412	7,894
13 東京	14,764	1,546	1,879	3,425	4,758	3,083	7,841	2,687	632	3,319	8,991	5,594	14,585	6,600	14,247	5,815	26,662
14 神奈川	4,376	377	637	1,014	994	1,428	2,422	637	269	906	2,008	2,334	4,342	1,889	4,348	1,569	7,806
15 新潟	3,649	163	457	620	892	1,713	2,605	39	308	347	1,094	2,478	3,572	1,538	4,853	687	7,078
16 富山	1,068	86	140	226	230	383	613	133	96	229	449	619	1,068	376	1,158	381	1,915
17 石川	1,352	114	131	245	252	620	872	101	126	227	467	877	1,344	413	1,390	365	2,168
18 福井	731	52	4	56	240	118	358	259	27	286	551	149	700	145	743	568	1,456
19 山梨	1,893	321	224	545	677	470	1,147	111	77	188	1,109	771	1,880	904	2,005	301	3,210
20 長野	3,189	735	286	1,021	610	1,139	1,749	203	212	415	1,548	1,637	3,185	1,693	2,904	663	5,260
21 岐阜	1,900	132	132	264	448	688	1,136	347	153	500	927	973	1,900	504	1,851	767	3,122
22 静岡	4,560	389	267	656	892	1,956	2,848	511	450	961	1,792	2,673	4,465	1,678	6,784	2,128	10,590
23 愛知	6,478	475	178	653	2,081	2,282	4,363	1,057	375	1,432	3,613	2,835	6,448	1,232	7,724	2,565	11,521
24 三重	2,044	219	61	280	922	523	1,445	246	64	310	1,387	648	2,035	518	2,655	517	3,690
25 滋賀	1,170	48	65	113	299	443	742	171	128	299	518	636	1,154	229	1,419	529	2,177
26 京都	1,281	74	220	294	249	434	683	205	96	301	528	750	1,278	778	1,651	694	3,123
27 大阪	8,804	1,836	393	2,229	3,464	1,996	5,460	779	301	1,080	6,079	2,690	8,769	4,413	10,459	2,207	17,079
28 兵庫	5,302	773	70	843	2,581	764	3,345	942	117	1,059	4,296	951	5,247	1,719	5,946	1,846	9,511
29 奈良	1,442	259	46	305	358	555	913	124	75	199	741	676	1,417	578	1,671	223	2,472
30 和歌山	1,371	260	145	405	372	326	698	125	65	190	757	536	1,293	808	1,313	339	2,460
31 鳥取	928	107	45	152	425	255	680	56	40	96	588	340	928	467	1,391	198	2,056
32 島根	1,540	132	340	472	219	521	740	145	159	304	496	1,020	1,516	832	1,277	483	2,592
33 岡山	2,163	189	298	487	468	776	1,244	118	159	277	775	1,233	2,008	835	1,947	483	3,265
34 広島	4,124	225	116	341	1,637	1,294	2,931	559	217	776	2,421	1,627	4,048	619	5,059	1,367	7,045
35 山口	2,564	570	434	1,004	421	775	1,196	190	151	341	1,181	1,360	2,541	2,088	2,272	718	5,078
36 徳島	1,060	178	258	436	295	205	500	70	49	119	543	512	1,055	618	747	188	1,553
37 香川	913	51	124	175	167	410	577	100	54	154	318	588	906	355	1,109	277	1,741
38 愛媛	1,604	90	138	228	465	714	1,179	115	82	197	670	934	1,604	417	2,035	357	2,809
39 高知	1,106	112	38	150	216	507	723	138	72	210	466	617	1,083	275	1,355	372	2,002
40 福岡	3,327	242	222	464	948	1,266	2,214	426	204	630	1,616	1,692	3,308	659	3,451	892	4,992
41 佐賀	950	65	87	152	139	519	658	53	77	130	257	683	940	290	1,173	224	1,687
42 長崎	2,147	203	195	398	550	808	1,358	212	115	327	965	1,118	2,083	842	2,660	625	4,127
43 熊本	4,770	799	1,192	1,991	1,128	1,441	2,569	6	194	200	1,933	2,827	4,760	3,633	4,624	332	8,589
44 大分	1,141	86	45	131	304	506	810	76	105	181	466	656	1,122	305	1,644	345	2,294
45 宮崎	1,346	43	71	114	258	630	888	175	152	327	476	853	1,329	235	1,816	583	2,634
46 鹿児島	2,536	59	74	133	835	925	1,760	463	180	643	1,357	1,179	2,536	255	3,345	1,279	4,879
47 沖縄	3,569	431	132	563	1,206	1,162	2,368	471	75	546	2,108	1,369	3,477	934	3,859	810	5,603
48 札幌	3,600	206	123	329	968	1,329	2,297	748	162	910	1,922	1,614	3,536	760	4,596	1,664	7,020
49 仙台	1,714	200	290	490	383	441	824	272	112	384	855	843	1,698	921	1,467	729	3,117
50 さいたま	1,097	97	31	128	342	419	761	139	60	199	578	510	1,088	235	1,220	344	1,799
51 千葉	838	100	79	179	252	295	547	67	39	106	419	413	832	316	937	202	1,455
52 川崎	1,730	142	130	272	767	292	1,059	300	67	367	1,209	489	1,698	507	1,940	663	3,110
53 横浜	5,152	252	579	831	1,398	1,433	2,831	1,082	354	1,436	2,732	2,366	5,098	1,450	5,272	2,344	9,066
54 名古屋	3,556	223	51	274	1,159	1,159	2,318	703	225	928	2,085	1,435	3,520	499	4,255	1,654	6,408
55 京都	2,855	188	260	448	787	659	1,446	794	125	919	1,769	1,044	2,813	1,108	2,988	1,893	5,989
56 大阪	4,907	691	171	862	2,122	802	2,924	971	122	1,093	3,784	1,095	4,879	1,736	5,471	1,945	9,152
57 神戸	2,842	140	64	204	1,061	918	1,979	507	114	621	1,708	1,096	2,804	368	3,525	1,103	4,996
58 広島	2,918	534	77	611	1,528	594	2,122	84	80	164	2,146	751	2,897	955	3,594	323	4,872
59 北九州	1,335	46	83	129	259	542	801	298	99	397	603	724	1,327	245	1,421	692	2,358
60 福岡	1,799	147	74	221	604	501	1,105	359	91	450	1,110	666	1,776	404	2,131	809	3,344
合計	169,556	18,169	16,137	34,306	49,499	51,652	101,151	22,576	9,324	31,900	90,244	77,113	167,357	66,764	188,047	57,983	312,794

## (2) 地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧

平成16年2月末現在

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引
秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の免除
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
新潟県	県立6施設の利用料の免除
富山県	県立施設の利用料等の減免
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除
静岡県	県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
滋賀県	通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募
兵庫県	県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成
奈良県	県立施設等の利用料の免除

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)、生活福祉資金の貸付
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	福祉手当の支給、医療助成制度、福祉バス・タクシーの利用、公共施設の利用料減免
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇
佐賀県	公共施設等の利用料割引
長崎県	公共施設の利用料減免
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の入場料免除
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	医療費の一部助成、公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置
横浜市	水道料金等の減免、文化施設等の割引、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、市営住宅入居優先、入院医療費援助
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、生活福祉資金の貸付、資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関、1級)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成



## 6 精神障害者社会復帰施設設置か所数

(平成16年4月1日現在)

		生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム B型	授産施設			福祉工場	地域生活 支援センター
					通所	入所	小規模通所		
1	北海道	10	3	1	12	0	5	0	11
2	青森県	8	3	3	5	2	3	1	15
3	岩手県	4	1	1	6	0	1	0	9
4	宮城県	1	0	0	3	0	3	0	1
5	秋田県	8	4	1	3	1	0	0	4
6	山形県	2	0	1	1	0	0	0	4
7	福島県	3	3	1	3	0	5	0	7
8	茨城県	7	2	3	5	1	1	0	11
9	栃木県	10	9	3	3	2	4	0	11
10	群馬県	7	2	4	4	0	2	0	9
11	埼玉県	11	2	2	5	0	5	0	16
12	千葉県	6	3	2	4	0	2	0	10
13	東京都	10	9	0	26	0	67	0	41
14	神奈川県	4	2	1	1	0	11	0	8
15	新潟県	11	6	5	16	1	3	0	11
16	富山県	2	1	3	7	1	5	1	7
17	石川県	3	4	5	2	1	3	1	7
18	福井県	1	1	0	7	0	0	0	7
19	山梨県	2	0	1	4	0	0	0	4
20	長野県	9	3	1	10	1	6	0	7
21	岐阜県	7	3	1	1	0	1	1	9
22	静岡県	6	2	3	10	0	3	0	15
23	愛知県	6	1	1	7	0	6	0	8
24	三重県	4	2	4	5	0	2	0	5
25	滋賀県	3	1	0	5	0	2	0	6
26	京都府	1	0	1	3	0	4	0	4
27	大阪府	13	4	3	4	0	54	1	25
28	兵庫県	7	6	1	3	0	6	0	4
29	奈良県	3	0	0	1	0	13	0	7
30	和歌山県	2	0	0	5	0	5	1	4
31	鳥取県	2	1	1	2	0	3	0	3
32	島根県	4	5	0	6	1	3	2	10
33	岡山県	3	6	2	2	2	2	0	9
34	広島県	6	3	5	8	0	5	1	11
35	山口県	8	4	5	4	1	1	1	7
36	徳島県	8	0	0	1	0	1	0	6
37	香川県	5	1	2	2	0	2	0	7
38	愛媛県	4	1	2	1	0	4	1	5
39	高知県	3	0	2	1	0	4	0	5
40	福岡県	9	1	3	7	4	0	0	9
41	佐賀県	2	1	1	1	0	0	1	1
42	長崎県	8	4	5	8	2	0	1	7
43	熊本県	4	2	2	7	0	1	2	9
44	大分県	6	4	1	7	1	0	1	6
45	宮崎県	4	2	0	2	1	2	0	3
46	鹿児島県	8	7	0	5	1	1	1	11
47	沖縄県	7	4	0	3	6	0	0	9
48	札幌市	2	1	1	2	0	3	0	3
49	仙台市	2	0	0	4	0	6	0	5
50	さいたま市	1	0	0	2	0	0	1	5
51	千葉市	1	0	0	0	0	1	0	0
52	横浜市	3	0	0	2	0	2	0	4
53	川崎市	1	0	0	0	0	2	0	1
54	名古屋市	2	0	1	3	0	0	0	2
55	京都市	0	3	0	2	0	5	0	3
56	大阪市	2	1	0	1	0	21	0	6
57	神戸市	1	0	1	3	0	14	0	6
58	広島市	3	0	1	2	0	0	0	4
59	北九州市	0	4	1	5	0	1	0	1
60	福岡市	2	0	0	1	0	2	0	1
	合計	282	132	88	265	29	308	18	446

7 平成15年度更生・育成医療の実施状況

都道府県

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
1 北海道	2,360	253,085	1,216	121,155
2 青森	2,645	285,356	470	51,118
3 岩手	382	70,575	411	40,198
4 宮城	2,449	301,636	615	39,741
5 秋田	712	105,734	240	17,145
6 山形	1,533	221,784	424	30,894
7 福島	853	113,799	629	37,433
8 茨城	400	72,015	654	72,718
9 栃木	3,506	290,850	1,294	115,379
10 群馬	695	128,969	405	39,726
11 埼玉	1,601	286,770	1,972	183,750
12 千葉	1,130	254,952	1,594	155,862
13 東京都	2,544	409,638	3,059	287,091
14 神奈川県	322	52,888	877	81,848
15 新潟	4,061	329,690	964	74,082
16 富山	815	73,664	285	25,821
17 石川	2,521	258,455	323	32,235
18 福井	822	123,777	238	29,341
19 山梨	3,299	365,352	704	39,894
20 長野	1,173	216,381	844	79,164
21 岐阜	1,690	89,835	630	50,697
22 静岡県	1,524	194,418	1,081	111,580
23 愛知県	6,770	540,666	4,420	252,258
24 三重	1,303	145,654	1,112	84,380
25 滋賀	2,738	273,436	749	68,181
26 京都府	4,064	463,640	784	50,167
27 大阪府	4,987	313,202	2,368	186,207
28 兵庫県	1,025	115,912	1,538	92,543
29 奈良	1,762	164,544	680	53,799
30 和歌山	1,373	146,031	464	31,177
31 鳥取	189	35,766	220	22,512
32 島根	286	41,370	399	29,038
33 岡山	2,231	204,592	340	28,221
34 広島	749	101,666	588	45,262
35 山口	4,208	380,739	838	59,970
36 徳島	640	72,624	504	31,904
37 香川県	1,966	139,361	340	19,580
38 愛媛	2,659	313,641	275	30,097
39 高知	1,897	233,811	122	17,983
40 福岡	7,737	950,972	667	79,767
41 佐賀	3,005	334,427	399	30,079
42 長崎	5,112	413,249	583	49,416
43 熊本	7,594	697,688	572	46,782
44 大分	1,605	236,689	199	20,720
45 宮崎	4,143	433,057	1,146	93,148
46 鹿児島	3,042	343,738	1,906	55,341
47 沖縄	6,054	666,044	1,368	120,751

指定都市・中核市（別掲）

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
48 札幌	387	40,017	876	89,538
49 仙台	1,488	216,452	435	50,223
50 さいたま	257	42,228	571	38,948
51 千葉	291	63,394	342	34,907
52 横浜	299	72,982	1,197	107,439
53 川崎	108	57,073	413	54,730
54 名古屋	3,922	477,039	1,184	105,675
55 京都府	7,841	849,495	1,299	110,936
56 大阪府	1,841	279,975	691	58,222
57 神戸	4,072	301,595	1,438	54,153
58 広島	1,521	149,859	443	43,257
59 北九州	5,215	399,405	194	19,553
60 福岡	4,124	526,644	485	67,538
61 旭川	772	71,079	118	12,769
62 秋田	310	43,734	105	9,269
63 郡山	69	11,244	140	11,126
64 いわき	362	25,418	103	10,042
65 宇都宮	1,321	61,090	849	50,535
66 川越	103	18,832	178	8,989
67 船橋	185	34,524	121	11,153
68 須賀	45	7,194	174	14,285
69 相模原	76	18,384	175	17,101
70 新潟	1,311	107,814	325	23,348
71 富山	461	40,654	113	8,782
72 金沢	2,497	166,021	220	20,865
73 長野	190	23,034	97	10,209
74 岐阜	92	12,661	126	10,663
75 静岡県	110	71,012	411	33,215
76 浜松	369	57,972	306	22,877
77 豊橋	474	48,725	323	13,242
78 豊田	536	45,757	314	17,340
79 岡崎	408	42,417	274	118,975
80 堺	1,596	89,882	525	42,012
81 高槻	495	43,208	167	13,251
82 姫路	91	11,956	109	8,864
83 奈良	358	36,853	242	16,564
84 和歌山	6,585	118,182	620	16,189
85 岡山	1,109	162,288	316	24,909
86 倉敷	786	92,423	156	17,214
87 福山	167	24,215	160	12,102
88 高松	827	52,268	199	13,489
89 松山	911	67,587	193	16,168
90 高知	1,082	215,653	111	10,397
91 長崎	1,035	135,077	217	14,327
92 熊本	3,440	342,000	389	27,299
93 大分	353	64,290	128	12,512
94 宮崎	1,480	127,955	184	16,218
95 鹿児島	5,770	121,292	267	30,794
合計	181,318	18,350,995	59,533	4,868,368

資料：精神保健福祉課作成（「福祉行政報告例」より）

## 8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回 (昭和28年)	東京都	第28回 (昭和55年)	神奈川県
第2回 (昭和29年)	〃	第29回 (昭和56年)	福岡県
第3回 (昭和30年)	〃	第30回 (昭和57年)	北海道
第4回 (昭和31年)	〃	第31回 (昭和58年)	静岡県
第5回 (昭和32年)	〃	第32回 (昭和59年)	新潟県
第6回 (昭和33年)	〃	第33回 (昭和60年)	広島県
第7回 (昭和34年)	〃	第34回 (昭和61年)	青森県
第8回 (昭和35年)	〃	第35回 (昭和62年)	京都府
第9回 (昭和36年)	大阪府	第36回 (昭和63年)	茨城県
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第37回 (平成元年)	宮崎県
第11回 (昭和38年)	福岡県	第38回 (平成2年)	北海道
第12回 (昭和39年)	宮城県	第39回 (平成3年)	高知県
第13回 (昭和40年)	愛知県	第40回 (平成4年)	神奈川県
第14回 (昭和41年)	北海道	第41回 (平成5年)	大阪府
第15回 (昭和42年)	東京都	第42回 (平成6年)	岡山県
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第43回 (平成7年)	岩手県
第17回 (昭和44年)	広島県	第44回 (平成8年)	岐阜県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第46回 (平成10年)	新潟県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第47回 (平成11年)	三重県
第21回 (昭和48年)	石川県	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第22回 (昭和49年)	東京都	第49回 (平成13年)	長野県
第23回 (昭和50年)	福島県	第50回 (平成14年)	東京都
第24回 (昭和51年)	北海道	第51回 (平成15年)	兵庫県
第25回 (昭和52年)	島根県	第52回 (平成16年)	長崎県
第26回 (昭和53年)	香川県	第53回 (平成17年)	岩手県
第27回 (昭和54年)	大阪府		(予 定)